

唐大黃	銅礬	橙皮	橙皮シロップ	橙皮チンキ	當藥	吐根シロップ	吐根チンキ	吐根(一錠中主藥0.05錠)	吐根チンキ
緩味健胃藥(内用)	結膜炎(外用)	矯芳香性健胃藥	矯芳香性健胃藥(内用)	芳香性健胃藥(内用)	苦味健胃藥(内用) 健胃散製造用	祛痰吐藥(内用)	祛痰吐藥(内用)	祛痰吐藥(内用)	祛痰藥(内用)
一日數回0.3-1.0 煎劑	○1.0-5.0%液點眼科 小挺子又ハ2-5分 白糖ヲ和シ眼撒布料	一日五〇-一〇〇 (水劑ニ配伍)	一日數回一〇-三〇 (單味又ハ水劑ニ配伍)	一回〇.五-三〇 (煎劑)	一回〇.二-一〇 (散、浸劑)	一日數回〇.〇二-一 (一五(浸劑))	一回一-二個	一日三回一〇-二〇	
注。壘中ニ容レ密栓意。	注。壘中ニ容レ密栓意。	注。	注。	注。	注。	注。	注。	注。	注。

【ナ】

吐酒石	トラーフル散	トラーガント漿	トリクロル醋酸	トルーバルサム	豚脂
催吐藥(内用)	緩和包攝藥(内用) 丸、錠、乳劑、賦形藥	粘滑藥(内用)	腐蝕藥(外用)	矯痰藥(外用)	軟膏基礎藥
○〇.〇二-〇.〇五 (催吐シタルハ止ム)	一回〇.〇一-〇.〇五 二%軟膏	一回〇.五-一.五	純品又ハ濃厚液ヲ 疣、鶏眼除去ニ用フ 2%液鼻、咽喉塗布料	一日〇.二-一.〇 (カプセル)	一日三回〇.一五-〇.三〇 一日數回〇.一〇-〇.五 塗布料又ハ撒布料
注。壘中ニ容レ密栓意。	注。壘中ニ容レ密栓意。	注。	注。壘中ニ容レ密栓意。	注。	注。

復方甘草散	復方キナチンキ	復方大黃丸	復方大黃散	復方ロカイチンキ	沸騰クエン酸	沸騰	葡萄酒	葡萄酒
緩下、祛痰藥(内用)	健胃強壯藥(内用)	健胃瀉下藥(内用)	同(内用)	健胃性緩下藥(内用)	緩下、健胃、沸騰散(内用)	清涼性消化藥	興奮性飲料	榮養、強心利尿藥
一回五〇	一日三回一〇—三〇(水劑)	一回二—三丸	(健胃)一日數回二〇—三〇(瀉下)一回二〇—三〇	一日三回二〇—四〇	一回五〇—一〇〇ヲ冷水、又ハ糖水ニ和シ沸騰ニ乗ジテ飲用	糖水ニ重曹ヲ溶解シ之ニ酒石酸ヲ投ジ沸騰ニ乗ジテ飲用	一回一〇〇—一三〇	一回一〇〇—一三〇
壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓

プロテイン銀	プロムアンモン	プロムエチル	プロムカリ	プロムカンフル	プロム水素酸	プロム水素酸	プロム水素酸
防腐散菌藥(外用)	鎮靜藥(内用)	鎮靜藥(外用)	鎮靜、鎮痙藥(内用)	鎮靜、鎮痙藥(内用)	鎮靜、鎮痙藥(内用)	鎮靜、鎮痙藥(内用)	鎮靜、鎮痙藥(内用)
〇・二五—〇・五%液尿道注入料	〇・二五—〇・五%液膀胱洗滌料	〇・五%液婦人淋毒性膀胱炎、注入料	〇・二五%液點眼料	〇・五%液塗布料(チフテリア)〇・二%液吸入料(チフテリア、喘息)	一日三回〇・三—一〇(プロムカリ)、プロムナトリウムト配伍シ水、散劑)	五—一〇滴ヲ嗅用	一日三回〇・五—一〇
壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓	壺中ニ容レ密栓

劇	松脂硬膏	創綠接合用 其他硬膏劑製造用	一回〇〇・五〇・一〇 〇火上ニ燻煙シテ吸 入ス	一回 〇〇・二 六	注° 意°
劇	マンダラ葉	喘息煙草 (外用)		一回	

【シ】

劇	ミグレニン	偏頭痛(内用)	一回〇〇・三〇・五〇 一〇〇(散錠劑)	一回 三〇〇	注° 意°
劇	蜜蠟黃	緩和包攝藥(内用) 單軟膏製造用	乳劑トシテ用フ		
劇	明礬	腐蝕藥(外用)	二一四%液含嗽料 〇〇五ニ〇〇%液吸入料 〇五一一〇〇%液洗滌料		
劇	ミルラチンキ	氣管枝炎、健胃藥 (内用)	一日數回〇・二一一〇 (散、丸劑)		
劇	ミルラチンキ	氣管枝カタル(内用) 腐敗性潰瘍(外用) 齒齦炎	一日數回一〇・二〇〇 二一〇%液洗口、含嗽 料、創傷塗布料		

【ム】

劇	無水クロム酸	腐蝕藥(外用)	一〇一ニ〇%液(塗布料)		注° 意°
---	--------	---------	--------------	--	----------

注° 壘中ニ容レ硝子
栓ヲ以テ密閉、
意°

劇	メチルスルホナール	催眠藥	一回〇〇・五一一〇 (散劑)	一回 二〇〇	注° 意°
劇	メチレン青	頭痛、マラリア 疾(外用)	一日數回〇〇・一〇〇・三〇〇 下注射 一〇%液塗布料、二 %液尿道注入料		
劇	滅菌ゼラチン液	胃腸出血、吐血、咯 血、腎出血ノ止血藥	射 一〇一四〇皮下注		冷 處
劇	綿馬エキス	十二指腸蟲(内用)	一日二回五〇一〇一 〇〇(丸、カプセ ル劑)	一日 一〇〇	注° 意°
劇	綿馬根	十二指腸蟲(内用)	煎(砥劑) 普通前項ノモノヲ用 フ		注° 意°

【メ】

木タール軟膏	慢性皮膚疾患(外用)	塗布料	一〇一ニ〇%軟膏 「バスタ」劑、アルコ ール液		
木タール	慢性皮膚疾患(外用)	塗布料			

【モ】

○劇	○	○劇	劇	○劇	劇	×劇	×劇
ヨードホルム	ヨードナトリウム	ヨードチンキ	ヨードカリ軟膏 (二錠中主藥・三五)	ヨードカリ	ヨ	溶性フエノ バルビタール	溶性バルビタール
						フェニルエチルバル ビツール酸ソーダ	ヂエチルバルビツ ル酸ソーダ
微創傷、潰瘍面(外用)	變質藥(内用)	補血強壯藥(内用)	鎮痛消炎藥(外用)	腺腫(外用)	微毒、腺病(内用)	同(内用)	鎮靜催眠藥(内用)
一日一回 〇〇・二〇 六二	一日一回 〇〇・一〇	一日一回 〇〇・五二	一日一回 〇〇・二〇	一日一回 〇〇・二〇	一日一回 〇〇・二〇	一日一回 〇〇・二〇	一日一回 〇〇・二〇
注。意。	注。意。	注。意。	注。意。	注。意。	注。意。	注。意。	注。意。

硫 化 石 灰	硫 化 カ リ 硫	肝 疥 癬(外用)	頭部濕疹、疥癬、脫毛藥(外用)
ヨードホルムガーゼ	ヨードホルム	ヨードホルム綿	ヨードホルム綿
防腐性繃帶材料	防腐性被蓋藥	防腐性繃帶材料	防腐性繃帶材料
解熱、鎮痙、鎮靜藥(内用)	膏劑製造用	軟膏基礎藥	ロイマチス、神經痛(外用)
一日一回 〇〇・五二	一日一回 〇〇・二〇	一日一回 〇〇・二〇	一日一回 〇〇・二〇
注。意。	注。意。	注。意。	注。意。

リンゴ鉄エキス	補血強壯藥(内用)	一日數回〇・三—一・五(水、丸劑)	壺中ニ容レ硝子栓ヲ以テ密閉
リンゴ鉄チンキ	同 上(内用)	〇 一日數回二〇—一六・	
燐酸	稀燐酸製造用		
〇劇 燐酸コデイン	鎮痛、鎮靜藥、鎮咳藥(内用)	一日三回〇・〇三— 〇・一〇水、散、丸劑 〇・〇二—〇・〇五皮 下注射	注。 意。
燐酸ソーダ	緩尿酸結利尿藥(内用) 藥	一日一五〇—三〇〇 一日三回一五—六〇	壺中ニ容レ密栓
【ル】			
劇 ルゴール液	復方ヨード液 咽喉頭炎(外用)	塗 布 料	壺中ニ容レ硝子栓ヲ以テ密栓 遮光、注。 意。
【レ】			
レゾルシン	防腐藥(内用) 濕疹其他皮膚病(外用)	一日三回〇・二—一・〇 二—〇・〇軟膏、一—一・〇 %液塗布料〇・五—三・% 液尿道注入料	遮 光

レモン精	芳香性矯臭、矯味藥(内用)	一回一〇—一・五ヲ 他ノ水劑ニ配伍シテ 用フ	壺中ニ容レ密栓
レモン油	矯臭、矯味藥		
【ロ】			
ロカイ	健胃、瀉下藥(内用)	緩下藥〇・〇六—〇・二 峻下藥〇・三—〇・五—一・ 〇、苦味健胃藥〇・二— 〇・〇三	
ロカイエキス	健胃、緩下藥(内用)	緩下藥〇・〇三—〇・一〇 峻下藥〇・一—〇・三 健胃藥〇・〇一—〇・〇五	
ロカイ鉄丸	貧血症、萎黃病(内用)	一回一—二丸	
ロカイヤラップ丸	緩下藥(内用)	一回二—五丸	
ローズ水	芳香性矯臭藥		
迷迭香精	刺戟性塗擦藥		壺中ニ容レ密栓

附表

(一) 老人、小兒藥品用量概表

一年以下ノ者	大人用量ノ 十五分ノ一乃至十二分ノ一
一年乃至二年者	八分ノ一
二年乃至三年者	六分ノ一
三年乃至四年者	四分ノ一
四年乃至七年者	三分ノ一
七年乃至十四年者	二分ノ一
十四年乃至二十二年者	三分ノ二
六十五年乃至七十年者	三分ノ一
七十年乃至八十年者	二分ノ一

本表ハ年齢二十二年乃至六十二年ノ者ニ對シ與フル所ヲ常
量トシ、之ヲ一位ト定メテ起算シタル「ガビウス」氏法ニシテ、
患者ノ體質、發育状態、病症ノ狀況、藥品ノ種類ニヨリ差異
アリ、場合ニ依リ該表ヨリ少量ヲ與フルコトアリ、或ハ比較
的多量ヲ用フルコトアリテ一様ナラズ。
一般ノ用量標準ハ大人ハ一回ノ極量ヲ一日用量トシ、一日
ノ極量ヲ二日乃至三日用量トシテ用フルヲ常トス。

(二) 處方箋ノ服用量

一小刀尖	一「グラム」
一刀尖	二「グラム」
一半茶匙	二「グラム」
一茶匙	四「グラム」
一小兒匙(半食匙)	八「グラム」
一食匙	一五「グラム」
一水盞	一〇「グラム」
一酒杯	一〇〇「グラム」

(三) 藥品ノ瓦量ニ對スル滴量表

水・鹽類水溶液・稀鑛酸類	一六滴(一滴〇〇六)
丁幾劑・脂肪油・流動越幾斯	二〇滴(一滴〇〇五)
揮發油類・クロロフォルム	二五滴(一滴〇〇四)
アルコール	三〇滴(一滴〇〇三)
エーテル	五〇滴(一滴〇〇二)

本表ハ今尙慣用セラレツ、アル滴數ニ就テ、普通一「ボン
ド」細共栓瓶ヨリ滴下セルモノヲ計量シタル概略ヲ示シタル
モノニシテ、其藥品ノ一瓦ハ大約茲ニ示シタル滴數ニ該當ス。
(四) 倍數ト「プロセント」(%)ノ比較表

(倍)	(%)
二倍	50%
三倍	33%強
四倍	25%
五倍	20%
十倍	10%
十五倍	7.5%
二十倍	5%
二十五倍	4%
三十倍	3.3%強
四十倍	2.5%
五十倍	2%
六十倍	1.7%弱
七十倍	1.4%強
八十倍	1.2%強
九十倍	1.1%強
百倍	1%

(倍)	(%)
百二十倍	0.83%強
百三十倍	0.76%強
百五十倍	0.66%強
二百倍	0.5%
二百五十倍	0.4%
三百倍	0.33%強
四百倍	0.25%
五百倍	0.2%
五千倍	0.1%
二万倍	0.05%
三万倍	0.033%強
五万倍	0.02%
一万倍	0.01%
二万倍	0.005%

(五) メートル法ト慣用法トノ比較概表

1里ハ……36町……12960尺……3.92727キロメートル……
 2.4403メートル
 1丁ハ……60間……360尺……109.0909メートル
 1ヤル(哩)ハ……1.76ヤード……1.60934キロメートル

14町45間8寸3分5厘
 1海里(哩)ハ……1.852キロメートル……16町58間6分……
 1.1503メートル
 1尺ハ……10寸……0.30303メートル……鯨尺8寸
 メートル(米.m)ハ……3尺3寸……1.09361ヤード……
 鯨尺2尺6寸4分
 1ヤンチ(吋)ハ……36分ノ1ヤード……2.540センチメートル
 1ヤンチ(吋)ハ……0.83820寸
 1ミクロン(微μ)ハ……百万分ノメートル……0.033075
 1段歩ハ……10畝……300歩……99.17平方メートル
 1畝歩ハ……30歩(坪)……99.17平方メートル
 1歩(坪)ハ……36平方尺……3.3058平方メートル
 0.0330579ヤード

1升ハ……10合……1.80391リットル……0.4765ガロン
 1合ハ……10勺……0.18039リットル……0.04765ガロン
 1ガロンハ……2.09846升……3.78543リットル
 1立方センチメートル(ミリリットル・cc・ml)ハ……1000
 分ノ1リットル……0.0544リットル

1斤……160匁……600グラム……1.32275ポンド
 1ポンド(セ・封度)ハ……120.96匁……453.6グラム
 1オンス(匁)ハ……16分ノ1ポンド……28.35グラム……
 7.56匁
 1グラム(匁)ハ……2.6667分……15.4321デネーン
 1貫匁ハ……1000匁……3.750キログラム……8.26720ポンド
 1匁ハ……3.75グラム……0.132275オンス
 1トソ(匁t)ハ……1000キログラム……266.667貫……0.98
 419匁トソ

(六) メートル法換算早わかり表

里ヲ「キロメートル」ニ直スニハ……三割加ヘテ三倍スル(概數)
 坪ヲ平方「メートル」ニ直スニハ……一割加ヘテ三倍スル(ウ)
 畝ヲ「アール」ニ直スニハ……一分引ク(ウ)
 尺ヲ「メートル」ニ直スニハ……三割シテ十デ割ル(概數)
 鯨尺ヲ「メートル」ニ直スニハ……五割増シテ四デ割ル(ウ)
 吋ヲ「センチメートル」ニ直スニハ……五倍シテ二デ割ル(ウ)
 「メートル」ヲ間ニ直スニハ……一割加ヘテ二デ割ル
 升ヲ「リットル」ニ直スニハ……九倍シテ五デ割ル(概數)
 貫ヲ「キログラム」ニ直スニハ……八デ割ツテ三十倍
 斤ヲ「キログラム」ニ直スニハ……五デ割ツテ三倍
 「ポンド」ヲ「キログラム」ニ直スニハ……一割引イテ二デ割ル
 (概數)
 「キログラム」ヲ貫ニ直スニハ……二割引イテ三デ割ル

肝臟解毒ホルモン
ヤクリトン
 YAKRITON

東北帝國大學教授醫學博士佐藤彰氏發見に係る
 肝臟解毒ホルモン

ヤクリトンは從來知られたる肝臟の解毒作用
 を殆ど完全に代表する效力を有し、用途頗る
 廣汎

用法 皮下注射或は注腸法により應用す
 包裝 5錠 5單位 ¥ 4.00
 10錠 10單位 ¥ 7.00

東京室町 三共株式會社 大阪、台北、紐育
 (文獻御申越次第進呈)

新吸着療法劑
アドソルビン
 ADSORBIN

下痢諸症
 就中、急慢性胃腸炎、赤痢様疾患、腸チフス、
 腸結核、吐瀉症、小兒下痢等に對する理想的
 吸着療法劑 (文獻進呈)

用量 多くの場合一日3.0—5.0瓦にて所期
 の目的を達すべし
 包裝 500瓦 ¥ 1.50 2500瓦 ¥ 4.50
 5000瓦 ¥ 8.00

東京室町 三共株式會社 大阪、台北、紐育

日醫經濟聯盟指定



杏林化學研究所

ニチイ
新藥製造所

東京市麹町區飯橋河岸

醫藥關係法令集

目次

一、醫藥法令集

一藥品營業並藥品取扱規則	一
一藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條及第三十七條ノ三ニ依ル命令	五
一輸出又ハ移出スル賣藥ノ取締ニ關スル件	九
一花柳病豫防法	一〇
一花柳病豫防法施行令	一一
一花柳病豫防法施行規則	一二
一醫師法	一三
一醫師法施行規則	一五
一齒科醫師法	一七
一齒科醫師法施行規則	一九
一獸醫師法	二三
一獸醫師法施行規則	二四
一藥劑師法	二六
一藥劑師法施行規則	二八
一何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑取締ニ關スル件	三二

一阿片法	三三
一阿片法施行規則	三四
一麻藥取締規則	三七
一麻藥取締規則第二條ニ依リ麻藥指定	三九
一藥品巡視規則	四二
一賣藥法	四三
一賣藥法施行規則	四四
一毒物劇物營業取締規則	四八
一毒藥劇藥品目	五一
一藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル指定藥品	五二
一毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物	六〇
一毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ家事上必要ナル毒物劇物品目	六一

醫藥法令集

●藥品營業並藥品取扱規則

(明治二十二年三月十六日)
法律第十號

沿革

明治二十五年六月法律第六號、三十二年二月同第六號、四十年四月同第三十五號、四十三年三月同第二十四號、大正十四年四月同第四十四號改正

第一章 藥劑師

第一條乃至第十五條 廢止

第十五條ノ二 藥劑師ハ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條乃至第十九條 廢止

第二章 藥種商

第二十條 藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ爲ス者ヲ云フ

第二十一條 藥種商ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二十二條 毒藥劇藥ハ衛生試驗所又ハ藥劑師製藥者ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第三章 製藥者

第二十三條 製藥者トハ單ニ藥品ヲ製造シ自製ノ藥品ヲ販賣スル者ヲ云フ

第二十四條 製藥者ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二十五條 毒藥劇藥ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ其容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

第四章 藥品取扱

第二十六條 日本藥局方ニ記載スル所ノ藥品ハ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ得ス、但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

第二十七條 日本藥局方ニ記載セサル藥品ハ其據ル所ノ外國藥局方名ヲ記スヘシ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適合シタルモノニ非サレハ製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ得ス、但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

第二十八條 藥局方中特ニ貯藏法ヲ示シタルモノハ其所定ニ從フヘシ

第二十九條 毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ

第三十條 毒藥劇藥ハ職業上必要ト認メタル者ヨリ其藥名、量數、使用ノ目的、年月日及住所、氏名、職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出スニ非サレハ之ヲ販賣若クハ授與スルコトヲ得ス

前項ノ證書ハ其日付ヨリ滿十年間之ヲ保存スヘシ

第三十一條 毒藥劇藥ハ前條ニ記載シタル證書アルモ幼稚ノ

者其他不安心ト認ムル者ニハ交付スヘカラス

第三十二條 毒藥劇藥ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ其名稱及販賣授與者ノ住所氏名ヲ記シ毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ付記スヘシ

第三十三條 藥劑師ニ於テ醫師ノ處方箋ニ據リ患者ニ與フル藥劑ハ第三十條及第三十二條ノ手續ヲ爲スヲ要セス

第三十四條 藥劑師藥種商製藥者ノ間ニ於テハ第三十條及第三十二條ニ記載シタル手續ヲ要セス其藥劑師藥種商製藥者タルノ證明書ヲ以テ毒藥劇藥ヲ賣買スルコトヲ得

第三十五條 毒藥劇藥ノ品目ハ内務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ假名又ハ漢字ヲ以テ其藥名ヲ記スヘシ但羅匈語又ハ他ノ外國語ト併記スルハ妨ケナシ

第三十七條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ製造者ノ住所氏名ヲ記スヘシ其外國製ニ係ルモノハ引取人ノ住所氏名ヲ記スヘシ但藥品製造會社ニ在テハ其所在地名及會社名ヲ記スルモ妨ケナシ

第三十七條ノ二 藥劑師ニ非サレハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與

スルコトヲ得ス但藥劑師藥種商製藥者間ニ在リテハ此限ニ在ラス

醫師カ第四十三條ニ依リ指定藥品ヲ販賣授與スルハ前項ノ限ニ在ラス

第三十七條ノ三 命令ノ定ムル所ニ從ヒ藥劑師ヲ使用スル藥種商ハ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但第三十二條ノ二ニ依リ其藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥劑師ノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ四 土地ノ狀況ニ依リ地方長官ハ期間及營業所所在地ヲ定メ藥種商ニ指定藥品ノ販賣授與ヲ許可スルコトヲ得但其藥品ハ藥劑師又ハ前條ノ藥種商ヨリ得タルコトノ證明アルモノニ限ル

第三十七條ノ五 第十五條ノ二ノ規定ハ前二條ニ掲クル藥種商ニ之ヲ準用ス

第三十八條 内務大臣ハ監視員ヲシテ藥局及藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

監視員ハ巡視ノ際其證票ヲ携帯スヘシ
第三十八條ノ二 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルモノハ行政官廳ニ於テ其製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與ヲ禁止スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ藥品ノ所有者若クハ所持者ヲ

シテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ之ヲ廢棄シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品アルトキ亦前項ニ同シ

第三十八條ノ三 此規則ニ於テ指定藥品ト稱スルハ内務大臣ノ指定シタル藥品ヲ謂フ

第五章 罰則

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ四百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥品ノ容器又ハ包紙ニ虚偽ノ記入ヲナシタル者

二 第二十六條又ハ第二十七條ニ違背シタル者

三 第三十八條ノ二第一項ノ禁止ヲ犯シタル者

第三十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 廢止

二 第三十七條ノ二第一項第三十七條ノ三又ハ第三十七條ノ四ニ違背シタル者

第三十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 廢止

二 第二十二條第二十五條又ハ第三十條第一項ニ違背シタル者

三 藥劑師ニシテ藥品ノ容器又ハ包紙ニ誤記ヲ爲シ又ハ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品ヲ貯藏、陳列、販賣若クハ授與シタル者

四 第三十七條ノ三ニ掲クル藥種商ニシテ事實ヲ知ラスシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル指定藥品ヲ貯藏、陳列、販賣又ハ授與シタル者

當該官吏若クハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其職務執行ヲ拒ミ若クハ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ前項ニ同シ但其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十九條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥種商若クハ製藥者ノ免許ヲ受ケス又ハ業務ノ禁止若クハ停止ノ處分ニ違背シテ藥種商又ハ製藥者ノ業ヲ爲シタル者

二 第三十八條ノ二第二項又ハ第三項ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者

第四十條 第二十九條第三十條第二項第三十一條第三十二條ニ違背シタル者ハ二百圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 第十五條ノ二第二十八條第三十六條第三十七條

第三十七條ノ五ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第四十一條ノ二 此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタル者ニハ刑法ノ減輕、【再犯加重及數罪俱發】ノ例ヲ用キス

第四十一條ノ三 當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第四十一條ノ四 當業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十一條ノ五 廢止

第四十一條ノ六 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第四十一條ノ七 當該官吏又ハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ不正ノ所爲アルトキハ【一年以

下ノ重禁錮】ニ處シ【四十圓以下ノ罰金ヲ附加】ス但其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ【刑法第二百八十四條】ノ例ニ照シテ處斷ス

第四十二條 內務大臣ハ此規則實行ノ責ニ任シ之カ爲メ必要ナル命令及訓令ヲ發布スヘシ但藥種商製藥者取締ニ係ル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ

附則

第四十三條 醫師ハ第三十四條ニ從ヒ醫師タルノ證明書ヲ以テ藥劑師藥種商製藥者ヨリ毒藥劇藥ヲ買取ルコトヲ得

第四十四條 廢止

第四十五條 【阿片賣買ニ關スル事項ハ明治十一年第八十二號布告ニ據ル】

第四十六條 廢止

第四十六條ノ二 藥種商又ハ製藥者其業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ地方長官ハ其業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ藥種商又ハ製藥者ノ業務ヲ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第四十六條ノ三 此規則中地方長官ニ屬スル職權ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第四十六條ノ四 此規則中醫師ニ關スル規定ハ齒科醫師及獸醫ニ之ヲ適用ス

第四十七條 此規則ハ明治二十三年三月一日ヨリ施行ス

第四十八條 明治十三年第一號布告藥品取扱規則ハ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

附則 (明治四十年法律第三十五號)

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

免許ヲ得テ五箇年以上藥種商ト爲リ本法施行ノ際現ニ其業ヲ營ム者ハ法人ヲ除クノ外本法施行後ト雖指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但本法施行後六箇月以內ニ地方長官ニ其旨ヲ届出テタル者ニ限ル

第十五條ノ二及第三十九條ノ三第一項第四號ノ規定ハ前項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニ之ヲ準用ス

第二項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニシテ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ミタルモノハ罰第四十一條ニ同シ
第二項但書ノ届出ヲ爲シタル者ヲ除クノ外本法施行ノ際現ニ營業スル藥種商ニハ本法施行ノ日ヨリ三箇年ヲ限リ第三十七條ノ二ヲ適用セス

●藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條及第三十七條ノ三ニ依ル命令

(明治四十年十二月十一日 內務省令第二十七號)

第一條 藥品營業者藥局方適否試驗ノ目的ヲ以テ藥品ヲ一時貯藏スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限ニ在ラス

第二條 藥品營業者製藥又ハ精製原料(藥局製劑ノ原料ヲ除ク)ニ供スル目的ヲ以テ藥品ヲ貯藏シ又ハ其ノ目的ヲ以テ營業者間ニ販賣スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限ニ在ラス

第三條 第一條及第二條ノ藥品ハ藥局又ハ陳列所以外ノ場所ニ他ノ藥品ト區別シテ貯藏スルコトヲ要ス

第四條 第一條及第二條ノ藥品ハ第一號又ハ第二號様式ノ帳簿ニ記入シ其ノ出納ヲ明ニスルコトヲ要ス

第五條 第三條ノ規定ニ從ヒテ貯藏シ且前條ニ依リ帳簿ニ記入シタルモノニ非サレハ第一條ノ目的ヲ以テ貯藏シ又ハ第二條ノ目的ヲ以テ貯藏販賣スルモノト認ムルノ限ニ在ラス

第六條 規則第三十七條ノ三ノ藥劑師ハ之ヲ使用スル藥種商ニ於テ地方長官ニ其届出ヲ爲シタル者タルコトヲ要ス

前項ノ藥劑師ハ其藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事セサル者タルコトヲ要ス
第一項ノ届出ハ藥劑師ノ連署ヲ以テシ藥劑師免狀ノ謄本ヲ

添付スルコトヲ要ス

第七條 前條ノ藥種商其ノ藥劑師ヲ解雇シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ
 藥劑師失踪ノ宣告ヲ受ケ若ハ死亡シ又ハ免狀面ニ異動ヲ生シタルトキハ亦前項ニ同シ但シ失踪又ハ死亡ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其手續ヲ爲スヘシ
 第八條 第六條ノ藥劑師ニシテ其ノ藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事シタル者及第七條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ明治四十年法律第三十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第一號様式ノ一 (試驗藥品用)

一、倉庫營業者運送取扱人其ノ他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘカラス若ニ受入レタル試験品ヲ上記ノ者ニ寄託スル等試験終了前處置シタルトキハ「受入」及「試験中」ノ欄ヲ朱書訂正シ其ノ事由ヲ備考トシテ附記スヘシ
 二、藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘシ
 三、同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ

月	試験品				不合格品	
	受入	合格	不合格	減損	試験中	受入總額

四、同一種類ノ藥品ヲ數回受入レタル場合ニハ「試験中」ノ欄ニハ其ノ數回分ノ物ヲ合算シ又「受入總額」ノ欄ニハ當日不合格ト決定シタル額ヲ合算シテ記入スヘシ
 五、「減損」ノ欄ニハ藥品ノ試験減、小分減、破損減等ノ數量ヲ記入スヘシ
 六、不合格品ヲ他人ノ手ニ渡シ處置シタルトキハ其ノ渡先ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキハ「處置方法」ノ欄ニ記入スヘシ
 七、「合格」及「不合格」ノ欄ニハ當日受入レタル物ニ係ルト否ヲ問ハス當日試験成績ノ決定シタル數量ヲ記入スヘシ
 八、頁ノ改マルトキハ次頁ノ始メニ其ノ前頁ノ終ノ數ヲ繰越高トシテ記入スヘシ

第一號様式ノ二 (製藥原料用)

一、倉庫營業者運送取扱人其ノ他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘカラス若ニ受入レタル藥品ヲ上記ノ者ニ寄託スルトキハ「賣渡」ノ欄ニ數量及寄託先ヲ記入スヘシ
 二、藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘシ
 三、受入レタル藥品ヲ返戻シ、廢棄シ又ハ他ノ方法ニ依リ處置シタルトキハ「賣渡」ノ欄ニ其ノ數量及處置方法ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキ亦同シ
 四、同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ
 五、同一種類ノ藥品ヲ數回受入レタル場合ニハ「現在殘高」ノ欄ニハ其ノ數回分ノ物ヲ合算シテ記入スヘシ
 六、頁ノ改マルトキハ次頁ノ始メニ其ノ前頁ノ終ノ數ヲ繰越高トシテ記入スヘシ
 七、此ノ帳簿ニハ精製原料ヲモ記入スヘシ

月	藥品名				現 在 高
	受入	先	賣渡	製藥	

第二號様式ノ一 (試驗藥品用)

一、前日ヨリ繰越
 二、受入
 三、合格
 四、不合格
 五、減損
 六、試験中
 七、受入總額
 八、處置方法
 九、其數量

月	日	試験		成績		減損		試験中		不合格品	
		前日ヨリ繰越	受入	合格	不合格	減損	試験中	受入總額	處置方法	其數量	

備考

- 一、倉庫營業者運送取扱人其ノ他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘカラス若己ニ試験品ヲ上記ノ者ニ寄託スル等試験終了前處置シタルトキハ「受入」及「試験中」ノ欄ヲ朱書訂正シ其ノ事由ヲ備考トシテ附記スヘシ
- 二、藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘシ
- 三、同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度藥品名ヲ重複記入シ數回ニ受拂數量ヲ記入スルモ差支ナシ
- 四、同一種類ノ藥品ヲ數回ニ受入レタル場合ニハ「試験中」ノ欄ニハ其數回分ノ物ヲ藥品別ニ合算シ又ハ「受入總額」ノ欄ニハ當日不合格ト決定シタル額ヲ合算シテ記入スヘシ
- 五、「減損」ノ欄ニハ藥品ノ試験減、小分減、破損減等ノ數量ヲ記入スヘシ
- 六、不合格品ヲ他人ノ手ニ渡シ處置シタルトキハ其ノ渡先ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキハ「處置方法」ノ欄ニ記入スヘシ
- 七、「合格」及「不合格」ノ欄ニハ當日受入レタル物ニ係ルト

否トヲ問ハス當日試験成績ノ決定シタル數量ヲ記入スヘシ
 第二號様式ノ二 (製藥原料用)

月 日	受 入		賣 渡		製藥濟 現在品 數量 總計
	前日ヨリ繰越	受入先	數量	賣渡先	

備考

- 一、倉庫營業者運送取扱人其ノ他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘカラス若己ニ受入レタル藥品ヲ上記ノ者ニ寄託スルトキハ「賣渡」ノ欄ニ數量及寄託先ヲ記入スヘシ
- 二、藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ「受入」ノ欄ニ記入スヘシ

●輸出又ハ移出スル賣藥ノ取締ニ關スル件

(大正三年九月二十五日
 勅令 第二百號)

- 第一條 賣藥法第二十條第二項ノ規定ニ依ル届書ニハ同法第二條第一項ニ掲ケタル事項、氏名、生年月又ハ法人ノ名稱、住所、營業所及輸出先又ハ移出先ヲ記載スヘシ
- 前項ニ掲ケタル事項ヲ變更シタルトキハ十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

- 三、受入レタル藥品ヲ返戻シ、廢棄シ又ハ他ノ方法ニ依リ處置シタルトキハ「賣渡」ノ欄ニ其ノ數量及處置方法ヲ記入スヘシ其ノ減損シタルトキ亦同シ
- 四、同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ
- 五、同一種類ノ藥品ヲ數回受入レタル場合ニハ「現在殘高」ノ欄ニハ其ノ數回分ノ物ヲ合算シテ記入スヘシ
- 六、此ノ帳簿ニハ精製原料ヲモ記入スヘシ

第二條 輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業ヲ相續ニ依リ承繼シタル者又ハ廢業シタル者ハ三十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

- 營業讓渡ノ場合ニ於テハ讓渡人及讓受人連署ヲ以テ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ
- 營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ營業ヲ承繼スル者ナキトキハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ
- 第三條 地方長官輸出又ハ移出スル賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ其所有者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ若ハ直接ニ廢棄シ其他必要ナル處分ヲ爲シ又ハ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得但所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコト得
- 第四條 第一條若ハ第二條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ營業禁止若ハ停止ノ處分ヲ爲シタルトキハ届出事由發生又ハ處分ノ年月日、方名、氏名生年月日又ハ法人ノ名稱、住所及營業所ヲ示シテ之ヲ當該地方長官ヨリ所轄稅務署ニ通知スヘシ
- 第五條 第三條ノ規定ニ依ル營業禁止又ハ停止ノ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一條第二項又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●花柳病豫防法 (昭和二年四月五日 法律第四十八號)

第一條 本法ニ於テ花柳病ト稱スルハ梅毒、淋病及軟性下疳ヲ謂フ

第二條 主務大臣ハ業態上花柳病傳播ノ虞アル者ヲ診療セシムル爲市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ診療所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於ケル診療ノ費用ノ負擔及徴收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ前條ノ規定ニ依リ診療所ヲ設置スル市其ノ他ノ公共團體ニ對シ其ノ診療所ニ關シ市其ノ他ノ公共團體ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第四條 主務大臣ハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立ノ診療所ヲ其ノ承諾ヲ得テ第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診

療所ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條第二項及前條ノ規定ヲ準用ス

第五條 傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知りテ賣淫ヲ爲シタル者ハ三月以下懲役ニ處ス
傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知り又ハ知ルベクシテ賣淫ノ媒合又ハ容止ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ場合ニ於テ傳染防止ニ付相當ノ方法ヲ講ジタル者ハ其ノ刑ヲ輕減ス

第六條 醫師傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者ヲ診斷シタルトキハ傳染ノ危險及傳染防止ノ方法ヲ指示スベシ

第七條 花柳病ニ關スル賣藥ハ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ成分及分量、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ザレバ之ヲ發賣スルコトヲ得ズ

發賣ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第八條 前條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ定ム
花柳病ニ關スル賣藥ニシテ本法公布前ヨリ發賣シ來レルモノ

ニ關シテハ當分ノ間第七條ノ規定ヲ適用セズ

(昭和三年六月二十三日 勅令第百二十號)

花柳病豫防法第一條、第四條乃至第八條及附則第二項ノ規定ハ昭和三年九月一日ヨリ之ヲ施行シ同法第二條及第三條ノ規定ハ同法第四條ノ規定ノ施行ニ必要ナル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス

●花柳病豫防法施行令 (昭和三年六月二十三日 勅令第百二十一號)

第一條 花柳病豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於ケル診療ノ費用ハ當該診療所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トシ同法第四條ノ規定ニ依リ代用診療所ニ於ケル診療ノ費用ハ内務大臣ノ指定スル公共團體ノ負擔トス

第二條 診療ノ費用ヲ負擔スル公共團體ハ前條ノ規定ニ拘ラズ被診療者ノ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキ者又ハ雇主、抱主若ハ之ニ準ズベキモノナキ場合ニ於テハ本人ヨリ診療ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ徴收スル診療ノ費用ニシテ指定期

限内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得

第四條 第二條ノ規定ニ依リ診療ノ費用ノ徴收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ市町村長(市制第六條ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキ者)ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第五條 花柳病豫防法第三條ノ規定ニ依リ國庫補助ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 診療所ノ創設費及擴張費並ニ之
支出額ノ二分ノ一
- ニ 其ノ他ノ諸費
支出額ノ六分ノ一

第六條 花柳病豫防法第四條ノ規定ニ依リ國庫補助ハ代用診療所ニ於ケル診療ノ費用ヲ負擔スル公共團體ノ代用診療所ニ關スル支出額ノ六分ノ一トス

第七條 前二條ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

附則

本令ハ昭和三年勅令第百二十號ニ依リ花柳病豫防法ヲ施行スルニ付必要ナル範圍内ニ於テ昭和三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

●花柳病豫防法施行規則 (昭和三年六月二十三日) (內務省令第二十七號)

- 第一條 花柳病豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ診療所ノ設置ヲ命ゼラレタル公共團體ハ內務大臣ノ認可ヲ經テ診療所ノ位置及設計ヲ定ムベシ其ノ變更ニ付亦同ジ
- 第二條 地方長官花柳病豫防法第二條第一項ノ規定ニ依ル診療所又ハ同法第四條ノ規定ニ依ル代用診療所ノ必要ヲ認めタルトキハ其ノ旨內務大臣ニ具申スベシ
- 第三條 花柳病豫防法第六條ノ規定ニ依ル醫師ノ指示ハ左ノ各號ノ事項ニ付口頭及文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ
 - 一 病毒ノ危害
 - 二 傳染ノ經路
 - 三 豫防藥品、豫防用具及洗滌器具ノ使用其ノ他ノ豫防方法
 - 四 傳染媒介物ノ消毒方法
- 第四條 本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

本令ハ昭和三年勅令第二十號ニ依リ花柳病豫防法ヲ施行ス

附則

ルニ付必要ナル範圍内ニ於テ昭和三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

●醫師法 (明治三十九年五月二日) (法律第四十七號)

沿革 (明治四十二年七月法律第四十四號、大正三年四月同第三十八號、八年四月同第五十七號、十二年三月同第一號改正)

- 第一條 醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ內務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
 - 一 大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立、公立若ハ文部大臣ノ指定シタル私立醫學專門學校醫學科ヲ卒業シタル者
 - 二 醫師試驗ニ合格シタル者
 - 三 外國醫學學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者
- 醫師試驗ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ醫學專門學校ヲ卒業シ若ハ外國醫學學校ニ於テ四箇年以上ノ醫學課程ヲ修了シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第二條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 未成年者、禁治產者、準禁治產者、聾者、啞者及盲者
- 第三條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ
- 第四條 內務省ニ醫籍ヲ備ヘ醫師免許ニ關スル事項ヲ登録ス登録スヘキ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 醫師ハ自ら診療セシメテ診斷書、處方箋ヲ交付シ若ハ治療ヲ爲シ又ハ檢案セシメテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 醫師ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ
- 第七條 醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位、稱號及專門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス
- 第八條 醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スヘシ
- 郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スヘシ
- 郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ

依リ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

- 第九條 郡市區醫師會ハ命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區ヲ區域トス
- 公市立ノ診療所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診療又ハ治療ニ從事スル醫師ハ其ノ診療所、治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル郡市區醫師會ノ會員トス
- 第九條ノ二 道府縣醫師會ハ道府縣ヲ區域トス
- 道府縣内ニ在ル郡市區醫師會ハ其ノ道府縣ヲ區域トスル道府縣醫師會ノ會員トス
- 第九條ノ三 郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第九條ノ四 前四條ニ規定スルモノノ外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織、經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條ノ五 道府縣醫師會ハ日本醫師會ヲ設立スルコトヲ得
- 日本醫師會ハ内地ヲ區域トス
- 道府縣醫師會ハ日本醫師會ノ會員トス
- 第八條第三項及前二條ノ規定ハ日本醫師會ニ付之ヲ準用ス
- 第十條 醫師第二條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ

取消スヘシ

醫師六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行為アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ醫業ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第二條第二號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ

本條ノ處分ハ內務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 免許ヲ受ケスシテ醫業ヲ爲シタル者、停止中醫業ヲ爲シタル者又ハ第五條、第六條、第七條若ハ第十三條第三項但書ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

附則

第十二條 本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法施行前ノ醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖仍其ノ效力ヲ有ス

本法施行前第一條第一項第一號ニ該當セサル官立、府縣立醫學校ヲ卒業シタル者ニハ第一條第一項ノ資格ヲ有セサルモ免許ヲ與フルコトアルヘシ

本法施行前醫術假開業免狀ヲ得タル者ハ本法施行ノ後ト雖醫業ヲ爲スコトヲ得但シ免許地域外ニ診察所、治療所又ハ其ノ出張所ヲ設クルコトヲ得ス

第十四條 本法施行後八箇年間ハ第一條第二項ノ規定ヲ適用セス醫術開業試驗規則ニ依リ醫術開業試驗ヲ舉行ス

前項ニ依リ醫術開業前期試驗ニ合格シタル者ハ大正三年十月三十一日迄ニ届出テ特ニ定メタル醫術開業後期受驗資格名簿ニ登錄スルヲ要ス

受驗資格名簿ニ登錄シタル者ニ限り大正五年九月迄醫術開業試驗ヲ舉行ス
前三項ノ試驗ニ合格シタル者ハ第一條第一項ノ資格ヲ有スル者ト看做ス

附則 (大正八年法律第五十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム【大正八年九月勅令第四百二十八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行】

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫學大學醫學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依リ大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法

ノ禁錮ニ處セラレタルモノハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス
本法施行ノ際現ニ存スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

附則 (大正十二年法律第一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【大正十二年三月勅令第二百七十一號
ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行】

●醫師法施行規則 (明治三十九年九月三日
內務省令第二十七號)

沿革 (明治四十二年七月內務省令第十七號
大正八年九月同第十五號改正)

第一條 醫師免許ヲ受ケムトスル者ハ醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格並住所、氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添へ住所地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ提出スヘシ
內務大臣ハ免許ヲ與フルトキハ醫籍ニ登錄シ醫師免許證ヲ下付ス

第二條 醫籍ニ登錄スヘキ事項左ノ如シ

- 一 登錄番號及登錄年月日
- 二 族籍(外國人ナルトキハ其ノ國籍)、氏名、生年月日及

女子ナルトキハ其ノ旨

三 醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格及資格ヲ取得シタル年月

四 免許ノ取消、醫業ノ停止其ノ事由、期間及年月日

五 免許證ノ再下付其ノ事由及年月日

六 抹消ノ事由及年月日

第三條 醫師前條第二號ノ登錄事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證及戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添へ三十日以内ニ住所地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ醫籍ノ訂正ヲ申請スヘシ

前條第三號ノ登錄事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添へ住所地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ醫籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書換ヘ下付ス

第四條 醫師免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ住所地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ
前項免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金壹圓ヲ納付スヘシ
亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 第一條、第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録税又ハ手數料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ
 既ニ納付シタル登録税又ハ手數料ハ之ヲ還付セス
 第六條 醫師醫籍登録ノ抹消ヲ申請セムトスルキハ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ
 醫師失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
 第七條 醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ
 後ノ住所地ノ地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ
 第八條 醫師自己又ハ他人ノ診察所、治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ醫業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ其ノ之ヲ休止シ廢止シ又ハ診察治療ノ場所ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ但シ其ノ異動ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ
 後ノ所在地ノ地方長官前項但書ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ所在地ノ地方長官ニ通知スヘシ
 官立又ハ公立ノ病院ニ於テ診察治療ニ従事スル場合ハ第一項ニ依ルノ限ニ在ラス

診察所又ハ治療所ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ診察又ハ治療ヲ爲ス場所ヲ謂フ
 第九條 醫師死體又ハ四箇月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異常アリト認ムルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ
 第九條ノ二 醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス
 第九條ノ三 醫師ハ其ノ診察シタル患者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、年齢、藥名、分量、用法、用量、處方ノ年月日ヲ記載シ及署名又ハ捺印スヘシ
 第九條ノ四 醫師ハ診療簿ニ其ノ治療シタル患者ノ氏名、年齢、病名及療法ヲ記載スヘシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者廢療ノ時其ノ旨ヲ記載スヘシ
 第十條 醫師其ノ診察治療スル患者ニ自ラ藥劑ヲ交付スルトキハ容器又ハ包紙ニ其ノ用法患者ノ氏名及診察所、治療所ノ名稱又ハ自己ノ氏名ヲ明記スヘシ
 第十一條 地方長官ハ醫師法第十條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ内務大臣ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ豫メ道府縣醫師會ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス
 第十二條 醫師法第十條ニ依リ免許取消處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ
 第十三條 醫師法第十條ニ依リ停止處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所地ノ地方長官ニ提出スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ其ノ要旨ヲ免許證ニ裏書シ捺印ノ上領置シ期間滿了ノ後之ヲ還付スヘシ
 第十四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ族籍、氏名、事由其ノ他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス
 一 醫籍ニ登録シ又ハ抹消シタルトキ
 一 免許證再下付ノトキ
 一 醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ
 第十五條 第三條第一項、第四條第一項第三項、第六條第二項、第七條第一項及第八條第一項ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス
 第十六條 第九條、第九條ノ二、第九條ノ三、第九條ノ四、第十條、第十二條及第十三條第一項ニ違背シタルモノハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

本則ハ明治三十九年法律第四十七號醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 ●齒科醫師法 (明治三十九年五月二日 法律第四十八號)
 沿革 (明治四十二年七月法律第四十五號、大正五年九月同第四十四號、十四年四月同第四十五號改正)
 第一條 齒科醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス
 一 文部大臣ノ指定シタル齒科醫學專門學校ヲ卒業シタル者
 二 齒科醫師試驗ニ合格シタル者
 三 外國齒科醫學學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ齒科醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者
 第二條 左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス
 一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 二 未成年者、禁治產者、準禁治產者、聾者、啞者及盲者
 第三條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ
 第四條 内務省ニ齒科醫籍ヲ備ヘ齒科醫師免許ニ關スル事項ヲ登録ス

登録スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ二 齒科醫師ニ非サル者ノ齒科診療所治療所若ハ技工所ノ開設又ハ管理ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 齒科醫師ハ自ら診療セシテ診斷書、處方箋ヲ交付シ又ハ治療ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 齒科醫師又ハ齒科診療所若ハ治療所ノ首長ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第七條 齒科醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位稱號及専門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 齒科醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣齒科醫師會ヲ設立スヘシ

道府縣齒科醫師會ハ日本齒科醫師會ヲ設立スルコトヲ得

齒科醫師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市齒科醫師會ヲ設立スルコトヲ得

道府縣齒科醫師會日本齒科醫師會及郡市齒科醫師會ハ法人トシ勅令ノ定ムル所ニ依リ齒科醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條 道府縣齒科醫師會ハ道府縣ヲ區域トス

公私立ノ診療所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診療及治療ニ從事スル齒科醫師ハ其ノ診療所治療所又ハ出張所ノ所

在地ヲ區域トスル道府縣齒科醫師會ノ會員トス

第九條ノ二 日本齒科醫師會ハ内地ヲ區域トス

日本齒科醫師會ハ道府縣齒科醫師會ヲ以テ會員トス

第九條ノ三 郡市齒科醫師會ハ勅令ニ別設ノ定アル場合ヲ除クノ外郡市ヲ區域トス

第九條第二項ノ規定ハ郡市齒科醫師會ニ之ヲ準用ス

第九條ノ四 道府縣齒科醫師會日本齒科醫師會若ハ郡市齒科醫師會ハ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ五 道府縣齒科醫師會日本齒科醫師會及郡市齒科醫師會ノ設立ノ手續機關ノ組織經費ノ負擔監督會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 齒科醫師第二條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

齒科醫師六年未滿ノ懲役又ハ〔禁錮〕ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ齒科醫業ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同シ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第二條第二號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ

本條ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 左ニ掲クル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

一 免許ヲ受ケスシテ齒科醫業ヲ爲シタル者

二 停止中齒科醫業ヲ爲シタル者

三 第四條ノ二第五條第六條若ハ第七條ニ違背シタル者

醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケスシテ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正並口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲シタル者亦前項ニ同シ

第十一條ノ二 醫師ニシテ特ニ内務大臣ノ許可ヲ受ケ齒科専門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充填、鑲嵌、義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正、口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲ爲ス者ハ第四條ノ二第八條第一項第三項第九條第二項及第九條ノ三第二項ノ適用ニ付テハ之ヲ齒科醫師ト看做ス

附則

第十二條 本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法施行前ノ齒科醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖仍チ其ノ效力ヲ有ス

附則 (大正五年法律第四十四號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公布前一年以上齒科専門ヲ標榜シ引續キ齒科醫業ヲ爲ス醫師ニ對シテハ第十一條第二項ノ規定ヲ適用セス

附則 (大正十四年法律第四十五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル齒科醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

勅令第十二號 (大正十五年三月十八日)

齒科醫師法ハ大正十五年三月二十ヨリ之ヲ施行ス

●齒科醫師法施行規則 (明治三十九年九月三日) (內務省令第二十八號)

沿革 (明治四十二年七月內務省令第十八號) (大正八年九月同第十六號改正)

第一條 齒科醫師免許ヲ受ケムトスルモノハ齒科醫師法第一條規定ノ資格並住所氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ提出スヘシ

内務大臣ハ免許ヲ與フルトキハ齒科醫籍ニ登録シ齒科醫師免許證ヲ下付ス

第二條 齒科醫籍ニ登録スヘキ事項左ノ如シ

- 一 登録番號及登録年月日
- 二 族籍(外國人ナルトキハ其ノ國籍)、氏名、生年月日及女子ナルトキハ其ノ旨
- 三 齒科醫師法第一條規定ノ資格及資格ヲ取得シタル年月
- 四 免許ノ取消、齒科醫業ノ停止、其ノ事由、期間及年月日
- 五 免許證ノ再下付其ノ事由及年月日
- 六 抹消ノ事由及年月日

第三條 齒科醫師前條第二號ノ登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ齒科醫籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書換ヘ下付ス

第四條 齒科醫師免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ

前項免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金壹圓ヲ納付スヘシ

亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地ノ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 第一條、第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ

第六條 齒科醫師齒科醫籍登録ノ抹消ヲ申請セムトスルトキハ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ

齒科醫師失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 齒科醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

第八條 齒科醫師自己又ハ他人ノ診察所、治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ齒科醫業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ其ノ之ヲ休止シ廢止シ又ハ診察治療ノ場所ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ但シ其ノ異動ニ依リ管

轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ

後ノ所在地ノ地方長官前項但書ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ所在地ノ地方長官ニ通知スヘシ

官立又ハ公立ノ病院ニ於テ診察治療ニ從事スル場合ハ第一項ニ依ルノ限ニ在ラス

診察所又ハ治療所ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ診察又ハ治療ヲ爲ス場所ヲ謂フ

第八條ノ二 齒科醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診斷書ヲ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

開業ノ齒科醫師ハ診察治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條ノ三 齒科醫師ハ其ノ診察シタル患者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、年齢、藥名、分量、用法、用量、處方ノ年月日ヲ記載シ及署名又ハ捺印スヘシ

第八條ノ四 齒科醫師ハ診療簿ニ其ノ治療シタル患者ノ氏名、年齢、病名及療法ヲ記載スヘシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者廢療ノ時其ノ旨ヲ記載スヘシ

第九條 齒科醫師其ノ診察治療スル患者ニ自ラ藥劑ヲ交付スルトキハ容器又ハ包紙ニ其ノ用法患者ノ氏名及診察所、治療所ノ名稱又ハ自己ノ氏名ヲ明記スヘシ

第十條 地方長官ハ齒科醫師法第十條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ内務大臣ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テ道府縣齒科醫師會アルトキハ豫メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第十一條 齒科醫師法第十條ニ依リ免許取消處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ

第十二條 齒科醫師法第十條ニ依リ停止處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所地ノ地方長官ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ其ノ要旨ヲ免許證ニ裏書シ捺印ノ上領置シ期間滿了ノ後之ヲ還付スヘシ

第十三條 左ニ掲クル場合ニ於テ族籍、氏名、事由其ノ他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス

一 齒科醫籍ニ登録シ又ハ抹消シタルトキ

一 免許證再下付ノトキ

一 齒科醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

第十四條 第三條第一項、第四條第一項第三項、第六條第二項、第七條第一項及第八條第一項ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第十五條 第八條ノ二、第八條ノ三、第八條ノ四、第九條、第十一條及第十二條第一項ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下

ノ罰金ニ處ス

附則

本則ハ明治三十九年法律第四十八號齒科醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●獸醫師法 (大正十五年四月七日 法律第五十三號)

第一條 獸醫師タラムトスル者ハ農林大臣ノ免許ヲ受ケ獸醫師名簿ニ登錄ヲ受クヘシ

獸醫師ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

- 一 大學令ニ依ル大學ニ於テ獸醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、東京帝國大學農學部獸醫學實科ヲ卒業シタル者又ハ官立公立ノ專門學校若ハ文部大臣カ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ニ於テ獸醫學ヲ修メ之ヲ卒業シタル者
- 二 獸醫師試驗ニ合格シタル者
- 三 外國ノ獸醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

第一項ノ登錄及前項第二號ノ獸醫師試驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ獸醫師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產者
- 三 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者
- 第三條 農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ獸醫師ノ免許ヲ爲ササルコトヲ得
- 一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 獸醫事ニ關シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ不正ノ行爲アリタル者

第四條 獸醫師ニ非サレハ家畜ノ疾病ニ關スル診察又ハ治療ヲ業務ト爲スコトヲ得ス

前項ノ家畜ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 獸醫師ハ自ら診察セスシテ診斷書ヲ交付シ又ハ檢案セスシテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診療中斃死シタル場合ニ交付スル斃死診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 開業ノ獸醫師ハ診察又ハ治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

獸醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシ

テ診斷書、檢案書又ハ死産證書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條 獸醫師ハ診療簿ヲ備ヘ三年間之ヲ保存スベシ

第八條 獸醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位、稱號及専門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 獸醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣獸醫師會ヲ設立スヘシ

道府縣獸醫師會ハ日本獸醫師會ヲ設立スルコトヲ得

道府縣獸醫師會ハ日本獸醫師會ノ會員トス

道府縣獸醫師會及日本獸醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ獸醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

道府縣獸醫師會ハ道府縣ヲ、日本獸醫師會ハ内地ヲ區域トス

第十條 道府縣獸醫師會及日本獸醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十一條 本法ニ規定スルモノノ外道府縣獸醫師會及日本獸醫師會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 獸醫師第二條各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

獸醫師第三條各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ其ノ免

許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第二條第二號又ハ第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

農林大臣第二項ノ處分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ爲ス場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第四條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 業務停止中ノ獸醫師ニシテ其ノ業務ヲ爲シタル者
- 三 第五條又ハ第八條ノ規定ニ違反シタル者
- 第十四條 第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム【昭和二年四月勅令第七十二號ヲ以テ同年四月十日ヨリ施行】

獸醫師免許規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前獸醫免狀ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ獸醫師ノ免許ヲ受ケ獸醫師名簿ニ登錄ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ未成年者タルノ故ヲ以テ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得ス
 本法施行前交付シタル獸醫假免狀ハ本法施行後ト雖仍其ノ效力ヲ有ス
 前項ノ假免狀ノ有効期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得
 本法ノ規定ハ獸醫假免狀ヲ受ケタル者ニ付之ヲ準用ス
 本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ獸醫免狀ヲ受ケル資格ヲ有スル者及本法施行後十二年內ニ從前ノ規定ニ依ル獸醫免狀ヲ受ケル資格ヲ得タル者ハ第一條第二項ノ規定ニ拘ラス獸醫師ノ免許ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ未成年者タルコトヲ妨ケス
 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年末滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

●獸醫師法施行規則 (昭和二年四月九日 農林省令第六號)

第一條 獸醫師ノ免許及登錄ヲ受ケムトスル者ハ獸醫師法第一條第二項又ハ附則第八項ノ資格、資格ヲ取得シタル年月及住所氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍ノ謄本又ハ抄本ヲ添

ヘ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ
 農林大臣免許ヲ爲シ獸醫師名簿ニ登錄シタルトキハ獸醫師免許證ヲ下付ス
 第二條 獸醫師名簿ニ登錄スベキ事項左ノ如シ
 一 登錄番號及登錄年月日
 二 氏名、生年月日及女子ナルトキハ其ノ旨
 三 獸醫師法第一條第二項又ハ附則第八項ノ資格及資格ヲ取得シタル年月
 四 業務ノ停止、其ノ事由、期間及年月日
 五 免許證ノ再下付、其ノ事由及年月日
 六 登錄抹消ノ事由及年月日
 第三條 前條第二號ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ事由ヲ具シ免許證及戶籍ノ謄本又ハ抄本ヲ添ヘ三十日以内ニ農林大臣ニ登錄ノ變更ヲ申請スベシ
 前條第三號ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ事由ヲ具シ免許證ヲ添ヘ農林大臣ニ登錄ノ變更ヲ申請スルコトヲ得
 前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書換ヘ下付ス
 第四條 免許證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許證ヲ添ヘ三十日以内ニ農林大臣ニ再下付ヲ申請スベシ
 前項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料五

十錢ヲ納付スベシ

第一項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ申請シタル後亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ農林大臣ニ返納スベシ

第五條 第一條又ハ前二條ノ申請ヲ爲ス者ハ登錄稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スベシ
 既ニ納付シタル登錄稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セズ

第六條 獸醫師登錄ノ抹消ヲ受ケムトスルトキハ免許證ヲ添ヘ農林大臣ニ申請スベシ
 獸醫師死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依リ死亡又ハ失踪ノ届出義務者ニ於テ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベシ

第七條 獸醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ届出ツベシ
 前項ノ届出ヲ受ケタル地方長官前ノ住所地ノ地方長官ト異ナル場合ニ於テハ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スベシ

第八條 獸醫師開業シタルトキハ十日以内ニ其ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ノ所在地ノ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ休業シ又ハ廢業シ若ハ診察治療ノ場所ヲ變更シタルトキ亦同シ
 前條第二項ノ規定ハ診察治療ノ場所ノ變更ノ届出アリタル

場合ニ付之ヲ準用ス

第九條 獸醫師ハ診療簿ニ其ノ治療シタル患者ノ種類、性、年齢ノ明ナルモノハ其ノ年齢、名號アルモノハ其ノ名號、所有者又ハ管理者ノ住所氏名、病名及療法ヲ記載スベシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者廢業ノ時其ノ旨ヲ記載スベシ

第十條 地方長官獸醫師法第十二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ處分ヲ必要ト認ムルトキハ農林大臣ニ具申スベシ

第十一條 獸醫師法第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ農林大臣ニ返納スベシ

第十二條 獸醫師法第十二條第二項ノ規定ニ依リ業務ヲ停止セラレタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所地ノ地方長官ニ提出スベシ
 前項ノ規定ニ依リ提出シタル免許證ハ業務停止期間滿了ノ後之ヲ還付スベシ

第十三條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ氏名、事由其ノ他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス
 一 獸醫師名簿ニ登錄シ又ハ登錄ヲ抹消シタルトキ
 二 免許取消又ハ業務停止ノ處分ヲ爲シタルトキ

第十四條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出ス キ書類ハ住所地ノ地方長官ヲ經由スベシ

第十五條 第九條、第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十六條 第三條第一項、第四條第一項若ハ第三項、第六條第二項、第七條第一項又ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ獸醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ開業セル獸醫師ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第八條第一項ノ届出ヲ爲スベシ

本令ハ獸醫假免狀ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

●藥劑師法

(大正十四年四月十四日 法律第四十四號)

第一條 藥劑師トハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ依リ調劑ヲ爲ス者ヲ謂フ

藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得

第二條 藥劑師タラムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登錄ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコト

ヲ得ル者、官立公立ノ藥學專門學校、醫科大學附屬藥學專門部若ハ醫學專門學校藥學科ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒業シタル者

二 藥劑師試驗ニ合格シタル者

三 外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スルモノ

第一項ノ登錄及前項第二號ノ藥劑師試驗ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 内務大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ス

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產者

三 精神病者、瘡癩者又ハ盲者

第四條 内務大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲ササルコトヲ得

一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

二 藥事ニ關シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ不正ノ行爲アリタル者

第五條 藥劑師ニ非サレハ販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲スコトヲ得ス

藥劑師販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲ス場合ニ於テハ藥局ニ於テ之ヲ行フヘシ

第六條 藥劑師ニ非サレハ藥局ヲ開設スルコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

藥局ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 藥劑師ニ非サレハ藥局ヲ管理スルコトヲ得ス藥劑師ト雖ニ以上ノ藥局ヲ管理スルコトヲ得ス

第八條 藥劑師ハ調劑ノ需アル場合ニ於テハ晝夜ヲ問ハス正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ氏名ヲ自記シ又ハ調劑シタル處方箋ニ依リ調劑スヘキモノトス但シ處方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其ノ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ニ質シ證明ヲ得ルニ非サレハ調劑ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ記載セラレタル藥品ニ付之ヲ省略シ又ハ他ノ藥品ヲ以テ之ニ代ヘ調劑ヲ爲スコトヲ得ス但シ藥品ニシテ缺乏セルモノアル場合ニ於テ其ノ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 藥劑師毒藥又ハ劇藥ヲ配合シタル調劑ヲ爲シタルトキハ處方箋ニ檢印シ其ノ日附ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ但シ處方箋ニ指定スル使用期間ニ對スル調劑ノ全部ヲ了ラ

サルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ處方箋ニ調劑ノ年月日及調劑量ヲ記入シ記名捺印スヘシ

第十二條 藥局開設者ハ藥局ニ調劑録ヲ備フヘシ

藥劑師調劑ヲ爲シタルトキハ直ニ調劑録ニ調劑ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

調劑録ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第十三條 藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣藥劑師會ヲ設立スヘシ

道府縣藥劑師會ハ日本藥劑師會ヲ設立スルコトヲ得

道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ藥事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

道府縣藥劑師會ハ道府縣ヲ、日本藥劑師會ハ内地ヲ區域トス

第十四條 道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十五條 本法ニ規定スルモノノ外道府縣藥劑師會及日本藥劑師會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 藥劑師第三條各號ノ一ニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

藥劑師第四條各號ノ一ニ該當スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前二項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖第三條第二號又ハ第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコトヲ得

内務大臣第二項ノ處分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ爲ス場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十七條 第五條第一項、第六條第一項、第七條若ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ業務停止中ノ藥劑師ニシテ其ノ業務ヲ爲シタルモノハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條 第五條第二項、第八條若ハ第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ誤リテ調劑ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

藥品營業並藥品取扱規則中第一條乃至第十五條、第十六條乃至第十九條、第四十一條ノ五、第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條、第四十六條ノ二第一項及第三項並之ニ伴フ罰則ノ規定ハ之ヲ廢止ス

醫師、齒科醫師又ハ獸醫ハ其ノ診療ニ用フヘキ藥品ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第五條第一項ノ規定ニ拘ラス調劑ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ際現ニ藥劑師タル者ハ本法ニ依リ藥劑師ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登錄ヲ受ケタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學藥學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、高等中學校醫學部藥學科又ハ高等學校醫學部藥學科ヲ卒業シタル者ハ官立藥學專門學校ヲ卒業シタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

大正十五年三月十八日勅令第十五號ヲ以テ同年三月二十日ヨリ之ヲ施行

●藥劑師法施行規則

(大正十五年三月十八日 內務省令第六號)

第一條 藥劑師ノ免許及登錄ヲ受ケムトスル者ハ藥劑師法第二條第二項ノ資格、資格ヲ取得シタル年月及住所氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍抄本ヲ添ヘ住所ノ地方長官(東京

府ニ在リテハ警視總監以下之ニ做フ)ヲ經由シ之ヲ内務大臣ニ提出スヘシ

内務大臣免許ヲ爲シ藥劑師名簿ニ登錄シタルトキハ藥劑師免許證ヲ下付ス

第二條 藥劑師名簿ニ登錄スヘキ事項左ノ如シ

- 一 登錄番號及登錄年月日
 - 二 族籍(外國人ナルトキハ其ノ國籍)、氏名、生年月日及女子ナルトキハ其ノ旨
 - 三 藥劑師法第二條第二項ノ資格及資格ヲ取得シタル年月
 - 四 業務ノ停止其ノ事由、期間及年月日
 - 五 免許證ノ再下付其ノ事由及年月日
 - 六 登錄抹消ノ事由及年月日
- 第三條 前條第二號ノ登錄事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ免許證及戶籍抄本ヲ添ヘ三十日以内ニ住所ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ登錄ノ變更ヲ申請スルコトヲ得
- 前條第三號ノ登錄事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ免許證ヲ添ヘ住所ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ登錄ノ變更ヲ申請スルコトヲ得
- 前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書換ヘ下付ス
- 第四條 免許證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許證ヲ添ヘ三十日以内ニ住所ノ

地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金一圓ヲ納付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ申請シタル後亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地ノ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 第一條又ハ前二條ノ申請ヲ爲ス者ハ登錄稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ

既ニ納付シタル登錄稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セス

第六條 藥劑師登錄ノ抹消ヲ受ケムトスルトキハ免許證ヲ添ヘ住所ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ申請スヘシ

藥劑師死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ニ於テ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 藥劑師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ後ノ住所ノ地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタル地方長官前ノ住所ノ地方長官ト異ナル場合ニ於テハ前ノ住所ノ地方長官ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第八條 藥劑師法第六條第一項ノ但書ノ規定ニ依リ藥局ヲ開設スルコトヲ得ル者左ノ如シ

一 公共團體

二 地方長官ニ於テ特ニ必要ト認メ許可シタル者

第九條 藥局ヲ開設シタルトキハ藥局ノ所在地及名稱並藥局ヲ自ラ管理セサル場合ニ於テハ管理者タル藥劑師ノ氏名ヲ具シ十日以内ニ藥局所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ藥局ヲ廢止シ又ハ藥局ノ名稱若ハ管理者ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十條 藥局ハ其ノ採光換氣ヲ十分ナラシメ且清潔ヲ保ツヘシ

第十一條 藥局ニハ冷暗所ヲ設クヘシ

第十二條 藥局ニハ日本藥局方第一表ノ藥品ヲ備フヘシ

第十三條 藥局ニハ感量十ミリグラムノ天秤及感量五百ミリグラムノ上皿天秤其ノ他調劑ニ必要ナル器具ヲ備フヘシ

第十四條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第十條、第十一條及前條ニ規定スル藥局ノ設備ニ關シ其ノ新設、變更ヲ命シ若ハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ藥局ノ清潔保持ニ付必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十五條 藥劑師法第十二條第二項ノ規定ニ依リ調劑錄ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一 處方箋ニ記載セル事項

二 調劑ノ年月日

三 調劑者ノ氏名

四 處方箋ニ指定スル使用期間ニ對スル調劑ノ全部ヲ了ラサルトキハ調劑量

五 藥劑師法第九條但書ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ證明ヲ得タルトキハ其ノ旨

六 藥劑師法第十條但書ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ同意ヲ得テ調劑ヲ爲シタルトキハ其ノ旨並藥品名及分量

第十六條 藥劑師販賣又ハ授與ノ目的ヲ以テ調劑ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ藥劑ノ容器又ハ被包ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 處方箋ニ記載セル患者ノ氏名並用法及用量

二 藥局ノ所在地及名稱並調劑者ノ氏名

三 調劑ノ年月日

第十七條 地方長官藥劑師法第十六條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ必要ト認ムルトキハ內務大臣ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ豫メ道府縣藥劑師會ノ意見ヲ徵スヘシ但シ藥劑師法第十六條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 藥劑師法第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ

免許取消ノ處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ內務大臣ニ返納スヘシ

第十九條 藥劑師法第十六條第二項ノ規定ニ依リ業務停止ノ處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所地ノ地方長官ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ免許證ノ裏面ニ處分ノ要旨ヲ記載シ期間滿了ノ後之ヲ還付スヘシ

第二十條 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ族籍、氏名、事由其ノ他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス

一 藥劑師名簿ニ登錄シ又ハ登錄ヲ抹消シタルトキ

二 免許證ヲ再下付シタルトキ

三 業務停止ノ處分ヲ爲シタルトキ

第二十一條 第十二條、第十六條、第十八條若ハ第十九條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第三條第一項、第四條第一項、第三項、第六條第二項、第七條第一項又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ藥劑師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

藥劑師法附則第三項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ニ於テ調劑ヲ爲ス場合ニ關シテハ第十條、第十一條、第十三條及第十四條並其ノ罰則ノ規定ヲ準用ス

地方長官ハ監視員ヲシテ前項ノ調劑ヲ爲ス場所ヲ巡視セシムルコトヲ得

●何レノ藥局方ニモ記載セサル (明治四十四年十月三日) 內務省令第十八號

藥品又ハ製劑取締ニ關スル件

第一條 藥劑師、藥種商又ハ製藥者何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑 (藥局方ニ記載セサル藥品ヲ指シテ製劑) ヲ新ニ製造發賣シ又ハ輸入發賣セムトスルトキハ見本品ヲ添ヘ其成分 (製劑ニ指シテ) 成分不明ナルモノハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載シ地方長官 (東京府ニ依リ) ニ届出ヘシ

前項ノ藥品又ハ製劑ト同一品ニシテ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスルモノニ關シテ亦前項ニ同シ

第二條 何レノ藥局方ニモ記載セサル藥品又ハ製劑ハ容器又ハ包紙ニ其成分、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ス但シ名稱若ハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスル場合ヲ除ク外本令施行前ヨリ發賣シ來レルモノニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第三條 本令ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年十二月內務省令第二十八號ハ之ヲ廢止ス

●阿片法

(明治三十年三月三十日
法律第二十七號)

沿革 (大正六年七月法律第二十六號
八年四月同第四十三號改正)

第一條 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年其ノ製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試験ヲ施シ其ノ莫兒比混含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其ノ不適品ハ無償ニテ燒却ス

第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品及製藥用品ニ限り封緘ヲ施シ之ヲ賣下ケ又ハ交付スルモノトス

阿片ハ政府ノ賣下ケタルモノ又ハ交付シタルモノニ非サレハ之ヲ賣買授受所有又ハ所持スルコトヲ得ス

第三條ノ二 阿片ハ内務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第四條 第二條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量及賠償金額並ニ第三條ニ依リ賣下ケヘキ醫藥用阿片ノ價格ハ内務大臣之ヲ告示ス

賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量ヲ増加シ又ハ賠償

金額ヲ低減セムトスルトキハ一箇年以前ニ告示スヘシ

第五條 醫藥用阿片ハ地方長官ヲシテ其ノ管内藥劑師藥種商中相當ノ人員ヲ限り醫藥用阿片販賣人ヲ指定シテ賣下ケシム

第六條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外行政官廳ノ證明ヲ受ケ醫藥用阿片販賣人ニ賣渡ヲ請求スヘシ

醫藥用阿片販賣人販賣用ノ阿片ヲ販賣ノ目的以外ニ供セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ二 地方長官必要ト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ對シ醫藥用阿片ヲ賣下ケタルコトヲ得

第七條 醫藥用阿片ハ第六條第一項若ハ前條ニ依ル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第七條ノ二 醫藥用阿片販賣人ハ第六條第一項ニ依リ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ醫藥用阿片ノ賣渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條ノ三 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ超エテ醫藥用阿片ヲ販賣スルコトヲ得ス

第八條

醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ノ容器ヲ開披シ若ハ改装シ又ハ封緘ヲ破毀スルコトヲ得ス

醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ニシテ封緘ノ無効トナリタルモノ又ハ容器ヲ改装シタルモノヲ販賣スルコトヲ得ス

第八條ノ二

製藥用阿片ノ賣下ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ニ依リ賣下ヲ受ケタル阿片ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第八條ノ三

官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ヲ受クヘシ

第九條 第三條第二項又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 第三條第二項ニ違背シテ所有又ハ所持スル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十條ノ二 第一條、第六條第二項、第七條乃至第八條又ハ第八條ノ二第二項ニ違背シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條第一項ニ違背シタル者ハ三百圓以下ノ罰金

ニ處ス

第十二條 削除

第十二條ノ二 藥品營業者又ハ阿片製造人未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條ノ三 藥品營業者又ハ阿片製造人ハ其ノ代理人戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十二條ノ四 明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ五 第十二條ノ二又ハ第十二條ノ三ニ依ル場合ニ於テハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ス

第十二條ノ六 第十二條ノ二乃至第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ付之ヲ適用セス

第十三條 阿片製造人又ハ醫藥用阿片販賣人此ノ法律又ハ其ノ施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其ノ許可又ハ指定ヲ取消スコトヲ得

附則

第十四條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス
 第十五條 此ノ法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第十六條 此ノ法律施行以前地方廳ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス
 第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並ニ製造規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

附則 (大正八年四月法律第四十三號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム【大正八年七月勅令第三百五十六號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行】
 本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人タル者ハ第五條ニ依リ指定ヲ受ケタル醫藥用阿片販賣人ト看做ス
 本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人ニ非サル藥劑師又ハ藥種商ニシテ醫藥用阿片ヲ所有スルモノハ本法施行ノ日ヨリ三十日內ニ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ買上ヲ請求シ又ハ醫藥用阿片販賣人、醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得

●阿片法施行規則

(大正八年六月二十五日 內務省令第四號)

沿革 (大正十一年三月內務省令第五號 昭和三年十二月同四四號)

第一條 阿片製造ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ住所、職業及履歷ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ
 第二條 阿片製造人ハ地方長官ノ定ムル期日迄ニ毎年罌粟栽培ノ場所及反別ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベシ
 第三條 阿片製造人阿片ヲ政府ニ納付セムトスルトキハ其ノ住所、氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル納付書ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ現品ニハ製造人ノ住所、氏名及阿片ノ數量ヲ記シタル木札ヲ附スルコトヲ要ス
 第四條 地方長官阿片ノ納付ヲ受ケタルトキハ納付書ヲ添ヘ速ニ之ヲ東京又ハ大阪衛生試驗所ニ送付スヘシ
 衛生試驗所阿片ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ莫兒比涅含量ヲ試驗シ賠償金交付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ五匁未滿ノ納付品ニハ試驗ヲ施スコトヲ要セス
 第五條 政府ニ於テ賣下ケ又ハ交付スル醫藥用阿片ハ第一號(五グラム入)、第二號(二十五グラム入)及第三號(四百五十グラム入)ノ容器ニ納メ每容器ニ定價ヲ附シ大阪衛生試驗所ノ證紙ヲ以テ之ヲ封緘ス
 第六條 醫藥用阿片販賣人ハ其ノ營業所ニ醫藥用阿片販賣所タル旨ヲ標示スヘシ
 第七條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度ニ依リ每半年ニ賣下ヲ受クヘキ醫藥用阿片ノ數量ヲ豫定シ容器ノ種類及其

ノ筒數ヲ記シ二月前ニ地方長官ニ賣下ヲ請求スヘシ但シ必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ臨時請求スルコトヲ得
 第八條 醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ其ノ數量、使用ノ目的並業務所、職業、氏名及年月日ヲ記シ捺印シタル賣渡請求書ニ付數量五十グラム以下ナルトキハ所轄警察官署、五十グラムヲ超ユルトキハ地方長官ノ證明ヲ受ケ其ノ道府縣內ノ醫藥用阿片販賣人ニ提出シ賣渡ヲ受クヘシ
 調劑用トシテ第一號(五グラム入)一筒ヲ要スル場合ハ前項ノ證明ヲ受クルコトヲ要セス但シ一年ヲ通シ五筒ヲ超ユルコトヲ得ス
 第九條 公立ノ病院若ハ學校又ハ法人ニ於テ調劑用トシテ醫藥用阿片ヲ要スルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス學術研究ヲ爲ス者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スルトキ亦同シ
 第十條 醫藥用阿片販賣人ハ醫藥用阿片ヲ其ノ道府縣以外ニ於テ使用スル者ニ販賣シ又ハ之ヲ其ノ道府縣以外ニ搬出スルコトヲ得ス
 第十一條 醫藥用阿片販賣人ハ外國ニ在ル帝國臣民タル醫師、齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ニ於テ調劑用ニ供スル場合ニ限り內務大臣ノ許可ヲ受ケ醫藥用阿片ヲ輸出スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左記各號ノ事項ヲ具シ輸出先當該官憲ノ發給ニ係ル輸入許可證明書並ニ使用者業務所在地ノ帝國官憲ノ付與スル使用者ノ職業及使用ノ目的ニ關スル證明ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ申請スベシ
 一 數量
 二 荷受人ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)又ハ商號及業務所在地
 三 輸出ノ豫定期間
 四 送荷ノ方法
 五 輸出港名(郵便ニ依ル場合ニ在リテハ郵便局名)
 六 使用者ノ職業、氏名及業務所所在地
 第一項ノ許可ヲ受ケタル者輸出ヲ爲シタルトキハ輸出許可證ヲ添ヘ十日內ニ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ届出ツベシ
 第一項ノ許可ヲ受ケタル者許可ヲ受ケタル期間內ニ輸出ヲ爲サザルトキハ輸出許可證及其ノ贖本ヲ期間滿了後十日以內ニ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ返納スベシ
 第十二條 醫藥用阿片販賣人阿片法第六條第二項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ醫藥用阿片ノ數量及使用ノ目的ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ
 第十三條 阿片製造人其ノ住所若ハ氏名ヲ變更シ、廢業シ又

ハ死亡シタルトキハ本人、戸主若ハ相續人ニ於テ十日内ニ
地方長官ニ届出ツヘシ醫藥用阿片販賣人其ノ營業所若ハ氏
名ヲ變更シ又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第十四條 醫藥用阿片販賣人醫藥用阿片販賣業ヲ廢止セムト
スルトキハ地方長官ニ其ノ指定ノ取消ヲ申請スヘシ

第十五條 阿片製造人廢業シ若ハ死亡シタルトキ又ハ醫藥用
阿片販賣人其ノ指定ノ取消ヲ受ケタルトキハ本人、戸主若
ハ相續人ニ於テ三十日内ニ既製ノ阿片又ハ販賣殘餘ノ醫藥
用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求スヘシ但シ相續人阿片製造
ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 醫藥用阿片販賣人死亡シタルトキハ戸主若ハ相續
人ヨリ三十日内ニ販賣殘餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官
ニ請求シ又ハ其ノ道府縣内ノ醫藥用阿片販賣人ニ讓渡スル
コトヲ得

醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者廢業シ若ハ死亡
シタルトキハ本人、戸主若ハ相續人ヨリ三十日内ニ使用殘
餘ノ醫藥用阿片ノ買上ヲ地方長官ニ請求シ又ハ醫師、齒科
醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ讓渡シタル場合ニ於テハ十日内ニ其ノ
數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ
第九條ニ掲クル者ニ於テ醫藥用阿片ヲ要スル事業ヲ廢止シ

タルトキ使用殘餘ノ醫藥用阿片ニ付亦前二項ニ準ス
第十七條 前二條ノ規定ニ依ル手續ハ戸主若ハ相續人不在又
ハ未定ナルトキハ其ノ財産ヲ管理スル者ニ於テ之ヲ爲スヘ
シ

第十七條ノ二 醫藥用阿片ニシテ品質ノ惡變シ又ハ封緘ノ破
損シタルモノアルトキハ醫藥用阿片販賣人ハ之ガ引替ヲ地
方長官ニ請求スルコトヲ得

第十八條 地方長官醫藥用阿片販賣人ヲ指定シ若ハ其ノ指定
ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示スヘシ醫藥用阿片販賣人ノ營
業所若ハ氏名ノ變更又ハ死亡ノ届出ヲ受ケタルトキ亦同シ

第十九條 官廳、官立ノ病院若ハ學校ニ於テ醫藥用阿片ヲ要
スルトキハ大阪衛生試驗所ニ其ノ交付ヲ請求スヘシ

第二十條 醫藥用阿片販賣人ハ第八條ノ賣渡請求書ヲ、醫師、
齒科醫師、獸醫又ハ藥劑師ハ阿片法第七條ノ處方箋ヲ其ノ
日附ヨリ十年間保存スヘシ

第二十一條 藥劑師及製藥者ハ帳簿ヲ備ヘ製劑用ニ供シタル
醫藥用阿片ノ數量、製劑ノ品名及年月日ヲ記入シ其ノ日附
ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ醫師、齒科醫師、獸醫又ハ第九
條ニ掲クル者醫藥用阿片ヲ製劑用ニ供シタルトキ亦同シ
第二十二條 醫藥用阿片販賣人ハ帳簿ヲ備ヘ醫藥用阿片ノ受
拂高、受拂年月日及賣渡請求人ノ職業、氏名ヲ記入シ其ノ

日附ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ

第二十三條 醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ會計年度ニ依リ毎年
度ノ醫藥用阿片受拂高ヲ年度經過後三十日内ニ地方長官ニ
届出ツヘシ

第二十四條 地方長官ハ衛生官吏又ハ警察官吏ヲシテ阿片製
造ノ場所ヲ巡視セシメ又ハ第二十條乃至第二十二條ノ書類
帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十五條 阿片法及本令中地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リ
テハ警視總監之ヲ行フ

第二十六條 第六條、第十三條、第十五條、第十六條第三項、
第二十三條又ハ附則第三項ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ
處ス

第二十七條 第二條、第十條、第二十條乃至第二十二條ノ規
定ニ違背シタル者又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル巡視若ハ檢
査ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ大正八年法律第四十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス【大
正八年八月一日ヨリ施行ス】

阿片附則第三項ノ規定ニ依ル醫藥用阿片ノ買上價格ハ大正
八年三月内務省告示第十八號ニ掲ケタル定價ニ依ル
阿片法則第三項ノ規定ニ依リ醫藥用阿片ヲ讓渡シタル場合

ニ於テハ十日内ニ其ノ數量ヲ具シ地方長官ニ届出ツヘシ

附則(昭和三年内務省令第四十四號附則)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令公布前播種シタル罌
粟ノ栽培ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

●麻藥取締規則 (昭和五年五月十九日
内務省令第十七號)

第一條 本令ニ於テ麻藥ト稱スルハ左ノ各號ニ掲グル物ヲ謂
フ

- 一 モルヒネ、デアセチールモルヒネ及コカイン(比旋光
度ノ如何ヲ問ハズ)並ニ其各鹽類
- 二 粗製モルヒネ、コカイン及粗製コカイン
- 三 エクゴニン(比旋光度ノ如何ヲ問ハズ)及エクゴニン誘
導體並ニ其ノ各鹽類
- 四 モルヒネ誘導體及其ノ鹽類(コカイン及デヒドロコデ
イン並ニ其ノ各鹽類ヲ除ク)
- 五 千分中二分以上ノ「モルヒネ若ハ「モルヒネ誘導體(コ
カイン及デヒドロコカイン)ヲ除ク」、千分中一分以上
ノ「コカイン、エクゴニン若ハ「エクゴニン誘導體又ハ
「デアセチールモルヒネ」ヲ檢出スル物
- 六 印度大麻草、其ノ樹脂及之ヲ含有スル物

七 內務大臣ニ於テ指定スル物

第二條 前條第一號乃至第三號ノ麻藥(コカ葉ヲ除ク)又ハ內務大臣ニ於テ本條ニ依リ許可ヲ受クベキモノト指定スル麻藥ヲ製造セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ第三號ノ事項ニ付テハ之ヲ示スベキ圖面ヲ添ヘ製造所在地地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ做フ)ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 製造所所在地
- 二 品名

三 製造又ハ貯藏ニ使用スル建造物ノ位置、構造及設備
前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クベシ

第三條 前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ毎年其ノ製造セントスル數量並ニ原料ノ種類、數量及取得方法ニ付製造所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 內務大臣ニ於テ第二條ニ依リ許可ヲ受クベキモノト指定シタル麻藥ヲ除クノ外第一條第四號乃至第七號ノ麻藥ヲ製造セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ製造所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ届出ヅベシ

- 一 製造所所在地
- 二 品名

三 毎年ノ製造豫定數量

第四條 原料ノ種類、數量及取得方法
前項ノ届出ヲシタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ届出ヅベシ

第五條 麻藥ヲ製造シタル者ハ毎年十二月末日迄ニ製造シタル麻藥ノ品名及數量並ニ原料ノ種類、數量及受人先ヲ翌年一月末日迄ニ製造所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ハ麻藥ヲ原料トシテ麻藥ニ非ザル物ヲ製造シタル者ニ之ヲ準用ス

第六條 コカ葉採取ノ目的ヲ以テ「コカ樹ヲ栽培セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ栽培地地方長官ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 栽培ノ場所及段別
- 二 植付ノ期間
- 三 毎年ノ採取豫定數量

四 加工及貯藏ニ使用スル建造物ノ所在前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クベシ

第一項ノ許可ヲ受ケタル者ハ植付ノ期間滿了後十日以内ニ其ノ植付ノ場所及段別ヲ栽培地地方長官ヲ經由シ內務大臣

ニ届出ヅベシ

第七條 コカ樹ヲ栽培スル者ハ毎年十二月末日迄ニ採取シタル「コカ」葉ノ數量並ニ拂出シタル「コカ」葉ノ數量及拂出先ヲ翌年一月末日迄ニ栽培地地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ届出ヅベシ

第八條 麻藥ヲ製造シ又ハ「コカ」樹ヲ栽培スル者其ノ製造又ハ栽培ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ製造所在地又ハ栽培地地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ届出ヅベシ

第九條 麻藥ヲ輸入又ハ移入セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ主タル業務所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 品名及數量
- 二 輸入又ハ移入ノ目的

三 出荷人ノ氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號及業務所所在地

- 四 輸入又ハ移入ノ期間
- 五 送荷ノ方法

六 輸入又ハ移入港名(郵便ニ依ル場合ニ在リテハ郵便局名)

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クベシ

第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ輸入又ハ移入許可證及輸入又ハ移入許可證明書ヲ下付ス

第十條 麻藥ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ仕向地當該官憲ノ發給ニ係ル輸入若ハ移入許可證明書又ハ保税倉庫搬入許可證明書ヲ添ヘ主タル業務所在地地方長官ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 品名及數量
- 二 荷受人ノ氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號及業務所所在地

- 三 輸出又ハ移出ノ期間
- 四 送荷ノ方法

五 輸出又ハ移出港名(郵便ニ依ル場合ニ在リテハ郵便局名)

前項ノ許可ヲ受ケタル後前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ニ付更ニ許可ヲ受クベシ

第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ輸出又ハ移出許可證及輸出許可證ノ謄本ヲ下付ス

前項輸出許可證ノ謄本ハ之ヲ其ノ送荷ニ添送スベシ

第十一條 外國ヨリ外國へ輸送スル麻藥ヲ積載スル船舶ノ船長ハ送荷ニ添送スル輸出許可證又ハ轉向證明書ノ謄本ヲ入港ノ際當該稅關長ニ提示スルニ非サレハ帝國ヲ通過セシム

ルノ目的ヲ以テ該麻藥ヲ輸送スルコトヲ得ズ
 前項ノ規定ハ郵便ニ依ル輸送ニハ之ヲ適用セズ
 第十二條 外國貨物タル麻藥ノ陸揚、積戻又ハ積換ヲ爲サン
 トスル者ハ送荷ニ添送スル輸出許可證又ハ轉向證明書ノ謄
 本ヲ當該稅關長ニ提出スベシ
 前項ノ陸揚、積戻又ハ積換ヲ終了シタルトキハ當該稅關長
 ニ届出デ前項ノ謄本ノ還付ヲ受クベシ
 第十三條 麻藥ヲ輸入又ハ輸出スル者ハ其ノ輸入又ハ輸出ノ
 際輸入又ハ輸出許可證ヲ當該稅關長ニ提示スベシ
 第十四條 麻藥ヲ輸入、移入又ハ輸出、移出シタル者ハ輸入、
 移入ノ場合ニ在リテハ輸入若ハ移入許可證及送荷ニ添送シ
 タル輸出許可證若ハ轉向證明書ノ謄本ヲ、輸出、移出ノ場
 合ニ在リテハ輸出若ハ移出許可證ヲ添ヘ十日以内ニ主タル
 業務所所在地地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ届出ツベシ
 第十五條 麻藥ノ輸入、移入又ハ輸出、移出ノ許可ヲ受ケタ
 ル者輸入、移入又ハ輸出、移出ヲ爲サザルトキハ許可ヲ受
 ケタル期間満了後十日以内ニ輸入若ハ移入許可證及輸入若
 ハ移入許可證明書又ハ輸出若ハ移出許可證及輸出許可證ノ
 謄本ヲ主タル業務所所在地地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ返
 納スベシ
 第十六條 第一條第一號、第三號又ハ第四號ノ麻藥ハ之ヲ發

賣スル者又ハ小分シテ販賣スル者ニ於テ其ノ容器又ハ被包
 ニ氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號、業務所所在地、發
 賣又ハ小分ノ年月日ヲ記載シ番號ヲ附スベシ但シ五瓦以下
 ノ内容トスル容器又ハ被包ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第十七條 藥品營業者ガ藥品營業者又ハ醫師、齒科醫師若ハ
 獸醫師ニ麻藥ヲ讓渡スルトキハ其ノ藥品營業者又ハ醫師、
 齒科醫師若ハ獸醫師タルコトニ關シ警察署長ノ證明アル文
 書ヲ徵スベシ但シ藥品營業者自己ノ知人タル藥品營業者又
 ハ齒師、齒科醫師若ハ獸醫師ニ麻藥ヲ讓渡スルトキハ此ノ
 限ニ在ラズ
 前項ノ文書ハ五年間之ヲ保存スベシ
 第十八條 藥品營業者ハ帳簿ヲ備ヘ麻藥ノ受拂ニ付其ノ品
 名、數量及年月日、受入先及拂出先ノ住所又ハ業務所所在
 地、職業及氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號並ニ第十六
 條ノ麻藥ニ在リテハ其ノ容器又ハ被包ノ記載事項及番號ヲ
 記入シ其ノ日附ヨリ五年間之ヲ保存スベシ但シ醫師、齒科
 醫師又ハ獸醫師ノ處方箋ニ依リ讓渡スル麻藥及内務大臣ノ
 別ニ指定スル麻藥ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第十九條 地方長官ハ衛生官吏又ハ警察官吏ヲシテ第十七條
 ノ文書若ハ前條ノ帳簿ヲ検査セシメ又ハ麻藥ヲ製造、採取、
 加工、貯藏、販賣若ハ「コカ樹ヲ栽培スル場所ヲ巡視セシ

ムルコトヲ得

第二十條 第二條、第三條、第六條、第九條若ハ第十條ノ許
 可ヲ受ケタル者、第四條ノ麻藥ヲ製造スル者又ハ麻藥ヲ原
 料トシテ麻藥ニ非ザル物ヲ製造スル者本令ニ違反シ又ハ麻
 藥若ハ阿片ニ關シ犯罪其ノ他ノ不正ノ行爲アリタルトキハ
 其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ製造ヲ禁止スルコトアルベシ
 第二十一條 第二條第一項、第三條、第六條第一項、第九條
 第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下
 ノ懲役ニ處ス
 第九條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ違反シテ麻藥ヲ輸
 入、移入又ハ輸出、移出スル目的ヲ以テ其ノ豫備ヲ爲シタ
 ル者亦前項ニ同ジ
 第二十二條 第二條第二項、第四條、第六條第二項、第九條
 第二項、第十條第二項、第十一條又ハ第十六條乃至第十八
 條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ
 罰金ニ處ス
 第二十三條 第五條、第六條第三項、第七條、第八條、第十
 條第四項、第十二條乃至第十五條ノ規定ニ違反シ又ハ第十
 九條ノ検査若ハ巡視ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘
 留若ハ科料ニ處ス
 第二十四條 未成年者又ハ禁治産者タル藥品營業者又ハ「コ

カ樹栽培者其營業ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ之ニ適用
 スベキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ
 關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限
 ニ在ラズ

第二十五條 麻藥ノ製造、採取、加工、貯藏、販賣、輸入、
 移入、輸出、移出、輸送、陸揚、積戻若ハ積換又ハ「コカ
 樹ノ栽培ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇
 人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタル
 トキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコト
 ヲ得ズ

第二十六條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人
 ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ本令ニ規定スル罰則
 ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附則

「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件及「コ
 カ」樹ノ栽培取締ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス
 本令公布ノ際現ニ麻藥ヲ製造スル者ハ本令施行後三十日以内
 ニ第二條又ハ第四條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スベシ
 本令施行前「モルヒネ」、「コカイン」及其ノ鹽類ノ取締ニ關ス
 ル件ニ依リ許可シタル麻藥ノ輸入、移入又ハ輸出、移出ニ關
 シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行前「コカ」樹ノ栽培取締ニ關スル件ニ依リ許可シタル「コカ」樹ノ栽培ハ之ヲ本令ニ依リ許可シタルモノト看做ス

●麻藥取締規則第二條ニ依リ麻藥指定

(昭和五年五月十九日) (内務省告示第一二四號)

一、百分中十分以上ノ「モルヒネ、ヂアセチールモルヒネ及コカイン」ヲ檢出スル製劑

●藥品巡視規則 (明治二十二年三月二十七日)

沿革 (大正十五年三月内務省令第九號改正)

第一條 衛生官吏警察官吏及ヒ藥劑師ヲ以テ監視員ト爲シ藥局及ヒ藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムヘシ

第二條 監視員藥局ヲ巡視スルトキハ左ノ各項ヲ檢査スヘシ

一 藥品

二 藥品營業並藥品取扱規則第二十八條第二十九條第三十

六條第三十七條及藥劑師法施行規則第十條乃至第十三條ノ事項

三 調劑錄

第三條 監視員藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視スルトキ

ハ左ノ各項ヲ檢査スヘシ

一 藥品

二 藥品營業並藥品取扱規則第二十二條第二十八條第二十九條第三十六條第三十七條ノ事項

第四條 監視員ハ公私立病院及醫師ノ調劑所ニ臨ミ藥品ヲ檢査スルコトアルヘシ

第五條 第二條第三條ノ外ニ於テ藥品ヲ貯藏スル場所アレハ其場所ニ就キ檢査スルコトアルヘシ

第六條 巡視ハ日出前日没後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

但シ營業時間中ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 監視員ハ必要量ノ藥品ヲ携歸シテ檢査スルコトアルヘシ

第八條 監視員ノ檢査ニ消費シタル藥品ハ其代價ヲ請求スルコトヲ得ス

●賣藥法 (大正三年三月三十一日)

法律第十四號

沿革 (大正五年六月法律第四十一號改正)

第一條 本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥ヲ調製又ハ輸入若ハ移入シテ販賣スル者ヲ謂フ

原料品ニ加工セスシテ賣藥ト爲スモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ賣藥ノ調製ト看做ス

第二條 賣藥營業者賣藥ヲ發賣セムトスルトキハ方名、原料品名及其ノ分量、調製ノ方法、用法、用量並効能ヲ記載シ主タル營業所所在地ノ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ日本藥局方ニ記載セサル原料品ヲ使用セムトスル者ハ其ノ見本品ヲ提出スヘシ

第三條 賣藥營業者二個所以上ノ營業所ヲ設ケタルトキハ營業所毎ニ所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第四條 賣藥ニハ毒藥、劇藥及其ノ性状又ハ配伍ノ結果ニ由リ危害ヲ生スルノ虞アル藥品ヲ使用スルコトヲ得ス但シ毒藥、劇藥ハ其用法用量ニ依リ行政官廳ニ於テ危害ヲ生スルノ虞ナシト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賣藥ノ原料品ハ日本藥局方ニ記載スルモノハ其ノ所

定ノ性状品質、之ニ記載セサルモノハ第二條第二項ノ見本品ト同様ノ性状品質ヲ具備スルヲ要ス

第六條 藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニ非サレハ賣藥ヲ調製シテ販賣スルコトヲ得ス但シ獸醫ニシテ家畜用ノ賣藥ヲ調製販賣スルハ此ノ限ニ在ラス

第七條 賣藥免許ハ前條ニ掲クル者ニ限り之ヲ讓受ケ又ハ相續スルコトヲ得

第八條 賣藥ノ効能ニ關シテハ文書、言語其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス免許ヲ得タル事項ヲ説明スルノ外之ヲ誇張シテ公示スルコトヲ得ス

第九條 賣藥ニ關スル廣告、賣藥ノ容器若クハ被包又ハ賣藥ニ添附シ若ハ添附セスシテ頒布スル文書ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

一 猥褻ニ渉ル記事又ハ圖畫

二 避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事

三 虛偽誇大ノ證明若クハ醫師其ノ他ノ者カ効能ヲ保證シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムルノ虞アル記事

四 醫治ノ無効ヲ暗示シ或ハ暗ニ醫師ヲ誹謗スルカ如キ記事

第十條 地方長官ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムルトキハ賣藥營業者ニ對シ其ノ免許ヲ得タル事項ノ變更ヲ命ス

ルコトヲ得

第十一條 賣藥營業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル處分ニ違反シタル者ニ付地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十二條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ賣藥ヲ調製シ若ハ販賣スル場所ニ臨檢セシメ又ハ賣藥ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ試驗ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ニ限リ當該官吏ヲシテ賣藥又ハ其ノ原料品ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第十四條 第二條第一項若ハ第五條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反スル賣藥ハ地方長官其ノ所有者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ廢棄シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第十五條 第二條第一項、第五條若ハ第六條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 第八條若ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ當該官吏ノ臨檢若ハ檢査ヲ拒ミタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第三條又ハ第二十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者ハ其ノ代理人戸主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 輸出又ハ移出スル賣藥ニ付テハ第二條乃至第十一條、第十四條及第十五條ノ規定ヲ適用セス其ノ取締上必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ賣藥ヲ調製セムトスル者ハ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

附 則

第二十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 賣藥規則ハ之ヲ廢止ス

他ノ法令中賣藥規則トアルハ本法ヲ指シタルモノト看做ス

第二十三條 従前ノ規定ニ依リ受ケタル賣藥免許ハ之ヲ本法ニ依リ受ケタル賣藥免許ト看做ス

●賣藥法施行規則 (大正三年八月十三日 內務省令第十六號)

沿革 (昭和五年九月 內務省令第二九號改正)

第二十四條 本法公布ノ際現ニ賣藥營業者タル者ハ第六條又ハ第七條ノ規定ニ拘ラス賣藥ヲ調製シテ販賣シ又ハ賣藥免許ヲ讓受ケ若ハ相續スルコトヲ得但シ賣藥ヲ輸入若ハ移入シテ販賣スル者又ハ法人ハ此限ニ在ラス

第二十五條 本法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ毒藥、劇藥又ハ藥品營業並藥品取扱規則ノ指定藥品ヲ含有セサルモノニ付テハ第六條及第七條ノ規定ヲ適用セス

第二十六條 第三條及第二十條ノ届出ハ賣藥税法ノ適用ニ付テハ之ヲ免許ト看做ス

(大正三年八月勅令第六十號ヲ以テ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス)

【註】 賣藥税法廢止法律(大正十五年三月二十七日 法律第十九號) 大正十五年四月一日ヨリ施行

第一條 賣藥發賣免許ノ申請書ニハ賣藥法第二條第一項ニ掲ケタル事項ノ外氏名、生年月又ハ法人ノ名稱、住所及營業所(調製又ハ販賣ノ場所ヲ云フ)ヲ記載シ賣藥法第六條又ハ第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第二條 地方長官賣藥法第二條ノ規定ニ依リ賣藥發賣免許ヲ與フルトキハ別記雛形ノ賣藥免許證ヲ下付ス

第三條 免許事項變更ノ申請書ニハ變更セムトスル事項、方名、氏名又ハ法人ノ名稱及住所ヲ記スヘシ但シ方名ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ免許證ヲ添附スヘシ

方名變更ノ免許ヲ與フルトキハ免許證ヲ書換下付ス

第四條 前條第二項規定ノ場合ヲ除クノ外賣藥免許證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ三十日內ニ主タル營業所在地ノ地方長官ニ其ノ書換ヲ申請スヘシ但シ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ヲ除クノ外賣藥免許ヲ讓受ケ又ハ相續シタル場合ニ於テハ賣藥法第六條又ハ第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

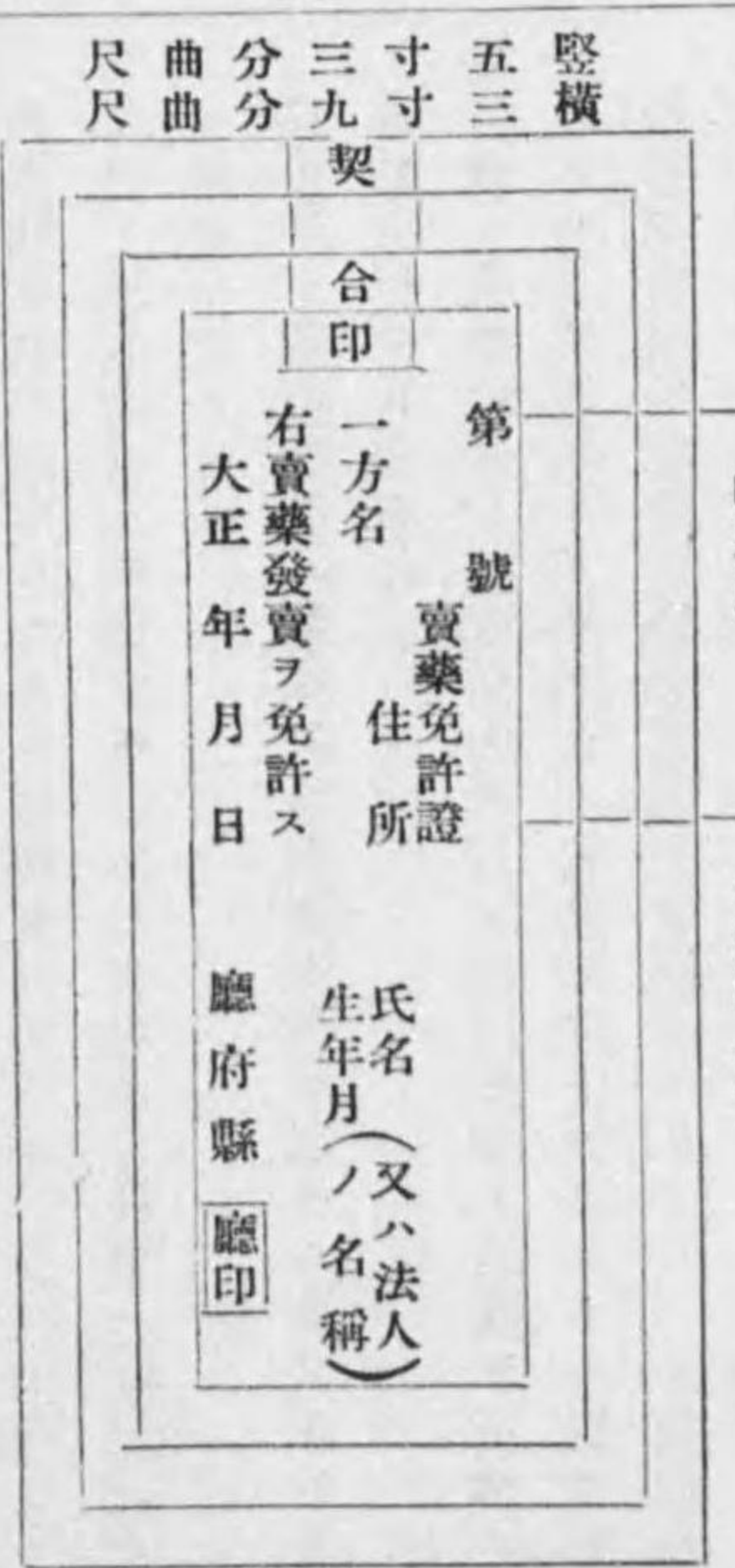
第五條 賣藥ニ關シ左ノ手数料ヲ徴收ス

一 發賣免許手数料 一方ニ付金壹圓
 二 變更免許手数料 一方ニ付金七拾錢
 三 免許證再下附又ハ書換手数料 一方ニ付金五拾錢
 第三條第二項規定ノ書換ニ付テハ前項第二號規定ノ手数料ヲ徵收シ前項第三號規定ノ書換手数料ハ之ヲ徵收セス
 行政區畫、字若ハ其ノ名稱又ハ地番ノ變更アリタル場合ニ於ケル免許證ノ書換ニ付テハ第一項第三條規定ノ書換手数料ハ之ヲ徵收セス
 第六條 地方長官ハ賣藥法第二條第二項ノ規定ニ依リ賣藥營業者ノ提出シタル見本品ノ性狀品質ヲ記シ保存スヘシ
 第七條 賣藥法第三條規定ノ届出ハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スヘシ
 賣藥發賣免許申請書ニ記載セル營業所ニシテ主タル營業所所在地ノ道府縣ト同一區域内ニ在ルモノニ付テハ其ノ申請書ニ於ケル營業所ノ記載ヲ以テ賣藥法第三條規定ノ届出ト看做ス
 賣藥營業者其ノ營業所ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキハ十日内ニ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
 第八條 賣藥營業者二箇所以上ノ調製所ヲ設ケタルトキハ藥劑師若ハ醫師タル營業者又ハ賣藥法第二十四條規定ノ營業者カ自ラ管理スル一箇所ヲ除クノ外調製所毎ニ藥劑師ヲ置

キ管理ヲ爲サシムヘシ但シ調製所所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 賣藥營業者前項規定ノ藥劑師ヲ置キタルトキハ其ノ氏名ヲ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
 第九條 賣藥營業者ハ賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日内ニ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ
 第十條 賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ハ之ヲ使用スル賣藥營業者ノ營業所以外ニ於テ藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ニ從事セサル者タルコトヲ要ス但シ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第十一條 賣藥免許證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日内ニ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ再下付ヲ申請スヘシ但シ毀損ノ場合ニハ毀損シタル免許證ヲ添附スヘシ
 亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ提出スヘシ
 第十二條 賣藥營業者廢業シタルトキハ三十日内ニ免許證ヲ主タル營業所所在地ノ地方長官ニ返納スヘシ
 賣藥營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ其

ノ營業ヲ承繼スル者ナキトキハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ前項ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ
 第十三條 賣藥ヲ請賣セムトスル者ハ營業所毎ニ地方行政廳ニ届出ツヘシ
 第十四條 賣藥請賣營業者廢業シ又ハ氏名若ハ法人ノ名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキハ地方行政廳ニ届出ツヘシ
 第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシムトスルトキハ地方行政廳ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ廢止シタルトキ亦同シ
 第十六條 賣藥營業者免許ヲ取消サレタルトキハ請賣營業者亦其ノ賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ズ
 第十七條 賣藥營業者ハ容器又ハ被包ニ方氏名及氏名(法人ニ在リテハ名稱)又ハ商號並主タル營業所ヲ記載シ且之ニ封緘ヲ爲シタル賣藥ニ非ザレバ發賣スルコトヲ得ズ
 第十七條ノ二 賣藥請賣營業者ハ前條ノ封緘ナキカ又ハ封緘ノ破毀セラレタル賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ズ
 第十八條 行政官廳賣藥法第十二條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢又ハ検査ヲ爲サシムルトキハ制服ヲ着スル者ノ外別記雛形ノ證票ヲ携帯セシムヘシ
 第十九條 賣藥法第十三條ノ規定ニ依リ物品ヲ收去スルトキハ當該官吏ハ營業者ニ證書ヲ交附スヘシ若シ營業者ノ求ア

ルトキハ事實ノ許ササル場合ヲ除クノ外其ノ物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スヘシ
 第二十條 賣藥法第十二條ノ規定ニ依リ臨檢又ハ検査ハ日出前日没後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ營業時間中ハ此ノ限ニ在ラス
 第二十一條 第八條第一項第十條第十六條乃至第十七條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 第二十二條 第四條第七條第三項第八條第二項第九條第十一條乃至第十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
 附則
 第二十三條 本令ハ賣藥法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 (別記雛形)用紙厚紙 幅五厘 電紋幅一分



備考 輸入又ハ移入スル賣藥ハ方名ノ肩ニ其ノ國名、製造者氏名又ハ法人ノ名稱ヲ記入スヘシ又家畜牛馬等ニ用フル賣藥ハ方名ノ下()ノ内ニ牛馬用等朱書スヘシ

表 賣藥検査員之證

分五寸一 裏	縣 廳 名 府 印 廳
-----------	-------------------

二寸五分

●毒物劇物營業取締規則 (明治四十五年五月十日 內務省令第五號)

第一條 本令ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣スル毒性又ハ劇性ノ物品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ謂フ

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ依リ定メラレタル毒藥劇藥ノ品目ニ該當スル物品ニシテ前項ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫藥用品(同法第二十六條但書及二十七條但書ノ場合ヲ含ム)ノ外之ヲ貯藏、陳

列、販賣又ハ讓與スルコトヲ得ス

第二條 毒劇物營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官(東京府ハ警視廳、監以下之ニ依リ)ノ許可ヲ受ケヘシ

藥劑師、藥種商又ハ製藥者毒劇物營業ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ニ届出ヘシ

第三條 未成年者、瘋癲白痴者其ノ他毒劇物ノ取扱ヲ爲スニ堪ヘスト認ムヘキ者及法人ハ其ノ取扱ヲ爲サシムル爲地方長官ノ許可ヲ得タル營業管理人ヲ置クニ非サレハ毒劇物營業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 毒物劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ容レ之ヲ密閉シ其ノ容器又ハ被包ニ醫藥用外ノ四字及其ノ品名並毒物ニハ毒物ノ二字劇物ニハ劇物ノ二字ヲ明記スヘシ

前項ノ文字ハ其ノ品名ヲ除ク外毒物ニ付テハ赤地ニ白色、劇物ニ付テハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スヘシ

第五條 毒物ハ他ノ物品ト區別シ貯藏、陳列スヘシ劇物ニ付テ亦同シ

毒物ヲ貯藏、陳列スル場所ニハ鎖鑰ヲ施シ其ノ外部ニ醫藥用外毒物ノ六字ヲ明記スヘシ

第六條 毒物劇物ヲ取扱フニハ專用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其ノ器具ニ明記スヘシ

第七條 毒劇物營業者毒物劇物ヲ交付スルニハ其ノ容器又ハ

被包ニ其ノ營業所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及第四條所定ノ文字ヲ明記スヘシ但毒劇物營業者ニ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

飲食物用容器ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ス

第八條 毒劇物營業者ハ業務上、學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ヨリ左ノ各號ノ一ニ依リ其ノ從事スル業務、學術若ハ技藝ヲ證明シ且ツ品名、數量、使用ノ目的、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱及職業ヲ記シ捺印シルタ證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

一 毒劇物營業者知人ノ證明

二 官公署又ハ學校ノ證明其ノ他徵證トナルヘキ官公文書 毒劇物營業者自己ノ知人ニ毒物劇物ヲ販賣讓與スル場合ニ付テハ前項ノ證明ヲ要セス

家事上必要ナル毒物劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

前項ノ毒物劇物ハ品名、數量、年月日、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非サレハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ス

第一項及第四項ノ證書ハ其ノ日附ヨリ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第九條 毒劇物營業者ハ毒物劇物ノ販賣讓與ヲ受ケムトスル者前條ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未満ノ者又ハ不安心ト認ムヘキ者ニハ之ヲ交付スルコトヲ得ス

第十條 毒劇物營業者官公署、官公立ノ學校及製造所等ニ對シ毒物劇物ヲ販賣讓與スル場合ニハ第八條ノ手續ヲ要セス 毒劇物營業者ノ間ニ於テ賣買讓與スル場合ニハ第八條ノ證書ヲ要セス

第十一條 卸賣用ノ毒物劇物ニ付テハ其ノ容器又ハ被包ニ品名ヲ記シ若ハ錯誤ヲ來ササル文字又ハ記號ヲ使用スルニ限リ第四條ノ容器又ハ被包ノ記載ニ關スル規定ヲ適用セス

前項ノ毒物ヲ貯藏スル場所ニ付テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十二條 地方長官ハ吏員ヲシテ毒物劇物ヲ製造、貯藏又ハ販賣スル場所ヲ巡視セシムルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ試験ノ用ニ供スル爲必要ナル分量ノ毒物劇物ヲ收去スルコトヲ得

前項ニヨリ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治三十三年內務省令第十號第二條第三條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 毒劇物營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

地方長官ハ毒劇物營業者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第十五條 本令ノ執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

毒劇物ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者若ハ第一條第二項第八條第一項又ハ第四項ニ違背シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十六條 第二條ノ許可ヲ受ケス若ハ其ノ届出ヲ爲サスシテ毒劇物營業ヲ爲シタル者、禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者、第四條、第五條、第七條、第八條第五項、第九條ニ違背シタル者又ハ毒劇物ノ容器若ハ被包ニ誤記ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 毒劇物營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 毒劇物營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カラルコトヲ得ス

第二十條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令發布ノ際現ニ毒劇物ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ地方長官ニ届出テ毒劇物ノ營業ヲ爲スコトヲ得

【參照】

明治三十三年三月内務省令第十號拔萃
第二條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ官吏又ハ衛生技術員ヲシテ明治三十三年二月法律第十五號ノ職權ヲ行ハシムルトキハ制服ヲ著スル者ノ外證票ヲ携帯セシムヘシ

證票ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ

二寸二分

表 飲食物監視員之證

シラ

裏

縣 廳
名 府

印 廳

第三條 官吏又ハ衛生技術員ハ明治三十三年二月法律第十五號ニ依リ物品ヲ收去スルトキハ營業者ニ證書ヲ交付スヘシ

若シ營業者ノ求メアルトキハ事實ノ許ササル場合ヲ除ク外其ノ物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スヘシ

明治三十三年二月法律第十五號拔萃

第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ收去セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲開カルル間ニ限り物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯藏若クハ攜帶スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得

●毒藥劇藥品目 (昭和七年六月二十七日 内務省令第二十三號)

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥品目
ハ昭和七年六月内務省令第二十一號第五改正
日本藥局方第二表第三表ニ掲グルモノ及左ニ掲グル藥品トス

附則

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年三月内務省令第二號毒藥劇藥品目ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

毒藥

- アコニチン、其化合物並製劑
- アトロピン、其化合物並製劑
- アボモルヒネ、其化合物並製劑
- ウエラトリン、其化合物並製劑
- エゼリン、其化合物並製劑
- エビレナミン塩類
- エメチン、其化合物並製劑
- 可溶性ウラニウム塩類
- カラバル豆製劑
- カンタリジン、其化合物並製劑
- クラーリン、其化合物並製劑
- コニイン、其化合物並製劑
- コルヒチン、其化合物並製劑
- 水銀化合物並其製劑但朱、甘汞、黃色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞並其製劑及昇汞、昇汞ガーゼ、黃降汞軟膏、赤降汞軟膏ヲ除ク
- スコボラミン、其化合物並製劑
- ストロキニーネ、其化合物並製劑但ストロキニーネ〇〇二

プロセント以下ヲ含有スル次亞燐酸塩シロップヲ除ク
 ストロファンチン
 青酸、シアンカリ其他シアン化合物並製劑但ベルリン青、黄
 血塩、赤血塩赤血塩並其製劑及杏仁水、苦扁桃製劑並、バクチ
 葉製劑ヲ除ク
 デギタリス配糖體
 ナルコチン、其化合物並製劑
 ナルセイン、其化合物並製劑
 ニコチン、其化合物並製劑
 ニトログリセリン並其製劑
 巴豆油製劑
 砒素、其化合物並製劑但砒素トシテ〇・〇〇三プロセント以
 下ヲ含有スル製劑ヲ除ク
 ヒヨスチアミン、其化合物並製劑
 ビロカルビン、其化合物並製劑
 河豚毒成分並製劑
 弗化水素酸
 ブルチン、其化合物並製劑
 ホマトロビン、其化合物並製劑
 モルヒネ、其化合物並製劑但エチルモルヒネ、其塩類並製
 劑、デアセチルモルヒネ塩類製劑及塩酸モルヒネ錠、漢方

クロホルムモルヒネチンキヲ除ク
 黄燐含有物
 劇藥
 亞鉛塩類但炭酸亞鉛ヲ除ク
 アガリチン塩類並アガリチン又ハ其塩類ノ製劑
 アコニット根並其製劑
 アセトアニリド製劑但一丸、一錠中〇・一グラム以下ヲ含有
 スルモノヲ除ク
 阿片アルカロイド塩酸塩製劑
 阿片製劑但其坐劑ヲ除ク
 アミノピリン化合物並アミノピリン又ハ化合物ノ製劑但一
 丸、一錠中純アミノピリン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノ
 ヲ除ク
 アンチピリン又ハ其化合物ノ製劑但一丸、一錠中純アンチ
 ピリン〇・三グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 アンチモン化合物並其製劑但軟膏劑並金硫黄ヲ除ク
 イグナチューズ子並其製劑
 印度大麻草製劑
 烏頭、附子並其製劑
 ウレタン
 エクゴニン、其化合物並製劑

エチルモルヒネ、其塩類並製劑
 エピレナミン塩類製劑
 エフェドリン、其塩類並製劑但一錠中エフェドリン〇・〇二
 五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 塩酸含有物但塩化水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ
 除ク
 塩素酸カリ製劑但塩素酸カリ十プロセント以下ヲ含有スル
 モノヲ除ク
 カドミウム並其化合物
 苛性カリ並苛性ソーダノ製劑但純水酸化カリウム並純水
 酸化ナトリウム五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 カフェイン塩類並カフェイン又ハ其塩類ノ製劑但一丸、一錠
 中純カフェイン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 カラバル豆
 カリウム
 甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀並白降汞ノ製劑但軟膏
 劑ヲ除ク
 乾燥甲状腺製劑
 カンタリスノアルコール又ハエーテル製劑
 揮發苦扁桃油但ベンズアルデヒドヲ除ク
 強アンモニア水

狂犬病豫防劑
 金塩類
 銀塩類並其製劑但塩化銀、プロテイン銀並其製劑ヲ除ク
 グアヤコール製劑但純グアヤコール五プロセント以下ヲ含
 有スルモノ並一カブセル、一丸、一錠中純グアヤコール〇・
 〇五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 苦扁桃製劑
 クレオソート製劑但クレオソート五プロセント以下ヲ含有
 スルモノ並一カブセル、一丸、一錠中クレオソート〇・〇五
 グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 クロム酸塩類
 クロム醋酸類
 クロホルム製劑但クロホルム擦劑、クロホルム油並
 純クロホルム二十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 ゲルゼミウム根並其製劑
 牽牛子脂製劑
 汞灰散
 コカイン、其化合物並製劑
 コカ葉並其製劑
 コタルニン、其化合物並製劑
 コッケルス子

コデイン、其化合物並製劑
 コニウム草並其製劑
 コルヒクム根、子並其製劑
 コロシント實並其製劑
 サバジルラ子並其製劑
 サビナ葉並其製劑
 サビナ油サントニン製劑但一丸、一錠中純サントニン〇・〇
 ニグラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 四塩化炭素製劑
 檉實
 商陸製劑
 萆酸
 錫塩類
 ストリキニーネ〇・〇ニプロセント以下ヲ含有スル次亞磷
 酸塩シロップ
 ストロファンツス製劑
 スパルテイン、其化合物並製劑
 スルホナル製劑
 硝酸含有物但純硝酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除
 ク
 石炭酸製劑但純石炭酸五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ

除ク
 セリウム塩類
 蟾酥並其製劑
 煙草製劑
 タルリン、其化合物並製劑
 チアセチルモルヒネ塩類製劑
 チギタリス葉製劑
 重碳酸カリ
 注射用細菌類製劑
 治療血清
 テオブロミン、其化合物並製劑但一丸、一錠中純テオプロミ
 ン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 テオフィリン製劑
 銅化合物
 藤黃並製劑
 ドクゼリ並製劑
 吐根製劑但吐根錠並吐根一プロセント以下ヲ含有スルモノ
 ヲ除ク
 トロパコカイン、其化合物並製劑
 ナドリウム
 ニトロベンゾール

麥角製劑
 バクチ葉製劑
 發煙硫酸
 巴豆並其製劑
 パラアルデヒド並其製劑
 パリウム化合物但硫酸バリウムヲ除ク
 バルビツール酸化合物並製劑
 ビクリン酸塩類
 ヒドラスチニン、其塩類並製劑
 ヒドラスチン、其塩類並製劑
 ヒドロオキシルアミン並其塩類
 ヒヨス葉、草並其製劑
 フェナセチン製劑但一丸、一錠中純フェナセチン〇・二五ダ
 ラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 フェノールフタレイン製劑但一丸、一錠中純フェノールフタ
 レイン〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 複方クロホルムモルヒネチンキ
 プロカイン、其化合物並製劑
 プロムカンフル製劑
 プロム水素酸
 プロムチエチルアセチル尿素化合物並プロムチエチルアセ

チル尿素又ハ其化合物ノ製劑但一錠中純プロムチエチルア
 セチル尿素〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 プロムワレリル尿素製劑但一錠中純プロムワレリル尿素
 〇・一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 プロモホルム
 ヘノボチ油製劑
 ペラドンナ葉、草、根並其製劑
 ボドフィイルム脂
 ホミカ製劑
 マンガラ草、葉、子並製劑
 メチルスルホナル製劑
 ヤラツパ製劑
 ヤラツパ脂製劑但ロカイヤラツパ丸、複方大黃丸及ヤラツパ
 石鹼ヲ除ク
 ヨドール
 ヨードカリ製劑但純ヨードカリ十プロセント以下ヲ含有ス
 ルモノヲ除ク
 ヨード製劑但稀ヨードチンキヲ除ク
 ヨードホルム製劑但純ヨードホルム十プロセント以下ヲ含
 有スルモノヲ除ク
 ヨヒンピン、其塩類並製劑

ロート葉、草、根並其製劑但硬膏劑、軟膏劑、及坐劑ヲ除ク
 ラウリルケルス油
 硫酸含有物但純硫酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク
 硫化炭素
 藜蘆根並其製劑
 ロベリヤ草並其製劑
 ロベリン、其塩類並製劑
 王水

●藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル指定藥品

(昭和七年六月二十七日
 内務省第二十二號)

藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ノ三ニ
 依リ左記藥品ヲ指定ス

附則

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治四十年^四内務省令第七條ハ本令施行ノ
 日ヨリ之ヲ廢止ス
 アセチルタンニン
 壓縮酸素

亞硫酸カリ液
 阿片アルカロイド塩酸塩
 阿片安息香チンキ
 阿片エキス
 阿片坐劑阿
 阿片製劑
 阿片チンキ
 阿片吐根錠
 アミノ安息香酸エチル
 アミノピリン
 アミノピリン錠
 アンチピリン
 アンチピリン錠
 印度大麻エキス
 印度大麻草
 印度大麻チンキ
 塩化亞鉛
 塩化コタルニン
 塩酸アボモルヒネ
 塩酸エチルモルヒネ
 塩酸エビレナミン液

塩酸エフエドリン
 塩酸エメチン
 塩酸コカイン
 塩酸コカイン錠
 塩酸チアセチルモルヒネ
 塩酸チヒドロオキシコデイノン
 塩酸チヒドロコデイノン
 塩酸チヒドロモルフィン
 塩酸トロパコカイン
 塩酸ビロカルピン
 塩酸プロカイン
 塩酸ベンジルモルヒネ
 塩酸モルヒネ
 塩酸モルヒネ錠
 塩酸ロベリン
 オキシシアン水銀
 オキシシアン水銀錠
 甘汞
 甘汞錠
 乾燥甲狀腺
 含糖ペブシン

カンタリスチンキ
 キナ皮
 キナチンキ
 キノフェン
 杏仁水
 グアヤコール
 グアヤコールスルホン酸カリ
 グリセロ燐酸石炭
 クレオソート
 クレオソート丸
 クロホルム
 過酸化水素水
 還元鉄
 コロイド銀
 コロイド銀軟膏
 サリチル酸アンチピリン
 サリチル酸エゼリン
 サリチル酸水銀
 サントニン
 サントニン錠
 四塩化炭素

次サリチル酸蒼鉛
 蒸氣製甘汞
 昇汞
 昇汞ガ―ゼ
 昇汞錠
 昇汞綿
 ストロファンツスチンキ
 スルホナール
 生理食塩水
 硝酸銀
 硝酸銀加硝石
 硝酸ストリキニーネ
 赤降汞
 赤色ヨ―ド汞
 大黃エキス
 炭酸グアヤコール
 炭酸グアヤコール丸
 炭酸クレオソート
 炭酸クレオソート丸
 ギギタリス葉
 ギギタリスチンキ

・重酒石酸チヒドロコデイン
 テオフィリン
 吐根
 吐根錠
 吐根チンキ
 吐酒石
 ド―フル散
 麥角
 麥角エキス
 麥角流動エキス
 巴豆油
 バルビタール
 ヒヨスエキス
 フェナセチン
 フェノバルビタール
 プロテイン銀
 プロム水素酸ニコボラミン
 プロム水素酸ホマトロビン
 プロムヂエチルアセチル尿素
 プロムワレリル尿素
 拘水クロラール

ホミカエキス
 ホミカチンキ
 ホルマリン
 麻酔用エーテル
 麻酔用クロロホルム
 ミグレニン
 メチルスルホナール
 滅菌ゼラチン液
 綿馬エキス
 藥用酵母
 藥用炭
 熔製硝酸銀
 溶性バルビタール
 溶性フェノバルビタール
 ヨ―ドカリ
 ヨ―ドカリ錠
 ヨ―ドカリ軟膏
 ヨ―ドチンキ
 ヨ―ドホルム
 硫酸亞鉛
 硫酸アトロピン

硫酸エゼリン
 硫酸モルヒネ
 リンゲル液
 磷酸コデイン
 ルゴール液
 レゾルシン
 ロカイヤラツバ丸
 ロック液
 ロ―トエキス
 ロ―ト硬膏
 ロ―ト坐劑
 ロ―トチンキ
 ロ―ト軟膏
 黃降汞
 黃磷
 指定藥品ヲ含有スル製劑ニシテ毒藥又ハ劇藥ニ屬スルモノ

●毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物

(明治四十五年五月十日
内務省令第六號)

沿革 (大正十年六月内務省令第十八號
改正) (大正十二年一月同第二號改正)
昭和七年六月同第二十四號改正

毒物

チアン水素酸、チアンカリウム其ノ他チアン化合物並製劑
但ベルリン藍色素、黄色血滴鹽及赤色血滴鹽ヲ除ク
磷、硫化磷並其ノ製劑

可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有ノ著色料
フルオール水素酸

砒素、其ノ化合物並製劑及砒素含有著色料
水銀化合物及水銀含有著色料 但亞クロール汞、黄色ヨード
汞、油酸汞、白降汞、雷汞、チアン酸水銀、朱ヲ除ク

劇物

バリウム化合物「但硫酸バリウム」ヲ除ク
ハラフェニールンヂアミン、其ノ鹽類並製劑

藤黄並其ノ製劑
銅化合物 但雷銅ヲ除ク

硫化炭素
硫酸並其ノ含有物 但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

ク

カリウム

苛性カリ並其ノ製劑 但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ
除ク

苛性ナトリウム並其ノ製劑 但五プロセント以下ヲ含有スル
モノヲ除ク

カドミウム並其ノ化合物

ヨード並其ノ製劑

烟草製劑

ナトリウム

鉛化合物 但炭酸鉛ヲ除ク

クロール酸カリウム並其ノ製劑 但クロール酸鹽ヲ主トセル

爆發藥ヲ除ク

クロールム酸

クロールム酸カリウム、重クロールム酸カリウム並其ノ製劑

クレオソート

ブローム

ブローム水素酸

鹽酸並其ノ含有物 但クロール水素十プロセント以下ヲ含有ス

ルモノヲ除ク

アニリン並其化合物

亞クロール汞並其ノ製劑

亞鉛鹽類並其ノ製劑 但炭酸亞鉛、酸化亞鉛、雷酸亞鉛ヲ除ク
アムモニア水 但アムモニア十プロセント以下ヲ含有スルモノ
ヲ除ク

金鹽類 但雷金ヲ除ク

銀鹽類 但クロール銀、雷銀ヲ除ク

メチールアルコール (木精)

硝酸並其ノ含有物 但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

砒酸並其ノ製劑

重砒酸カリウム

ヒドロキシールアミン其ノ化合物並製劑

石炭酸並其ノ含有物 但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ
除ク

スルフォナール、其誘導體並製劑

錫鹽類

發烟硫酸

ニトロペンツオール

粗製フォルマリン

クロロフォルム

クロールエチール

クロール醋酸類
ブロームエチール
アンチモニウム化合物並其ノ製劑 但金硫黄ヲ除ク
クロールビクリン並其ノ製劑
苗栗藤並其ノ製劑 (昭和七年六月内務省令第二十四號)
四塩化炭素並其製劑 (ニヨリ同年十月一日ヨリ施行)
亞硝酸ソーダ (昭和七年六月内務省令第二十四號)
(ニヨリ同年十月一日ヨリ施行)

●毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ家事上必要

ナル毒物劇物品目 (明治四十五年五月十日
内務省令第七號)

沿革 (明治四十五年七月内務省令第十條改正)

- 一、磷ヲ含有スル殺鼠用製劑
- 一、烟草製劑又ハ亞クロール汞ヲ含有スル驅蟲用製劑
- 一、ハラフェニールンヂアミンヲ含有スル染毛用製劑
- 一、消火器用ノ硫酸又ハ鹽酸

醫 療 用 藥 品
 衛 生 綑 帶 材 料
 滋 養 強 壯 劑
 工 業 用 藥 品
 其 他



丸 善 藥 店

佛 比 拉 製 藥 會 社
 同 ロ バ ン 研 究 所
 同 ロ ー ン プ ー テ ン 社
 其 他 新 藥 並 に 新 製 劑 の 發 賣

大 阪 市 東 區 道 修 町 二 丁 目
 電 話 本 局 (23) 五 五 五 一 一 一 六 五 四 番 番 番
 振 替 貯 金 口 座 大 阪 八 六 五 番

日本薬局方藥品索引		括弧内ノ數字ハ試薬ノ頁數ナリ	
藥品名 (ア)	頁數	藥品名	頁數
亞鉛華	三二八	アスピリン錠	二八五
亞鉛華オレフ油	二二三	アセチルサリチル酸	五七
亞鉛華ゴム絆創膏	一一一	アセチルサリチル酸錠	二八五
亞鉛華澱粉	二四二	アセトアニリド	一七
亞鉛華軟膏	三二四	アセトン	(三二〇)
亞鉛末	(三三二)	阿仙藥	八二
アガリチン	三五	阿仙藥チンキ	二九六
アギ	五七	壓縮酸素	二二四
アギチンキ	二九五	アニス實	一四四
亞硝酸アミル	四四	アニリン	(三二一)
亞硝酸エチル精	二七四	亞砒酸	一九
亞硝酸ソーダ(三三六)二〇三	二七四	亞砒酸カリ液	一八五
亞硝酸ソーダ溶液(三三二)	二七四	亞砒酸丸	一三四
アスピリン	五七	亞砒酸解毒劑	四五
		阿片アルカロイド塩	三六
		酸塩	三六
		阿片安息香チンキ	三〇一
		阿片エキス	一二五
		阿片坐劑	二八四
		阿片チンキ	三〇一
		阿片吐根錠	二八七
		阿片末	二二三
		亞麻仁	二六三
		亞麻仁油	二一七
		アミノ安息香酸エチル	三三
		アミノピリン	四一
		アミノピリン錠	二八五
		アミルアルコール	(三二一)
		アラビアゴム	一五三
		アラビアゴム漿	一九六
		アラビアゴム液	一九六
		亞硫酸ソーダ溶液	(三三二)
		亞硫酸溶液	(三二七)
		アルコール	(三三一)
		アルコール性カリ	三七
		アルコール性ナト	(三二五)
		アルコール性ナト	(三二五)
		アルゼノベンゾール	五五
		アルゼノベンゾール	五五
		アルゼノベンゾールナ	五六
		トリウム	五六
		安息香	六四
		安息香酸	二〇
		安息香酸ソーダ	一九九
		安息香酸ソーダカフェ	九四
		安息香酸ソーダ	九四
		安息香チンキ	二九五
		安息香豚脂	三〇
		アンチピリン	四六
		アンチピリン錠	二八五
		アンチフェブリン	一七
		アンナカ	九四
		アンモニア茴香精	二七五
		アンモニア擦劑	一七五
		アンモニア水(三二二)	四八
		(イ)	
		イチゴ舎利別	二七〇
		イチゴシロップ	二七〇
		一酸化鉛	二三七
		イヒチオールスルホン	四三
		酸アンモン	四三

日本薬局方藥品索引 (ア、イ)

百日咳 小兒舞踏病

注腸用製劑

チラオール

麻醉用純エーテル五%を含む乳劑にして注腸用なるが故にエーテル注射の如く疼痛、硬結等の缺點なく、然も注射療法よりもその効力優秀なり。本劑は又小兒舞踏病に對しても著効を報告せらる。

【價格】
 一〇cc 五管入(一圓三五)
 一〇cc 一〇管入(二圓五〇)
 一五cc 五管入(一圓七五)
 一五cc 一〇管入(三圓二〇)

町修道區東市阪大 店商衛兵長田武 總發 元寶發
 31-923(0)

イヒチオールスルホン	三〇九	エーテル	(三二二)	三二	塩酸エチルモルヒネ	三四	塩酸モルヒネ錠	二八七
酸アンモン軟膏		エーテルアルコール(三二二)	(三二二)	一七九	塩酸エビレナミン液	一七九	塩酸リモナーデ	一七五
イリス根	二五二	エーテル精		二七四	塩酸エメチン	一一四	塩酸ロペリン	一八九
印度大麻エキス	一一八	エーテル性吉草チンキ(三〇五)		三〇五	塩酸オルトデオキシ	一七九	塩素酸カリ(三二四)	一六七
印度大麻草	一五四	塩化亜鉛		三二七	フエニルエタノール	一七九	塩素水	(三二二)
印度大麻チンキ	二九五	塩化アンモン		四二	メチルアミン液	五二	鉛丹	一九五
(ウ)		塩化アンモン溶液(三二七)	(三二七)	一六七	塩酸加石炭酸水	八六	鉛糖	二三六
茴香	一四六	塩化カリ		七三	塩酸キニーネ	二八五	鉛白	二三七
茴香水	五一	塩化カルシウム		一七七	塩酸キニーネ錠	九二	(オ)	
茴香精	二七七	塩化カルシウム液		一〇一	塩酸コカイン	二八六	黄血塩溶液	(三一九)
茴香油	二一六	塩化カルシウム溶液(三二八)	(三二八)	一〇一	塩酸コカイン錠	三〇六	黄降汞	(三二四)
ウイルキンソン軟膏	三三四	塩化コタルニン		一八七	塩酸デアセチルモル	二三八	黄降汞軟膏	三一一
ウイルソン軟膏	三三四	塩化第一錫溶液	(三三一)	一八七	ヒネ	二三八	黄蜀葵根	二四五
ウワウルシ葉	一四三	塩化第二鉄		一八七	塩酸トロパコカイン	二三八	黄蜀葵合利別	二七〇
(エ)		塩化第二鉄液		一八七	塩酸パラアミノペン	二三八	黄蜀葵シロップ	二七〇
液状石炭酸	二二一	塩化白金溶液	(三三一)	一八七	ゾイルチエチルアミ	二三八	黄色酸化汞	一六〇
液状フェノール	二二一	塩化バリウム溶液(三二八)	(三二八)	一八七	ノエタノール	二三八	黄色ヨード汞	一五八
エキス劑	一一六	鉛醋		一八七	塩酸フェニルヒド	(三二六)	黄色ワセリン	三一五
エチル炭酸キニーネ	八五	塩酸	(三二〇)	四七	塩酸プロカイン	二三八	王水	(三二二)
		塩酸アポモルヒネ		四七	塩酸モルヒネ	一九六	黄磷	二三三

黄連	二五〇	過酸化水素水(三二五)	(三二五)	一八三	カミツレ花	一三七	カンタリスコロチオン	九七
黄連エキス	一一〇	カシアエキス		一二五	カミルレ花	一三七	カンタリスチンキ	二九五
黄蠟	八四	カシアチンキ		三〇二	カヤブテ油	二一一	寒天	三五
オキシシアン水銀	一五九	カシア木		一七四	カリ石鹼	二五九	含糖炭酸鉄	一三一
オキシシアン水銀錠	二八六	莨菪		二五五	カリ滴液(三二五)	一八四	含糖ベブシン(三二六)	二二七
オポデルドック	一七六	カスカラサグラダ		一〇〇	還元鉄	一三四	含糖ヨード鉄	一三二
オレイン酸	二五	カスカラサグラダ流		一二六	甘汞	一五七	カンフル	七七
オレイン酸水銀	一五九	動エキス		二九〇	甘汞錠	二八六	カンフルオレフ油	二一一
オレフ油	二一九	ガーゼ		二九〇	丸劑	二三四	カンフル酸	二一
オレンジ油	二一〇	苛性カリ(三二四)	(三二四)	一六四	甘硝石精	二七四	カンフル精	二七六
遠志	二四七	煨製石灰		七三	甘草	二四六	カンフルチンキ	二七六
遠志合利別	二七一	苛性ナトロン(三二六)	(三二六)	二〇七	甘草エキス	二二五	カンフル軟膏	三〇九
遠志シロップ	二七一	煨製マグネシア		一九〇	甘草羔	二八二	甘扁桃	二六二
(カ)		煨製硫酸カルシウム		七七	乾燥甲狀腺	一四七	肝油	二一六
芥子	二六四	カゼイン(三二三)	(三二三)	八一	乾燥炭酸	二〇一	肝油乳劑	一一三
芥子精	二七九	滑石		二八八	乾燥硝芒	二〇六	(キ)	
海人草	一〇八	カフエイン		九三	乾燥硫酸亞酸化鉄	一三六	稀アルコール(三二二)	三九
海葱	七一	カプセル		七九	乾燥硫酸ソーダ	二〇六	稀塩化第二鉄溶液(三二八)	二二八
カカオ脂	二一一	カマラ		一七二	乾燥硫酸鉄	一三六	稀塩酸(三二〇)	二二三
過クロル鉄	一三五	過マンガン酸カリ		一七〇	乾燥硫酸鉄	七八	稀過酸化水素水(三二九)	二二三
過クロル鉄液	一八一	過マンガン酸カリ	(三二九)	二二九	カンタリス			

桔梗根	二四六	強硝酸	(三三〇)	クエン酸鉄	一三二	クルクマチンキ	(三三二)
稀醋酸	(三三〇) 一八	杏仁	二六三	クエン酸鉄アンモン	一三〇	クレオソート	一〇一
キササゲ實	一四五	杏仁水	四八	クエン酸鉄液	一八〇	クレオソート丸	二三五
稀次醋酸鉛液	一八七	杏仁油	二〇九	クエン酸鉄キニーネ	八五	クレイデ軟膏	三〇九
稀酒精	三九	強ネオアルゼノベン	二〇八	クエン酸銅	一〇四	クレゾール水	五〇
稀硝酸	(三三〇)	ゾール	二〇八	クエン酸リモナーデ	一七四	クレゾール石鹼液	一七八
キセロホルム	三一七	強發泡膏	七九	グッタペルカ液	一八三	クロム酸カリ溶液	(三一九)
吉草根	二五四	葛澱粉	三三三	苦土大黃散	四四	クロム酸溶液	(三二七)
吉草酸亞鉛	三一四	稀ヨードチンキ	二七八	クベバ實	二四一	クロラミン	八九
吉草チンキ	三〇五	稀ヨード精	二七八	苦木	一四五	クロルエチル	三四
規鉄丸	二三五	稀硫酸	(三三〇) 二八	苦木エキス	一七四	クロル石灰	七二
キナエキス	一一八	(ク)		苦木チンキ	一二五	クロールナトリウム	二〇一
キナ酒	三一六	グアヤク脂	二四八	苦味チンキ	三〇二	クロロホルム(三三三)	九〇
キナチンキ	二九七	グアヤクチンキ	三〇〇	クリサロビン	二九四	クロロホルム擦劑	一七五
キナ流動エキス	一一九	グアヤク木	一七三	グリセリン	一四九	クロロホルム精	二七六
キノフエン	二四三	グアヤコール	一五二	グリセリン(三二四)	一八四	クロロホルム油	二一三
揮發芥子油	二二一	グアヤコールスル	一七〇	グリセリン坐劑	二八四	(ケ)	
稀プロム水	(三三二)	ホン酸カリ	一二〇	グリセリン軟膏	三一〇	桂皮	九八
牛脂	二六二	クエン酸	二二	グリセリン軟膏	七四	桂皮舍利別	二六九
強亞鉛華軟膏	三一四	クエン酸カフェイン	一九五	グリセリン軟膏	七四	桂皮シロップ	二六九
		アンチピリン		クルクマ紙	(三三三)		

桂皮水	五〇	胡麻油	二二一	醋酸アンモン液	一七七	サリチル酸エゼリン	一一五
桂皮精	二七七	小麥澱粉	四五	醋酸エチル(三三二)	三二	サリチル酸ガーゼ	二九一
桂皮チンキ	二九八	ゴム散	二四〇	醋酸カリ溶液	(三一九)	サリチル酸水銀	一六一
桂皮油	二一四	ゴム絆創膏	一一〇	醋酸カリ液	一八四	サリチル酸石鹼硬膏	一一三
結晶亞硫酸ソーダ	(三二八)	米澱粉	四四	醋酸ソーダ	一九八	サリチル酸ソーダ	二〇四
健胃散	二四二	コロイド銀	五二	醋酸ソーダ溶液	(三三〇)	サリチル酸ソーダカ	九五
健胃錠	二八八	コロイド銀軟膏	三〇九	醋酸第二水銀	(三二四)	サリチル酸ソーダ錠	二八七
牽牛子	二六三	コロデオ	九六	醋酸銅溶液	(三二八)	サリチル酸テオプロ	一〇八
牽牛子脂	二四九	コロホニウム	九七	醋酸鉛	二二六	サリチル酸フィゾス	一一五
ゲンチアナエキス	一一二	コロホニウム	二四三	醋酸鉛溶液	(三三一)	サリチル酸フェニル	二三二
ゲンチアナ根	二四四	コロホニウム	二四三	坐劑	二八三	サリチル酸フェニル	二三二
ゲンチアナチンキ	二九四	コロホニウム	二九八	擦劑	一七五	サリチル酸フェニル	二三二
ゲンチアナチンキ	二九九	硬膏劑	一一〇	サフラン	一〇三	サリチル酸フェニル	二三二
(コ)		皓礬	三三八	サフランチンキ	二九八	メチルピラツオロン	四六
固形パラフィン	二二六	酵母エキス	一一〇	晒粉	二九八	サリチル酸綿	一五二
胡椒	一四六	コンヅランゴ酒	三二六	晒粉溶液	(三三二) 七二	サリチルタルク散	二四一
コニアク	九六	コンヅランゴ皮	九九	晒粉	(三三八)	サルサ根	二四七
コバイババルサム	五九	コンヅランゴ流動	一一〇	晒密蠟	八三	サレップ根	三〇七
五倍子	一四六	エキス	二二〇	サリソールカフェイン	九五	サレップ漿	一九七
五倍子チンキ	二九六	(サ)		サリチル酸	二六	三塩化アンチモン	(三三一)
桔礬	四〇	醋酸	(三三〇) 一八	サリチル酸アンチピ	四六	酸化亞鉛	三一八
		醋酸アルミニウム液	一七六	リン			

散劑	二二九	シナ花	一三七	酒劑	三一五	生薑チンキ	三〇五
サンダラック	二五八	次没食子酸蒼鉛	一〇五	酒精劑	二七三	昇汞	一五六
サントニン	二二〇	次没食子酸ヨード蒼鉛	六六	酒石酸	二九	昇汞ガ―ゼ	二九〇
サントニン錠	二五八	錫屑	(三三二)	酒石酸カリ	一七二	昇汞錠	二八六
(シ)	二八八	弱發泡膏	三一三	酒石酸カリ	一六九	昇汞綿	一五一
次亞鉛素酸ソーダ	(三三〇)	瀉利塩	一九一	酒石酸カリ	(三二五)	昇汞溶液	(三二九)
溶液	(三三〇)	舍利別劑	二六八	酒石酸鉄カリ	一三〇	錠劑	二八四
次亞磷酸石灰	七五	シヤルラハロート	二五五	酒石酸溶液	(三二七)	硝酸	(三二〇)
シアンカリ	(三二五)	朱	一六二	純亞鉛	(三三二)	硝酸カリ	(三二五)
四塩化炭素	八〇	重亞硫酸ソーダ	(三二五)	純アルコール	(三二一)	硝酸銀	(三二二)
止血綿	一五二	重亞硫酸ソーダ溶液	(三三〇)	純エーテル	(三三一)	硝酸銀加硝石	(三二七)
砒劑	一〇九	重クロム酸カリ	(三二四)	純クロロホルム	(三二三)	硝酸銀溶液	(三二七)
次醋酸鉛液	一八七	重クロム酸カリ溶液	(三二九)	純重クロム酸カリ	(三二四)	硝酸ストリキニーネ	二八〇
次醋酸鉛溶液	(三二五)	砒酸	(三二〇)	純重炭酸カリ	(三二四)	硝酸ソーダ	二〇三
次サリチル酸蒼鉛	六八	砒酸アンモン溶液	(三二七)	純食塩	(三二五)	硝酸バリウム溶液	(三二八)
次硝酸蒼鉛	(三二二)	修酸セリウム	八四	純スカレット	二五五	常水	五〇
次硝酸蒼鉛錠	二八五	重酒石酸カリ	一六五	昇華硫黄	二八三	焦性没食子酸	二四三
次炭酸蒼鉛	六七	重炭酸カリ	一六四	蒸氣製甘汞	一五八	硝石	一六九
次炭酸鉛	二三七	重炭酸ソーダ	一九九	生薑	二五五	消石灰	(三二二)
シトロネラ油	二一四	重炭酸ソーダ溶液	(三三〇)	生薑舍利別	二七三	小豆蔻	一四五
		重硫酸カリ溶液	(三二九)	生薑シロップ	二七三	小兒散	二四一

樟腦酸	二一	ストロファンツスチ	三〇三	赤血塩溶液	(三一九)	セネガ根	二四七
薔薇水	五二	シキ	三〇三	赤降汞	一六〇	セネガ舍利別	二七二
薔薇油	二二〇	スルホ石炭酸ソーダ	二〇五	赤降汞軟膏	三一二	セネガシロップ	二七二
蒸溜水	五〇	スルホナール	二八二	赤色酸化汞	一六〇	ゼラチン	一四七
食塩	(三二五)	(セ)		赤色ヨード汞	一五七	ゼラチン溶液	(三二八)
食塩溶液	(三三〇)	青色リトマス紙	(三二三)	赤色硫化汞	一六二	煎劑	一〇五
シロップ	二七三	精製滑石	二八八	赤色リトマス紙	(三二三)	センナ葉	一四二
シロップ劑	二六八	精製グッタペルカ	一五四	石松子	一八九	センナ舍利別	二七二
浸劑	一六三	精製ゴア末	九一	石炭酸	二二二	センナシロップ	二七二
人工カルルス塩	二五八	精製酒石	一六五	石炭酸水	五一	センブリ	一五四
(ス)		精製樟腦	七七	石炭酸溶液	(三二一)	(ソ)	
水銀	一五六	精製タマリンド	二二九	石油エーテル	(三二一)	粗製クレゾール	一〇三
水銀硬膏	一一一	精製タルク	二八八	石油ベンジン	(三二二)	粗製硝酸	(三二〇)
水銀軟膏	三一一	精製テレピン油	二二二	石榴皮	一〇〇	(タ)	
水酸化バリウム	三〇二	精製蜂蜜	一九三	石灰擦劑	一七五	大黃	二五二
水性大黃チンキ	(三二二)	精製パラゴム	八二	石灰水	(三二二)	大黃エキス	一二六
杉脂	二四八	精製綿	一五一	石灰乳	(三二五)	大黃舍利別	二七一
杉脂硬膏	一一二	精製硫黄	二八二	石鹼カンフル擦劑	一七六	大黃シロップ	二七一
ステアリン酸	二七	精製流動蘇合香	二八一	石鹼硬膏	一一二	大黃チンキ	三〇二
ストロファンツスチ	二六五	生石灰	七三	石鹼精	二七九		
		生理食塩水	一八七	セニエット塩	一六九		

大豆油	二二二	炭酸リチウム	一八八	チオ硫酸ソーダ溶液(三三二)	二九八	椿油	二二二
大風子油	二一六	單舍利別	二七三	デギタリスチンキ	一三八	ツベルクリン	三〇八
脱脂芥子	二六五	タンナルビン	二八九	デフテリア血清	二六七	(チ)	
脱脂綿	一五一	單軟膏	三二二	チミアン油	二二三	參硫膏	二二七
脱水ラノリン	三〇	タンニン酸	二八	デメチルアミノア	二二三	テオフィリン	二九二
タマリンド	二三八	タンニン酸アルブミン	二八九	ゾベンゾール	(三三三)	デキストリン	一〇六
タルク	二八八	タンニン酸キニーネ	八八	デメチルアミノア	四一	鉄酒	三二六
タールパスタ	二二七	タンニン酸フェナゾ	二二八	ンチピリン		鉄粉	(三二四)
單鉛硬膏	一一一	リン	二二八	デメチルアミノ	二八五	鉄明礬溶液	(三二八)
炭酸アンモン	四二	タンニン酸フェニル	二二八	アンチピリン錠	二九三	デルマトール	一〇五
炭酸アンモン溶液	(三二七)	デヒドロキナゾリン	二二八	チモール	二七三	テレピンチーナ	二九一
炭酸カリ	一六六	タンニン酸溶液	(三二七)	茶劑	一三七	テレピン油(三二六)	二二二
炭酸カリ溶液	(三二九)	蛋白溶液	(三二七)	丁香	二二二	澱粉	(三二一)
炭酸グアヤコール	一五三	彈力コロチオン	九七	丁香油	一三七	澱粉溶液	(三二七)
炭酸グアヤコール丸	二三五	(チ)		丁子	二二二	(ト)	
炭酸クレオソート	一〇二	ヂアスターゼ	一〇七	丁子油	二二二	橙花水	五一
炭酸クレオソート丸	二三五	ヂウレチン	一〇八	チンキ劑	二九三	橙花油	二一〇
炭酸クレオソート丸	二三五	ヂエチルバルビツ	六一	沈降炭酸石灰	七三	銅屑	(三二三)
炭酸石灰	(三二二)	ル酸	六一	沈降硫黃	二八三	硃砂	四二
炭酸ソーダ	二〇〇	ヂエチルバルビツ	六一	沈降磷酸石灰	七六		
炭酸ソーダ溶液	(三三〇)	酸ソーダ	六二	(ツ)			
炭酸マグネシア	一九〇	チオ硫酸ソーダ	二〇六				

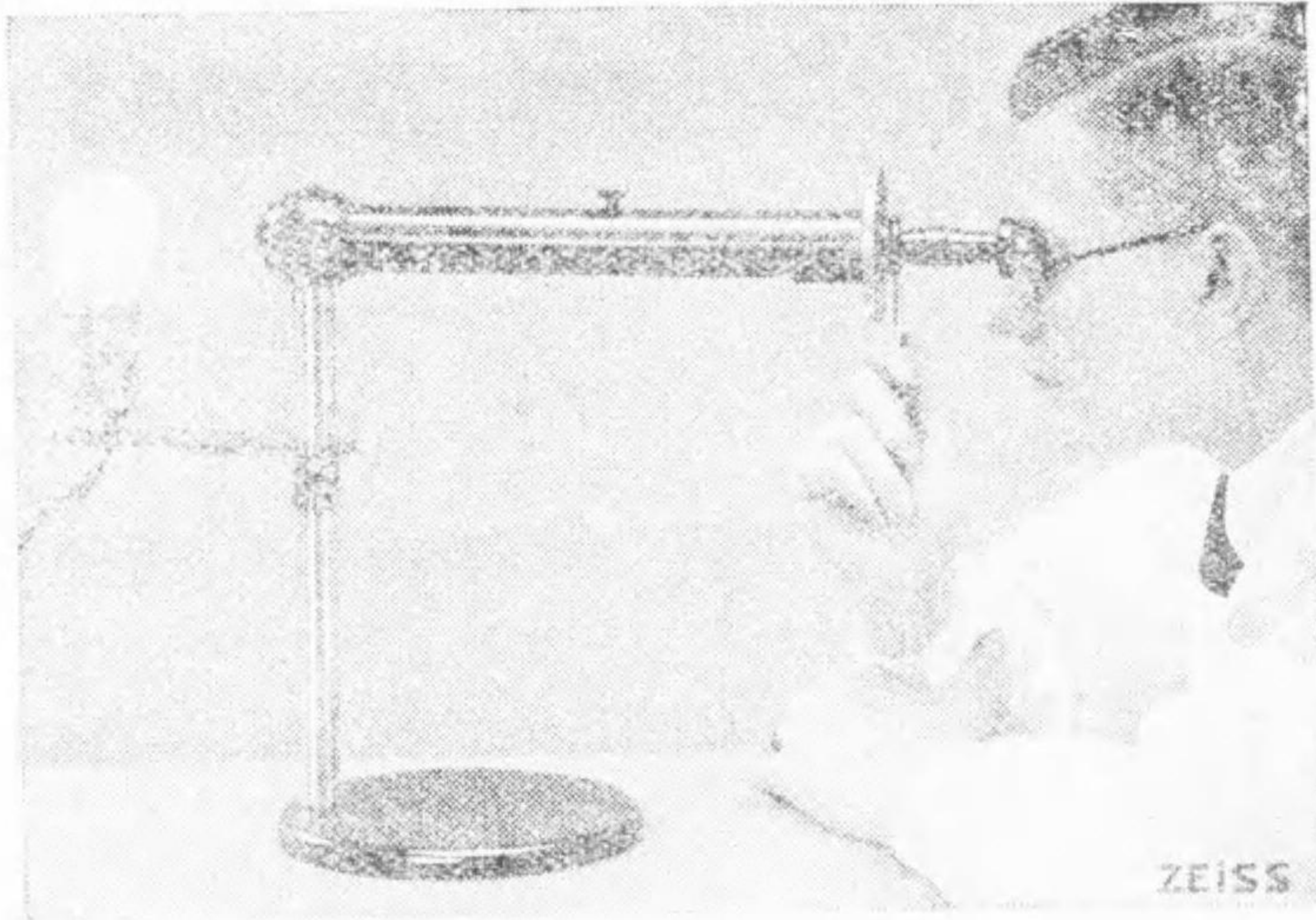
唐大黃	二五四	トリニトロフェノール	二六	乳糖	(三二六)	薄荷油	二一八
銅礬	一〇四	トリプロム	三一七	二硫化炭素	(三二三)	薄荷葉	一四〇
橙皮	二二七	石炭酸蒼鉛	六〇	(ネ)		白降汞	一六一
橙皮舍利別	二六九	トルーバルサム	三一	ネオアルゼノベン	二〇七	白降汞軟膏	三一〇
橙皮シロップ	二六九	豚脂	三一	ゾール	二〇七	白色ワセリン	三一四
橙皮チンキ	二九五	(ナ)		ネスレル試薬	(三二六)	バクチ葉	一四〇
當藥	一五四	ナトロン滴液	(三二五)	(ノ)		白糖	(三二六)
吐根	二四五	ナフトリン	一九八	濃塩化カルシウム	(三二八)	白陶土	六九
吐根舍利別	二七一	軟膏劑	三〇八	(ハ)		白蠟	八三
吐根シロップ	二七一	(ニ)		麥角	二六二	バスタ劑	二二六
吐根錠	二八七	肉桂	九九	麥角エキス	二二七	破傷風血清	二六七
吐根チンキ	三〇〇	肉豆蔻	二六三	麥角流動エキス	二二八	バジリ軟膏	三〇九
吐酒石	二八〇	二酸化マンガン	(三二五)	薄荷舍利別	二七一	蜂蜜	一九二
ドーフル散	二四〇	ニトロプルシッド	(三二六)	薄荷シロップ	二七一	發煙塩酸	(三二〇)
ドーフル錠	二八七	ソーダ	一三三	薄荷水	五一	發煙硝酸	(三三〇)
トラウマチチン	一八三	乳劑	二四	薄荷精	二七八	發煙硫酸	(三三一)
トラガント	三〇五	乳酸	七五	薄荷腦	一九三	巴豆油	二一五
トラガント細末	(三三三)	乳酸石灰	一三三			巴拉フィン	二二六
トラガント漿	一九七	乳酸鉄	一三三			パリット水	(三二二)
トリクロル	(三二二)					バルビタール	六一
醋酸	二九					馬鈴薯澱粉	四五

パンクレアチン	二二五	ビロガロール	二四三	フクシン亜硫酸溶液(三二七)	二四一	ブロム水素酸スコポ	二六一
半夏	二五二	ビロガロール溶液(三三一)	二四三	複方甘草散	二四一	ラミン	二六一
蕃椒	一四四	(フ)	複方キナチンキ	二九七	ブロム水素酸ホマト	一五五	
蕃椒チンキ	二九六	フェナセチン	複方大黃丸	二二六	ブロムチエチルアセ	七〇	
番木鱉	二六六	フェニルエチルバル	複方大黃散	二四一	ブロムナトリウム	二〇〇	
(ヒ)		ビツール酸	複方ヨード液	一八六	ブロムヨード溶液(三二八)	七一	
ピオクタニン青	二四二	フェニルエチルバル	複方ロカイチンキ	二九四	ブロムワレリル尿素	七一	
ピクリン酸	二二六	ビツール酸ソーダ	ネシア	一九一	粉末薬	一九二	
ピクリン酸溶液	(三二七)	フェニルチメチルピ	沸騰散	二二九	(ヘ)		
ピクタグ	一一三	ラッオロン	葡萄酒	三二六	ヘキサメチレンテト	一五五	
葎澄茄	一四五	フェニルヒノリンカ	葡萄酒	三二六	ラミン	一五五	
ヒドラスチス根	二五一	ルボン酸	フルフロール溶液(三二八)	一四九	ベタナフト	六六	
ヒドラスチス流動	一一三	フェノバルビタール	フロテイン銀	五四	ール	(三二二)	
エキス	一一三	フェノール	ブロム	七〇	ヘノボヂ油	二一三	
ヒマシ油	二一九	フェノール水	ブロムアンモン	四一	ベブシン酒	三一六	
白檀	一七四	フェノールスルホン	ブロムエチル	三四	ヘブラ軟膏	三一〇	
白檀油	二二〇	フェノールフタレイン	ブロムカリ	一六六	ヘマトキシリン	(三二四)	
水醋酸	(三二〇)	フェノールフタレ	ブロムカンフル	七八	ヘマトキシリン溶液(三二九)	二一〇	
ヒヨスエキス	一一八	イン溶液	ブロム樟腦	七八	ベルガモット油	二一〇	
ヒヨス葉	一三九	フェーリング溶液(三二八)	ブロム水	(三二二)	ベルーバルサム	五九	

ペンジヂン	(三二二)	飽和劑	二六一	ミグレニン	一九五	綿馬根	二五一
ペンズアルデヒド	六三	ホフマン液	二七四	蜜陀僧	二三七	(モ)	
ペンゾール	(三二二)	ホミカ	二六六	蜜蠟	八四	木タール	二二六
(ホ)		ホミカエキス	二二八	明礬	三九	木タール軟膏	三一二
防疫用石炭酸	二二二	ホミカチンキ	三〇四	ミルラ	一九七	木炭末	(三二二)
防疫用石炭酸水	五二	ホルマリリン(三二四)	一四三	ミルラチンキ	三〇〇	没食子酸	一一二
防疫用フェノール	二二二	ホルマリリン水	五一	ミンデル精	一七七	モリブデン酸アン	(三二七)
防疫用フェノール水	五二	ホルムアルデヒド液	一四三	無水クロム酸	二一	モン溶液	(三二七)
芳香アンモニア精	二七五	ホルレル水	一八五	無水醋酸	(三二〇)	(ヤ)	
芳香散	二二九	(マ)		燒石膏	七七		
芳香精	二七五	マイエル試薬	(三二六)	燒大理石	(三二二)		
芳香チンキ	二九四	マグネシア	一九〇	燒芒硝	(三二六)		
硼酸	二〇	マグネシア混液	(三二五)	燒明礬	四〇		
硼酸ガーゼ	二九〇	麻醉用エーテル	三二二	藥用酵母	一一九		
硼酸軟膏	三〇九	麻醉用クロロホルム	九一	藥用石鹼	二六〇		
硼酸綿	一五〇	松脂	二五〇	藥用炭	七九		
硼砂	(三二二)	松脂硬膏	一一二	ヤラッパ根	三〇六		
芒硝	二〇五	マンダラ葉	一四二	ヤラッパ脂	二四八		
抱水クロラール	八九	(ミ)		ヤラッパ石鹼	二五九		
抱水テルピン	二九二						

硫黄華 (ユ)	二八三	ヨード亜鉛澱粉溶液(三三二)	落花生油	二〇九	硫酸キニーネ	八七		
ユーカーリ油	二一五	ヨードカリ(三二五)	ラノリン	三一	硫酸酸化鉄液	一八一		
ユーカーリ葉	一三九	ヨードカリ軟膏	ラベンデル精	二七八	硫酸ソーダ(三二六)	二〇五		
油酸汞	一五九	ヨードカリ溶液(三二九)	ラベンデル油	二一七	硫酸第二鉄液	一八一		
癒瘡木	一七三	ヨード酸カリ澱粉紙(三二三)	(リ)	硫酸鉄(三三四)	一三五	硫酸鉄溶液(三二八)	一〇五	
癒瘡木脂	二四八	ヨード精	リトマス溶液(三二九)	硫酸銅	一〇五	硫酸銅溶液(三二八)	六二	
癒瘡木チンキ	三〇〇	ヨードチンキ	硫化アンモン(三二二)	硫酸バリウム	六二	硫酸フェイゾスチグミン	一一五	
油糖劑	一〇九	ヨード鉄舍利別	硫化カリ	一七一	硫酸マグネシア	一九一	硫酸マグネシア溶液(三三〇)	二四四
(ヨ)		ヨード鉄シロップ	硫化水素(三二四)	七二	硫酸	一七一	龍膽	一一二
熔製醋酸ソーダ	(三二五)	ヨードナトリウム	硫化石灰	七二	硫化ソーダ溶液(三三一)	一七一	龍膽エキス	一一二
溶性サッカリン	二五六	ヨードベンジン溶液(三二九)	硫酸	一七一	硫酸	二七	龍膽エキス	一一二
熔製硝酸銀	五四	ヨードホルム	硫酸	二七	硫酸亞鉛(三三〇)	二七	流動エキス劑	一一七
溶性澱粉	(三二一)	ヨードホルムガーゼ	硫酸亞鉛	三一八	硫酸亞酸化鉄	一三五	流動蘇合香	二八一
溶性バルビタール	六二	ヨードホルムコロヂオン	硫酸アトロピン	五八	硫酸アルミニウム	四〇	流動パラフィン	二二五
溶性フェノバルビタール	一一三〇	ヨードホルム綿	硫酸エゼリン	一一五	硫酸エゼリン	一一五	緑石鹼	二六〇
ヨード	(三二四)	ヨード溶液(三二九)	硫酸カリ	一七一	硫酸カリ	一七一	リンゲル液	一八八
ヨード亜鉛澱粉紙(三三三)	一六三	ラクチルフエネチヂン	硫酸カルシウム溶液(三二八)	一七八	硫酸カルシウム溶液(三二八)	一七八	リンゴ鉄エキス	一一二

リンゴ鉄チンキ	二九九	ローズ水	五二
磷酸(三三〇)	二五	ロスマリン精	二七九
磷酸コデイン	九三	ロスマリン油	二二〇
磷酸ソーダ	二〇四	ローズ油	二二〇
磷酸ソーダ溶液(三三二)	(三三二)	ロダンカリ溶液(三二九)	(三二九)
(ル)		ロック液	一八六
ルゴール液	一八六	ロートエキス	一二六
(レ)		ロート硬膏	一一三
レゾルシン(三二六)	二五〇	ロート根	二五三
レゾルシン塩酸溶液(三三二)	(三三二)	ロート坐劑	二八四
レモン精	二七七	ロートチンキ	三〇三
レモン油	二二四	ロート軟膏	三二二
(ロ)		ロート葉	一四一
ロカイ	三九		
ロカイエキス	一一七		
ロカイ丸	二三四		
ロカイ鉄丸	二三四		
ロカイヤラッパ丸	二三五		



ZEISS ツァイス

薬劑師及開業醫用諸器械

輪廓 偏光計 (上圖参照) 尿中に於ける糖分及び蛋白質を迅速且正確に測定し得る偏光計

アツペ屈折計 Mod. 1 浸液式屈折計、干渉計、アウフリッヒ 萬能光度計

顯微鏡及顯微鏡寫眞装置 廓大鏡

型號あり Farmall 1 と
附記御報次第進呈

カール ツァイス 株式会社



東京丸の内郵船ビル七階
電話丸ノ 3065・3066

燈陽太・線外紫

燈光孤便輕線外紫格本・一唯本日

極電素炭線外紫用醫社スンメーシ

S · K · S

燈陽太康健

炭素孤光燈には斷然シューメンズ



接に燈電内室・アペニア十一四・トルボ百流交
種三の型小・型中用庭家・型大用院療治用使續
。すまりあ

種二圓五拾參金價上呈獻文
圓拾七金

日本總發賣元

北山清光社光學部

大阪市西區新町北通一丁目角

電話新町七三三・振替大阪三六七〇八番

INDEX NOMINUM.

括弧内ノ数字ハ試薬ノ頁数ナリ

A.

	Page		
Acetanilidum	17	Acidum nitricum fumans (320)	25
Acetonum	(320) 17	„ oleinicum.....	25
• Acidum aceticum	(320) 18	„ oxalicum	(320)
“ „ anhydri-		„ phenylaethylbarbi-	
cum.....	(320)	turicum	229
• „ „ dilutum(320)	18	„ phenylehinolincar-	
„ „ glaciale (320)	18	bonicum	243
• „ acetylsalicylicum ...	57	„ phosphoricum...(320)	25
“ „ arsenicosum	19	„ picrinicum	26
“ „ benzoicum	20	„ pyrogallicum	243
“ „ boricum.....	20	„ salicylicum	26
“ „ camphoricum.....	21	„ stearinicum	27
„ chromicum.....	21	„ sulfuricum.....	(320) 27
“ „ citricum.....	22	„ „ dilutum.(320)	28
“ „ diaethylbarbituri-		„ „ formali-	
cum	61	natum...(321)	
„ gallicum	22	„ „ fumans...(321)	
Ⓢ „ hydrochloricum(320)	23	„ tannicum	28
„ „ dilu-		„ tartaricum	29
tum. (320)	23	„ trichloraceticum (321)	29
„ „ fumans...(320)		Adeps benzoatus	30
Ⓢ „ lacticum.....	24	„ Lanae anhydricus ...	30
„ nitricum	(320) 24	„ „ cum Aqua ...	31
„ „ concentra-		„ suillus	31
tum	(320)	Aether.....	(321) 32
„ „ crudum...(320)		„ absolutus	(321)
„ „ dilutum...(320)		„ aceticus	(321) 32
		„ Petrolei	(321)
		„ pro narcosi.....	32
		Aethylum aminobenzoicum	33
		„ bromatum	34
		„ chloratum	34

(A)

Caseinum(323) 81	Collodium(323) 96
Catechu 82	„ cantharidatum ... 97
Cautschuc 82	„ elasticum 97
Cera alba 83	„ jodoformiatum ... 97
„ flava..... 84	Colophonium 97
Cerium oxallicum 84	Cortex Chinae..... 98
Charta exploratoria coerulea(323)	„ Cinnamomi 98
„ „ lutea.....(323)	„ „ Loureirii .. 99
„ „ rubra ... (323)	„ Condurango..... 99
„ Kalii jodici cum	„ Granati100
Amylo(323)	„ Rhamni Purshianae ..100
„ Zinci jodati cum	Cotarninium chloratum101
Amylo(323)	Creosotum101
Chininum aethylcarbonicum. 85	„ carbonicum102
„ ferro-citricum ... 85	Cresolum crudum103
„ hydrochloricum... 86	Crocus103
„ sulfuricum..... 87	Cuprum aluminatum104
„ tannicum 88	„ citricum.....104
Chloralum hydratum 89	„ raspatum(323)
Chloraminum 89	„ sulfuricum.....105
Chloroformium(323) 90	
„ absolutum ... (323)	D.
„ pro narcosi ... 91	Decocta105
Chrysarobinum 91	Dermatolum 105
Cocainum hydrochloricum... 92	Dextrinum106
Codeinum phosphoricum ... 93	Diacetylmorphinum hydro-
Coffeinum 93	chloricum106
Coffeinum-Natrium benzoi-	Diasatum107
cum 94	Digenea108
Coffeinum-Natrium salicyli-	Dimethylaminoantipyrinum . 41
cum 95	Dimethylaminoazobenzolum(323)
Cognac..... 96	Diuretinum108

Extractum Chinae118

E.

Elaeosacchara109
Electuaria109
Emetinum hydrochloricum...110
Emplastra110
Emplastrum Cautschuc ad-
haesivum110
„ „ „
cum110
„ Zinco111
„ Hydrargyri...111
„ Lithargyri ...111
„ Resinae Cry-
ptomeriae.....112
„ Resinae Pini...112
„ saponatum ...112
„ „
salicylatum ...113
„ scopoliae113
Emulsiones113
Emulsio Olei Jecoris113
Ephedrinum hydrochloricum114
Eserinum salicylicum115
„ Sulfuricum115
Extracta116
„ fluida117
Extractum Aloes.....117
„ Cannabis indicae..118
„ Cascarae sagradae
fluidum126

„ „ fluidum ...119
„ Condurango flui-
dum120
„ Coptidis120
„ Faecis.....120
„ Ferri pomati.....121
„ Filicis121
„ Gentianae122
„ „ scabrae.122
„ Hydrastidis flui-
dum123
„ Hyoseyami124
„ Liquiritiae.....125
„ Opii125
„ Picrasmae125
„ Rhamni Purshia-
nae fluidum126
„ Rhei126
„ Scopoliae126
„ Secalis cornuti
aquosum.....127
„ „ cornuti
fluidum128
„ Strychni128

F.

Faex medicinalis.....129
Ferri-Ammonium citricum..130
Ferri-Kalium tartaricum ...130
Ferrum carbonicum saccha-
raturum.....131

Ferrum citricum oxydatum..132
 „ jodatum saccharatum132
 „ lacticum.....133
 „ pulveratum ...(324)134
 „ reductum134
 „ sesquichloratum.....135
 „ sulfuricum ...(324)135
 „ „ siccum...136
 Flores Zinci.....318
 Flos Caryophylli.....137
 „ Chamomillae137
 „ Cinae137
 Folium Digitalis.....138
 „ Eucalypti139
 „ Hyoseyami.....139
 „ Menthae140
 „ Pruni macrophyllae..140
 „ Scopoliae.....141
 „ Sennae142
 „ Stramonii142
 „ Uvae Ursi143
 Formaldehydum solutum ...143
 Formalinum(324)143
 Fructus Anisi144
 „ Capsici144
 „ Cardamomi145
 „ Catalpae.....145
 „ Cubebae.....145
 „ Foeniculi146
 „ Piperis nigri146

G.

Galla146
 Gelatina alba147
 Glandula Thyreoidea siccata.147
 Glucosum.....(324)149
 Glycerinum.....(324)149
 Gossypium Acidi borici150
 „ depuratum151
 „ Hydrargyri bi-
 chlorati.....151
 „ jodoformiatum ...151
 „ salicylatum152
 „ stypticum152
 Guajacolum152
 „ carbonicum153
 Gummi arabicum153
 Guttapercha depurata.....154
 Gypsum ustum 77
 Haematoxylinum(324)
 Herba Cannabis indicae154
 „ Swertiae154
 Hexamethylentetraminum...155
 Homatropinum hydrobromi-
 cum155
 Hydrargyrum.....156
 „ aceticum oxy-
 datum.....(324)
 „ bichloratum ...156
 „ bijodatum.....157

Hydrargyrum chloratum ...157
 „ „ va-
 pore paratum....158
 „ jodatum158
 „ oleinicum159
 „ oxycyanatum159
 „ oxydatum fla-
 vum(324)160
 „ oxydatum rub-
 rum160
 „ praecipitatum
 album161
 „ salicylicum161
 „ sulfuratum ru-
 brum162
 Hydrogenium sulfuratum...(324)
 I.
 Infusa163
 J.
 Jodoformium163
 Jodum(324)163
 K.
 Kali causticum(324)164
 Kalium bicarbonicum.....164
 „ „ purum(324)
 „ bichromicum.....(324)
 „ „ purum(324)
 „ bitartaricum165
 „ bromatum166

Kalium carbonicum166
 „ chloratum167
 „ chloricum(324)167
 „ cyanatum.....(325)
 „ jodatum(325)168
 „ Natrium tartaricum { 169
 „ nitricum(325)169
 „ permanganicum.....170
 „ sulfoguajacolicum170
 „ sulfuratum.....171
 „ sulfuricum.....171
 „ tartaricum.....172
 Kamala172
 L.
 Lac Calcariae(325)
 Lactylphenetidinum173
 Lignum Guajaci173
 „ Picrosmae174
 „ Santali album174
 Limonada citrica.....174
 „ hydrochlorica175
 Linimenta175
 Linimentum ammoniatum ...175
 „ Calcariae175
 „ Chloroformii...175
 „ saponato - cam-
 phoratum176
 Liquor Aluminium acetici176
 „ Ammonii acetici177
 „ arsenicalis Fowleri ...185
 „ Calcii chlorati177

Liquor Cresoli saponatus ...178	Liquor Ringeri188
„ Epirenamini hydro-	Lithargyrum237
chlorici179	Lithium carbonicum188
„ Ferri citrici oxydati..180	Lobelinum hydrochloricum ..189
„ „ sesquichlorati.. 181	Lycopodium189
„ „ sulfurici oxydati181	
„ Gelatinae sterilis-	M.
atus182	Magnesia usta190
„ Guttaperchae183	Magnesium carbonicum190
„ Hoffmanni274	„ citricum effer-
„ Hydrogenii peroxy-	vescens.....191
dati(325)183	„ sulfuricum191
„ Jodi compositus186	Manganum hyperoxydatum
„ Kali caustici ...(325)184	nativum.....(325)
„ „ „ spiri-	Medicamenta pulverata192
tuosus(325)	Mel192
„ Kali glycerinatus ...184	„ depuratum193
„ Kalii acetici184	Mentholum193
„ „ arsenicosi185	Methylenum coeruleum194
„ Lockei186	Methylsulfonalum194
„ Lugoli186	Migraeninum195
„ Natri caustici.....(325)	Minium195
„ „ „ spiri-	Mixtura Magnesiaie(325)
tuosus.....(325)	Morphinum hydrochloricum,196
„ Natri chlorati phy-	Mucilago Gummi arabici ...196
siologicus187	„ Salep197
„ Orthodioxypenylae-	Mucilago Tragacanthae197
thanolmethylamini-	Myrrha197
hydrochlorici179	
„ Plumbisubacetici(325)187	N.
„ „ subacetici	Naphthalinum198
dilutus187	Natrium aceticum198

Natrium aceticum fusum...(325)	
„ benzoicum199	
„ bicarbonicum.....199	
„ bisulfurosum(325)	
„ bromatum200	
„ carbonicum200	
„ „ siccum.(325)201	
„ chloratum(325)201	
„ „ purum...(325)	
„ diaethylbarbituri-	
cum 62	
„ jodatum202	
„ nitricum203	
„ nitro-ferricyanatum(326)	
„ nitrosum(326)203	
„ phenylaethylbarbi-	
turicum230	
„ phosphoricum204	
„ salicylicum204	
„ sulfophenicum.....205	
„ sulfuricum(326)205	
„ „ dehydra-	
tum(326)	
„ „ siccum ... 206	
„ „ crystallisa-	
tum(326)	
„ thiosulfuricum206	
Natrum causticum(326)207	
Neo-Arsenobenzolum207	
„ fortius...208	

O.

Oleum Arachidis209
„ Armeniacae.....209
„ Aurantii Floris210
„ „ Pericarpium...210
„ Bergamottae210
„ Cacao211
„ Cajeputi211
„ Camelliae.....212
„ camphoratum212
„ Caryophylli.....212
„ Chenopodii213
„ Chloroformii213
„ Cinnamomi214
„ Citri.....214
„ Citronellae214
„ Crotonis215
„ Eucalypti215
„ Foeniculi.....216
„ Hydnocarpium.....216
„ Jecoris216
„ Lavandulae217
„ Limonis214
„ Lini.....217
„ Menthae218
„ Olivae219
„ Ricini219
„ Rosae220
„ Rosmarini220
„ Santali.....220
„ Sesami221

Oleum Sinapis aethereum ...221	tannicum228
„ Sojae222	Phenyldimethylpyrazolonum. 46
„ Terebinthinae...(326)222	„ salicylicum 46
„ „ recti- ficatum.....222	Phenylhydrazinum hydro- chloricum(326)
„ Thymi.....223	Phenylum salicylicum232
„ Zinci223	Phosphorus233
Opium pulveratum.....223	Physostigminum salicylicum.115
Opodeldoc176	„ sulfuricum...115
Oxygenium compressum.....224	Pilocarpinum hydrochlori- cum233
P.	
Pancreatinum225	Pilulae234
Para-Aminobenzoyldiaethyla- amin-oethanolum hydro- chloricum238	„ Acidi arsenicosi234
Paraffinum liquidum225	„ Aloes234
„ solidum.....226	„ „ et Ferri234
Pastae226	„ „ „ Jalapae235
Pasta Sulfuris cum Pice	„ „ „ carbonici ...235
liquida227	„ „ Ferri et Chinini235
Pepsinum saccharatum (326)227	„ Guajacoli carbonici ...235
Pericarpium Aurantii.....227	„ Rhei compositae236
Phenacetinum228	Pix liquida236
Phenazolinum tannicum.....228	Plumbum aceticum.....236
Phenobarbitalum229	„ oxydatum237
„ solubile.....230	„ subcarbonicum ...237
Phenolphthaleinum230	Procainum hydrochlori- cum238
Phenolum231	Pulpa Tamarindi238
„ liquefactum231	„ „ depurata ...239
„ pro desinfectione ...232	Pulveres compositi239
Phenyldihydrochinazolinum	Pulvis aerophorus239
	„ aromaticus239

Pulvis Doveri.....240	Resina Jalapae248
„ gummosus.....240	„ Pharbitidis249
„ Liquiritiae compo- situs241	„ Pini250
„ Magnesiaie cum Rheo.....241	Resorcinum(326)250
„ Rhei compositus ...241	Rhizoma Coptidis250
„ salicylicus cum Talco241	„ Filicis251
„ stomachicus242	„ Hydrastidis251
„ Zinci cum Amylo...242	„ Iridis252
Pyoctaninum coeruleum242	„ Pinelliae252
Pyrogallolum243	„ Rhei.....252
Q.	
Quinophenum.....243	„ Scopoliae253
	„ Todaiwo254
	„ Valerianae254
	„ Zedoariae255
	„ Zingiberis255
	Rubrum scarlatinum purum 255
R.	
Radix Colombo243	
„ Gentianae.....244	
„ „ scabrae.....244	
„ Hibisci.....245	
„ Ipecacuanhae245	
„ Liquiritiae246	
„ Platycodi.....246	
„ Polygalae.....247	
„ Sarsaparillae247	
„ Senegae247	
Reagens Mayeri(326)	
„ Nessleri.....(326)	
Resina Cryptomeriae248	
„ Guajaci248	
S.	
Saccharinum solubile256	
Saccharum(326)257	
„ Lactis(326)257	
Sal Carolinum factitium ...258	
„ Seignetti169	
Sandaraca258	
Santoninum.....258	
Sapo jalapinus.....259	
„ kalinus.....259	
„ medicatus.....260	
„ viridis260	
Saturaciones.....261	
Scopolaminum hydrobromi- cum261	

Sebum bovinum262	Solutio Acidi picrinici(327)
Secale cornutum262	„ „ sulforosanilini-
Semen Amygdali dulce262	ci.....(327)
„ Armeniacae263	„ „ sulfurosi(327)
„ Lini263	„ „ tannici.....(327)
„ Myristicae263	„ „ tartarici(327)
„ Pharbitidis263	„ Albuminis(327)
„ Sinapis264	„ Ammonii carbonici (327)
„ „ exoleatum265	„ „ chlorati...(327)
„ Strophanthi265	„ „ molybdae-
„ Strychni266	nici(327)
Serum antidiphthericum ...267	„ „ oxalici ... (327)
„ „ liquidum...267	„ Amyli(327)
„ antitetanicum267	„ Argenti nitrici.....(327)
„ „ liquidum ...268	„ Barii chlorati(328)
„ „ siccum268	„ „ nitrici(328)
Sirupi268	„ Brom-jodi.....(328)
Sirupus Aurantii269	„ Calcariae chloratae..(328)
„ Cinnamomi269	„ Calcii chlorati(328)
„ Ferri jodati269	„ „ „ con-
„ Fragariae270	centrata(328)
„ Hibisci270	„ „ sulfurici(328)
„ Ipecacuanhae.....271	„ Cupri acetici(328)
„ Menthae.....271	„ „ sulfurici(328)
„ Polygalae271	„ Fehlingi(328)
„ Rhei271	„ Ferri sesquichlorati.(328)
„ Senegae272	„ „ „
„ Sennae272	diluta(328)
„ Simplex273	„ „ sulfurici(328)
„ Zingiberis273	„ „ „ oxy-
Solutio Acidi chromici	dati ammoniati.....(328)
.....(327)	„ Furfuroli(328)

Solutio Gelatinae(328)	Solutio Natrii thiosulfurici..(331)
„ Haematoxylini.....(329)	„ Phenoli.....(331)
„ Hydrargyri bichlo-	„ Phenolphthaleini ..(331)
rati(329)	„ Platini chlorati ... (331)
„ Hydrogenii peroxy-	Solutio Plumbi acetici(331)
dati diluta(329)	„ Pyrogalloli(331)
„ Jodi(329)	„ Resorcini hydrochlo-
„ „ benzinata(329)	rica(331)
„ Kalii acetici(329)	„ Stanni chlorati.....(331)
„ „ bichromici ... (329)	„ Stibii trichlorati
„ „ bisulfurici ... (329)	chloroformica(331)
„ „ carbonici(329)	„ Zinci jodati cum
„ „ chromici(329)	Amylo(331)
„ „ ferricyanati ... (329)	Species273
„ „ ferrocyanati ... (329)	Spirituosa medicata.....273
„ „ jodati(329)	Spiritus aethereus274
„ „ permanganici..(329)	„ Ae heris nitrosi274
„ „ sulfocyanati ... (329)	„ Ammoniae aromati-
„ Laccae musicae.....(329)	cus275
„ Magnesii sulfurici ..(330)	„ Ammoniae foenicu-
„ Methylii aurantii...(330)	latus275
„ „ rubri.....(330)	„ aromaticus.....275
„ Natrii acetici(330)	„ camphoratus276
„ „ bicarbonici ..(330)	„ Chloroformii276
„ „ bisulfurosi... (330)	„ Cinnamomi277
„ „ carbonici ... (330)	„ Citri277
„ „ chlorati.....(330)	„ cum Aethere(332)
„ „ hypochlorosi.(330)	„ Foeniculi277
„ „ nitrosi(331)	„ Jodi277
„ „ phosphorici..(331)	„ „ dilutus278
„ „ sulfurati ... (331)	„ Lavandulae278
„ „ sulfurosi ... (331)	„ Menthae278

Spiritus Mindereri	177	lorati	286
„ Rosmarini	279	Tabulettae Hydrargyri chlo-	
„ saponatus	279	rati.....	286
„ Sinapis	279	„ Hydrargyri oxy-	
Stannum raspatum	(332)	cyanati	286
Stibio-Kalium tartaricum ...	280	„ Ipecacuanhae.....	287
Strychninum nitricum	280	„ Kalii jodati	287
Styrax liquidus	281	„ Morphini hydro-	
„ „ depuratus.....	281	chlorici	287
Succus Liquiritiae	282	„ Natrii salicylici...287	
Sulfonalum	282	„ Opii et Ipecacuan-	
Sulfur depuratum	282	hae.....	287
„ praecipitatum	283	„ Santonini	288
„ sublimatum	283	„ stomachicae	288
Suppositoria	283	Talcum	288
„ Glycerini	284	„ depuratum.....	288
„ Opii	284	Tannalbinum	289
„ Scopoliae	284	Tanninum acetylicum	289
		Tartarus depuratus.....	165
		Tela Acidi borici.....	290
		„ depurata	290
		„ Hydrargyri bichlorati ..	290
		„ jodoformiata.....	291
		„ salicylata	291
		Terebinthina	291
		Terpinum hydratum	292
		Theobromino-natrium salicy-	
		licum	108
		Theophyllum	292
		Thymolum	293
		Tinctura Aloes composita ...	294
		„ amara	294

Tinctura aromatica.....	294	Tincturae	293
„ Asae foetidae	295	Tragacantha	305
„ Aurantii	295	„ pulverata	(332)
„ Benzoes	295	Traumaticinum	183
„ Cannabis indicae...295		Trinitrophenolum	26
„ Cantharidis	295	Tropacocainum hydrochlori-	
„ Capsici.....	296	cum	306
„ Catechu	296	Tuber Jalapae.....	306
„ Chinae.....	297	„ Salep	307
„ „ composita ..297		Tuberculinum.....	308
„ Cinnamomi	298		
„ Colombo	298		
„ Croci	298		
„ Curcumae	(332)		
„ Digitalis	298		
„ Ferri pomati	299		
„ Gallae	299		
„ Gentianae	299		
„ Guajaci	300		
„ Ipecacuanhae	300		
„ Myrrhae	300		
„ Opii.....	301		
„ „ benzoica	301		
„ Picrasmae	302		
„ Rhei.....	302		
„ „ aquosa.....	302		
„ Scopoliae	303		
„ Strophanthi.....	303		
„ Strychni	304		
„ Valerianae	305		
„ „ aetherea.....	305		
„ Zingiberis	305		

U.

Unguenta.....	308
Unguentum Acidi borici ...	309
„ Ammonii sulfo-	
ichthyolici	309
„ Argenti collo-	
dalis	309
„ basilicum	309
„ camphoratum...309	
„ Glycerini	310
„ Hebrae	310
„ Hydrargyri al-	
bum.....	310
„ Hydrargyri ci-	
nereum	311
„ Hydrargyri fla-	
vum	311
„ Hydrargyri ru-	
brum	312
„ Kalii jodati.....	312
„ Picis liquidae...312	

Unguentum Scopoliae.....312	Vinum Ferri316
„ simplex313	„ Pepsini316
„ vesicans fortius..313	
„ „ mitius..313	X.
„ Wilkinsoni ...314	Xeroformum317
„ Wilsoni314	
„ Zinci314	Z.
V.	
Vaselinum album314	Zincum chloratum317
„ flavum315	„ oxydatum318
Vina medicata.....315	„ pulveratum.....(332)
Vinum.....316	„ purum.....(332)
„ Chinae316	„ raspatum.....(332)
„ Condurango316	„ sulfuricum.....318
	„ valerianicum318

李時珍 全十五卷 一冊 定價五圓五拾錢 送料貳拾七錢

頭國譯本綱目

春陽堂版 全十六卷 各冊 定價貳圓五拾七錢

東洋醫藥叢書

朝比奈泰彦 清水藤太郎 著 定價八圓五拾錢 送料貳拾六錢

植物藥物學名典範

修書氏名
監修並校註 白井光太郎
考定 牧野富太郎
考定 岡田信利
考定 木村廉一

- 原 著 李時珍
考 問 木村博昭
考 定 鈴木鐵五郎
考 定 矢野宗賢
考 定 鈴木貞海
- 總 內 容
- 第一册(第一卷上下 第二卷)
 - 第二册(第三卷 第四卷)
 - 第三册(第五卷 第六卷)
 - 第四册(第七卷 第八卷)
 - 第五册(第九卷 第十卷)
 - 第六册(第十一卷 第十二卷)
 - 第七册(第十三卷 第十四卷)
 - 第八册(第十五卷 第十六卷)
 - 第九册(第十七卷 第十八卷)
 - 第十册(第十九卷 第二十卷)
 - 第十一册(第二十一卷 第二十二卷)
 - 第十二册(第二十三卷 第二十四卷)
 - 第十三册(第二十五卷 第二十六卷)
 - 第十四册(第二十七卷 第二十八卷)
 - 第十五册(第二十九卷 第三十卷)

- 大和本草 全二册 具原益軒撰
理學博士 白井光太郎校註
- 本草綱目啓蒙 全四册 小野蘭山撰
理學博士 劉米達夫校註
- 傷寒論新釋 全二册 張機撰
木村博昭講義
- 素問・靈樞 全三册 黃帝岐伯撰
醫學博士 田中喜左衛門譯註
- 醫心方 全五册 丹波康賴撰
鈴木貞海譯

內容見本進呈
日下橋區通一丁目八
春陽堂

TROGAIN

藥 醉 麻 所 司

トロカイン

コカインに代用して費用さる
副作用絶無・價格低廉

【包 裝 價 格】

1元入.....Y 0.40	計量成(1%) (1.0%)Y 0.70
5元入.....Y 1.45	同 同 (2%) (1.2%)Y 0.50
10元入.....Y 2.70	同 同 (1.0%)Y 2.30
25元入.....Y 6.25	同 同 (2.0%)Y 2.50
100元入.....Y 21.40	同 同 (5.0%)Y 2.50
500元入.....Y 94.50	同 0.5% (1.0%)Y 0.95

交商・試供品送呈

發賣元 台查巴商店藥品部
 谷村留三郎商店
 東京五區本三丁目
代理店 谷村留三郎商店
 大阪市東區道修町
代理店 山口吉兵衛商店
 東京日本橋區伊勢町

TROGAIN

中村瀧商店主要發賣品一覽

強止血劑脾臟製

トロンブリン

淋毒性消炎鎮痛劑

アルレスチン

神經痛 ロイマチス

ロイミン

肺結核治療劑

ハイルミン

癩、疥、癬

ネオサクトール

結膜下注射藥

ズブコニン

モチダ式眼科用

黄降汞軟膏

利尿兼血壓降下劑

カカチン

型 錄 進 呈

株式會社 **中村瀧商店**

東京市日本橋區本町三丁目

中村瀧商店主要發賣品一覽

強止血劑脾臟製

トロンブリン

淋毒性消炎鎮痛劑

アルレスチン

神經痛 ロイマチス

ロイミン

肺結核治療劑

ハイルミン

癩、疔、癰

ネオサクトール

結膜下注射藥

ズブコニン

モチダ式眼科用

黄降汞軟膏

利尿兼血壓降下劑

カカチン

型錄進呈

株式 中村瀧商店

東京市日本橋區本町三丁目

TROCAM

藥醉麻所司

トロカイン

コカインに代用して賞用さる
副作用絶無・價格低廉

【包裝價格】

1瓦入.....¥ 0.40	注射液	(1%) (1c.c.)¥ 0.65
5瓦入.....¥ 1.45	同	(2%) (2c.)¥ 0.90
10瓦入.....¥ 2.70	同	(1c.c.)¥ 2.30
25瓦入.....¥ 6.25	同	(50筒)¥ 2.90
100瓦入.....¥ 21.40	同	(2c.c.)¥ 2.90
500瓦入.....¥ 94.50	同	(10c.c.)¥ 0.95
(6筒)			

文庫・試供品進呈

發賣元 合資巴商店藥品部
會社 東京丸ビル三七四

代理店 谷村留三郎商店
大阪市東區道修町

代理店 山口吉兵衛商店
東京日本橋區伊勢町

TROCAM

登 録
鳥居印純良藥品
新 藥 新 製 劑



株式會社 鳥居商店

東京市日本橋區岩附町三番地
電話日本橋(24) 代表 一一二一九番
試驗部 鳥居藥品試驗部
東京市日本橋區本石町四丁目十三番地
電話日本橋(24) 一〇八六番

商 標

朝陽會考案

朝陽式 氏名錄用箋

朝陽式 見 出 箋

右の氏名錄用箋は本會の考案で大正十年より一般に頒布いたしたところ、理想的のものとして大に歡迎を受けて居る、本品は左の特徴を有し頗る便利なるものであるから御購入の上御試用の程を希望する。但代價及送料は前金を要するから當會振替口座へ拂込み下さい。

○特 色

- 一、紙質の強靱なこと
- イ、墨、インキ何れにも適し
- ロ、書損するも改削訂正自由である
- 一、取扱の至便なこと
- イ、菊版(横四寸八分)であるから保存携帯何れにも便利であり
- ロ、ルーズリーフなる故加除自在である
- 一、記載欄の要領よきこと
- イ、氏名欄が紙の見易き一端にあるから繰出に便利であり
- 一、體裁の優美なこと
- イ、表紙はクロスに金文字入であり
- ロ、用箋は模造紙で清洒な意匠である
- 一、經濟的なこと
- イ、價格至廉であり
- ロ、表紙及用箋は別個に取離し得られるから一組の表紙あらば用箋は必要數丈け購入すれば宜しい

發 賣 所 内閣印刷局内

朝 陽 會

東京市麴町區大手町一丁目五番地
東京振替口座四三六〇五番

登

録

鳥居印純良藥品
新藥新製劑



株式會社

鳥居商店

東京市日本橋區岩附町三番地

電話日本橋(24) 代表一二二一九番迄

試驗部 鳥居藥品試驗部

東京市日本橋區本石町四丁目十三番地
電話日本橋(24) 一〇八六番

商

標

朝陽會考案

朝陽式

氏名錄用箋

朝陽式 見 出 箋

菊版大 四寸七分

定價 用箋一百枚五拾錢

送料 表紙一組三拾錢

片假名字數 四十六文字
定價一組五錢送料二錢

右の氏名錄用箋は本會の考案で大正十年より一般に頒布いたしたところ、理想的のものとして大に歡迎を受けて居る、本品は左の特徴を有し頗る便利なるものであるから御購入の上御試用の程を希望する。但代價及送料は前金を要するから當會振替口座へ拂込み下さい。

○特色

- 一、紙質の強靱なこと
- イ、墨、インキ何れにも適し
- ロ、書損するも改削訂正自由である
- 一、取扱の至便なこと
- イ、菊版(横四寸八分)であるから保存携帯何れにも便利であり
- ロ、ルーズリーフなる故加除自在である
- 一、記載欄の要領よきこと
- イ、氏名欄が紙の見易き一端にあるから繰出に便利であり
- ロ、住所欄は用箋一枚を一人にせば十四行、二人にせば七行にて十四度又は七度の轉居まで紙を改むるの要がない
- 一、體裁の優美なこと
- イ、表紙はクロスに金文字入であり
- ロ、用箋は模造紙で清洒な意匠である
- 一、經濟的なこと
- イ、價格至廉であり
- ロ、表紙及用箋は別個に取離し得られるから一組の表紙あらば用箋は必要數丈け購入すれば宜しい

發賣所

内閣印刷局内

朝

陽

會

東京市麴町區大手町一丁目五番地
東京振替口座四三六〇五番

最高

品質の

マルイシ製剤

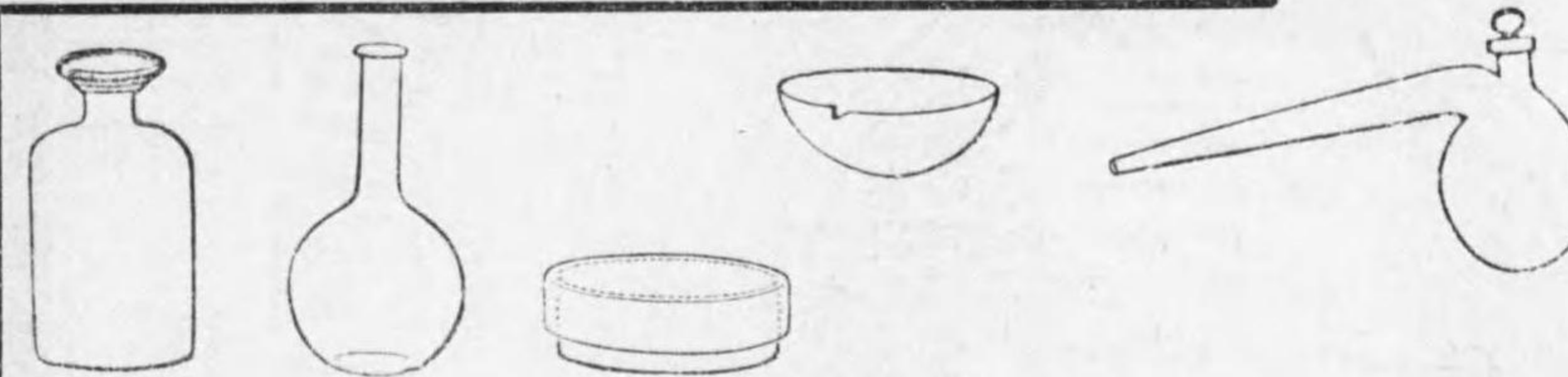
新局方製剤は特に
 ⑧ マルイシ製と御指定の上
 御注文願ひます。

最高權威の局方製劑

シロツブ劑・水劑及液劑
 チンキ劑・酒精劑及酒劑
 軟膏劑・生藥劑
 エキス劑・化學製品及其他

◇効果優秀なる
 新製劑並注射液製劑

大阪市東區炭路町二丁目
 丸石製藥合名會社



藥局用 實驗室用

計量器

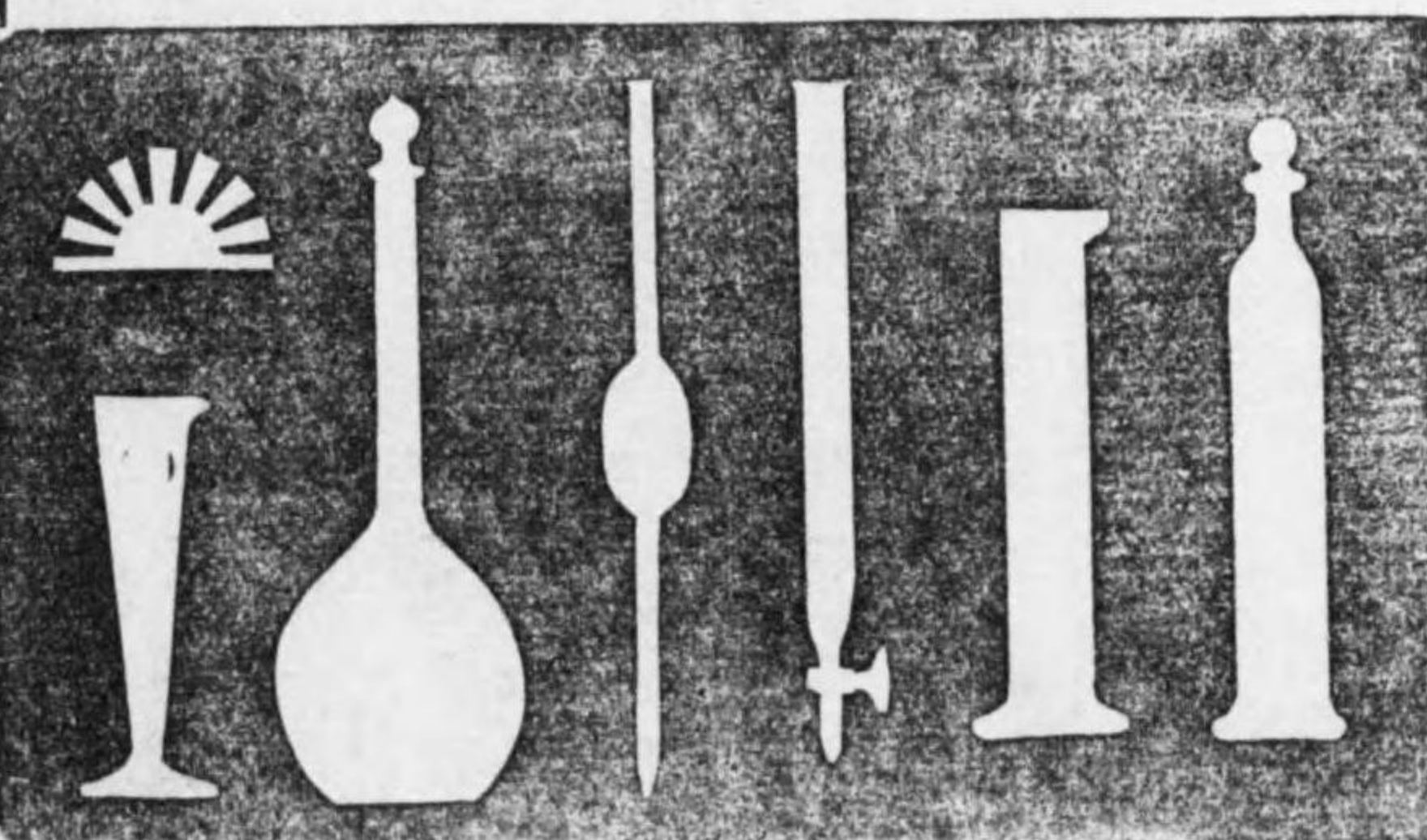
體溫計

度量衡器

化學用磁器

理化學器械

醫療用硝子



器械器具一式

店本屋倭
店商助惣川森
 町本・橋本日・京東

三八五一 (24)橋本日話電
 四八五一

最高

品質の

マルイシニ製剤

新局方製剤は特に
 ①マルイシニ製と御指定の上
 御注文願ひます。

◇最高權威の局方製剤

シロツブ剤・水劑及液劑
 チンキ劑・酒精劑及酒劑
 軟膏劑・生藥劑
 エキス劑・化學製品及其他

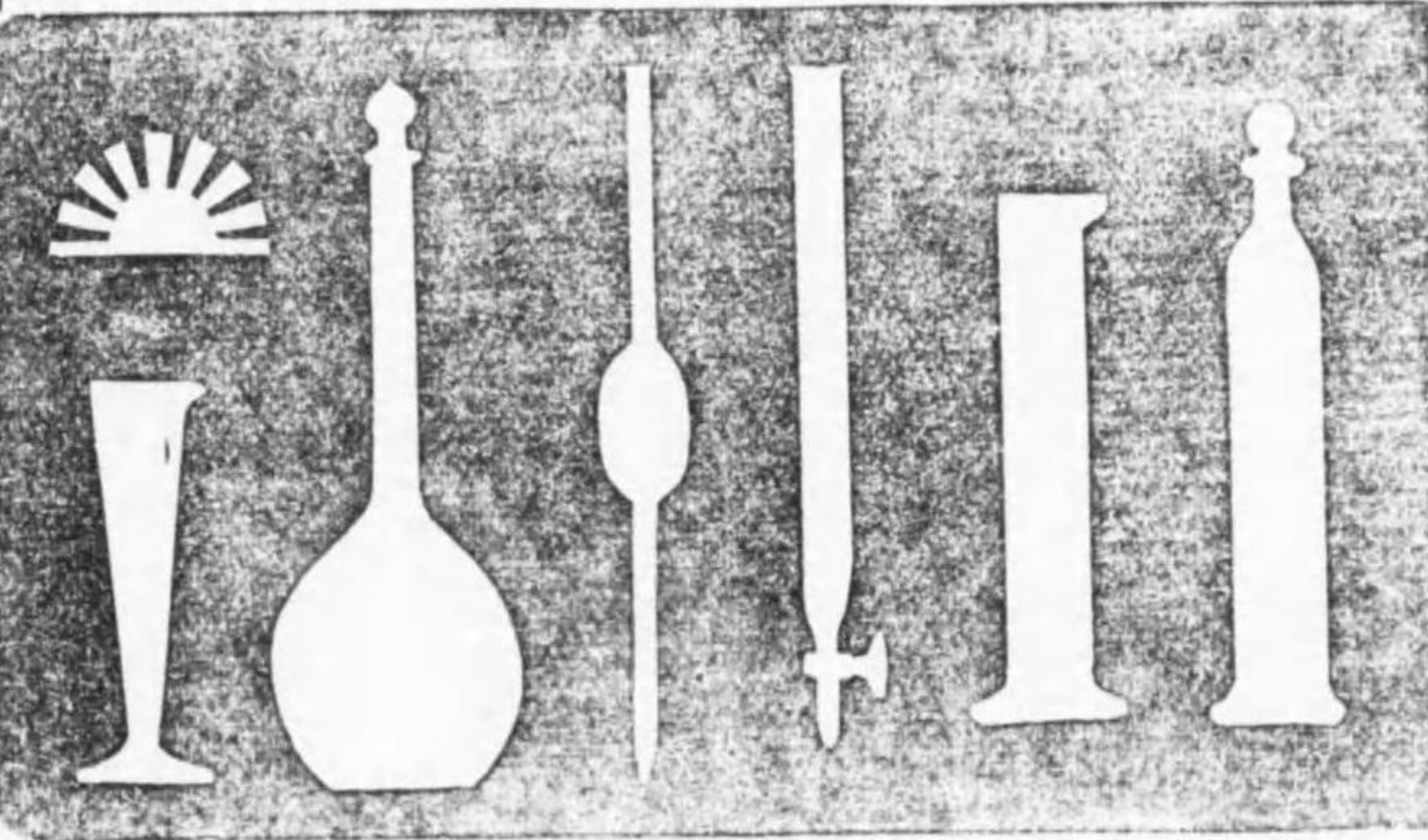
◇効果優秀なる
 新製劑 並 注射液製劑

大阪市東區微路町二丁目
 丸石製藥合名會社

藥局用
 實驗室用



計體度量化學理醫
 量溫量量學化療
 器計器器器械子



器
 械
 器
 具
 一
 式

店 本 屋 倭
 店 商 助 惣 川 森

町 本 ・ 橋 本 日 ・ 京 東

三八五一 (24)橋本日話電
 四八五一

下劑

ラキサトールは少量にて奏効し、無味無臭なる点に於て婦人、小兒と雖も嫌惡せず、服用簡易にして副作用絶無なり、排便は緩和にして習慣性を來さざるが故に常習便秘者にとりて理想的下劑なり

ラキサトール

一般の便秘 殊に

常習便秘、胃腸弛緩症によるもの、胃腸下垂症によるもの及腸の神経機能障害によるもの、婦人、小兒の便秘その他消化不良の場合等に最好適なり。

實驗書進呈

粉末、錠劑二種あり
全國藥店に販賣す

大阪市東區道修町
株式會社 塩野義商店
東京市日本橋區伊勢町

世界的最明 食慾亢進劑

Dreiaase

リパーゼ
ウレアーゼ
ヂアスターゼ

日英米獨專賣特許 ドライアーゼ

三酵素 錠劑 粉末



△ドライアーゼは強力の三大主要酵素を特異の操作中に含有せるものにして症候的即時偉力を發現す
ドライアーゼは臟器製劑に非らざるを以て酸、アルカリに對し効力絶對安定なり且引濕性なし食前服用は食慾増進食後服用は消化を旺盛ならしむ
◇ドライアーゼは強力なる左の三大主要酵素より成る

- 1、リパーゼ (脂肪消化酵素)
 - 2、ウレアーゼ (尿素分解酵素)
 - 3、ヂアスターゼ (澱粉消化酵素)
- △主治効用 強力脂肪澱粉消化、新陳代謝、尿毒症、毒麻疹、急性慢性胃腸疾患、慢性腎臟炎、血壓亢進、消化不良症、食慾不進、營養障害、呼吸器病其他一般衰弱患者に應用す
- △用 量 (粉末) 一日量〇、三—〇、五
(錠劑) 一日三回一—二錠
- △包 裝 (粉末) 五〇〇グラム 二五〇グラム
(錠劑) 一〇〇グラム 五〇グラム
(錠劑) 五〇〇錠 三〇〇錠 一〇〇錠

製造元 大阪 東亞藥物研究所
發賣元 白井松新藥部
關東代理店 鳥居商店
東京市日本橋區道修町三

BISCOROGEN

無痛蒼鉛驅黴劑

ビスコロゲン

並適應症

【内容】
蒼鉛驅黴劑の價値はサルバルサンと水銀との中間にあり最近サルバルサン蒼鉛併合療法を以て最善と認めらる。本劑はハルプロキシ蒼鉛のコロイド性注射薬にして絶對無痛吸收迅速なり。

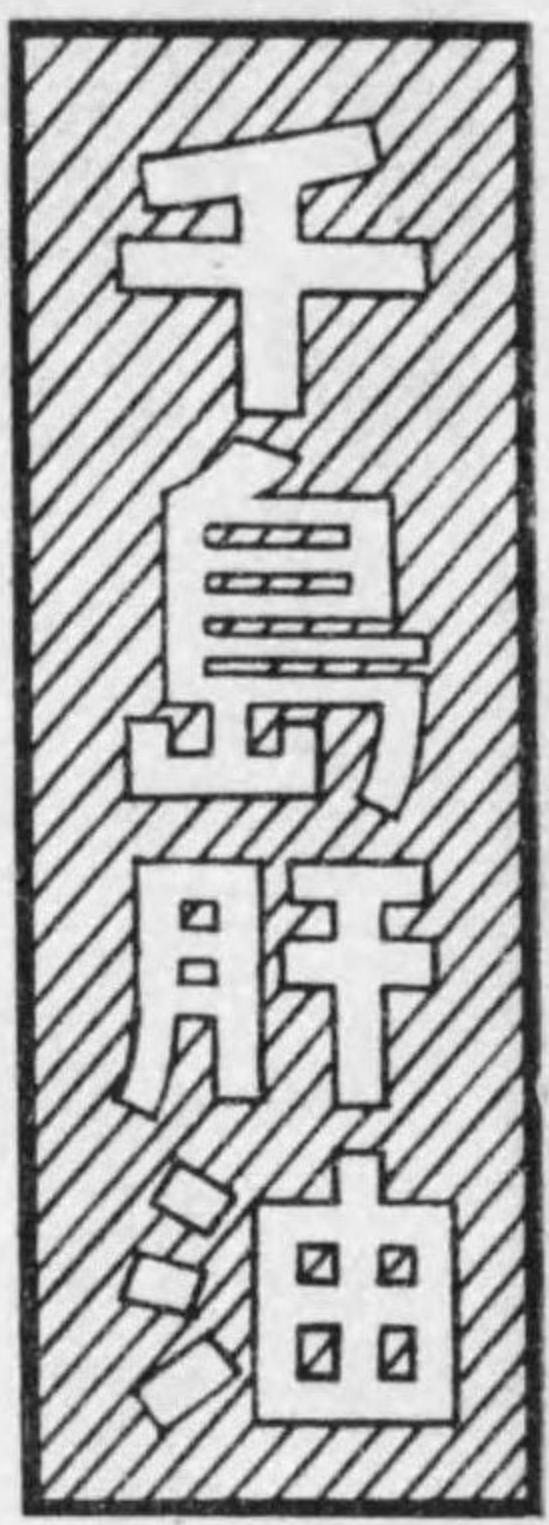
【用法】
蒼鉛の含有量 二c.c.中〇.三瓦
隔日に筋肉内に注射す一クローレルを二五回となす。使用の際は軽く二三回震盪すれば可なり。

【價格】 注射 一〇管 七.〇〇
包裝 一〇管 七.〇〇

本劑は抗砒素性スピロヘター及サルバルサン過敏症に著效あり。其の他一般驅黴療法として單獨又はサルバルサンと併用して卓效を奏し使用に際し硬結を残さず何等副作用なし。

東京市神田區三崎町三丁目
發賣元 株式会社 日新醫學社
大阪市東區道修町二丁目
特約店 株式会社 武田長兵衛商店

登録商標



ウグイタタミンD A 含量豊富

純良無臭と立派に廣告する市販賣品の有名無名の殆どが以外に悪臭と不消化性にて失望されたる人よ！北海岩内産の本品によつて鱈肝油の眞價を味はれよ。

定價
四五瓦 一圓
三五瓦 六十錢
他に病院用として一斗罐入あり御紹介を乞ふ。

二錢切手封入
見本下記へ請
求セラレタシ

東京市芝區新堀町十三番地
桑山清心堂合名會社

電話三田(45)三五二〇番
四〇六九番

諸官省

M. KUWAYAMA & Co.
實驗室用試藥

御用達

品品品
藥藥藥
學業療
化工醫

一般

藥 品 塗 料
械料般
器材一
學料蠟
理化油
內外

藥品に關する事なら一切御問合せ下さい
尙電話葉書にて御一報次第多少に拘らず即刻御届け致します

東京市芝區新堀十三番地

桑山政五郎商店

電話三田(45) 3520.4069.

局部部
品料部
藥藥塗

大正昭起の二大博覽會に於て最高賞を受領せる。

神の愛は絶対あり

月工又の信用も絶対あり

絶対を信ずる者には
不景氣の惱みなし

月工又印

標準注射針

月工又印

姉妹印

標準注射器



全國有名器械店にて販賣す。



純植物性新利尿劑

ビグニン フタバ

純國産

紫葳科植物木ササゲより得たる暗褐色の流動體にして味佳良、服用容易、胃腸障礙其他忌むべき副作用絶無にして効力顯著なり、發賣以來實驗家間に好評噴々たり。

【適應症】

急(慢)性腎臟疾患、濕性肋膜炎、濕性腹膜炎、水腫性脚氣、其他一般浮腫性疾患

(用量) 一日八一二瓦水劑として用ふ。
(包装) 100瓦(一圓) 250瓦(二圓30) 500瓦(三圓)

利尿劑

強力利尿注射劑

テオチゾール

フタバ

3%テオチン醋酸ナトリウム静脈内注射液

急速に利尿を望む場合………

經口的利尿劑を用ひられざる場合………

内用利尿劑の奏効不良なる場合………

能く強利尿作用を發揮す。

普通用量 一回五cc—10cc

10cc 5Amp入
¥ 2.00

製造發賣元

株式会社 林源十郎商店

岡山市紙屋町

振替貯金大阪1321番

特約店

大阪市道修町
東京市本町
東京市岩附町

株式会社 武田長兵衛商店
株式会社 小西新兵衛商店
株式会社 鳥居商店



醫學博士 大森 斌彦
醫學博士 緒方 清躬
醫學博士 高村庄 太郎
醫學博士 竹中 安彦
醫學博士 高見 亨
醫學博士 竹田 正次

醫學博士 野村 禎一
醫學博士 久慈直太郎
醫學博士 松原 三郎
醫學博士 古賀 寅雄
醫學博士 小松原謙三
醫學博士 木下 精次

各先生實驗推獎

動脈硬化症
腦溢血
狭心症
耳鳴症
血圧亢進症

治療・豫防

ヒポトニン

皮下注射
内服錠劑

贈文
呈献

▲本劑は Prof. Dr. H. H. Meyer, und Prof. Dr. R. Gottlieb, 兩先生の推獎せる鹽類を主劑とせる新劑なり。

▲特長 本劑は只局所的に非ずして血管擴張作用を有し注射後約五分時に始り長くも三十分時にして豫期以上の好果を認む副作用及蓄積作用絶無。

▲適應症 血圧亢進症、動脈硬化症、腦溢血、慢性腎臓炎等による血圧亢進せる場合及び狭心症、耳鳴症に危険なく應用せらる。

▲用法用量 通常の血圧亢進症、腦溢血豫防には 0.6-0.8cc を三-五日の間隔を置きて注射す、内服は毎食後一-二錠宛用ふ。

▲包裝 血圧異常に過高なる諸病には毎日 1.0cc 注射す。腦溢血にて血圧降下せざる場合には一日二回 1.0cc 宛朝夕注射するも可なり、内服は毎食後二-三錠を用ふ。

●注射劑 6x1.1ccm 60x1.1ccm
●内服錠劑 蠶(錠)入 三(錠)入 六(錠)入

發賣元 白鷺井松新藥部
大阪東區平野一丁目
關東代理店 鷺居商店
東京市日本橋區附三町

アンチツツシンは醫學博士
高橋順太郎氏創製の磷酸ヂ
ヒドロコデインにして品質の
優秀効果の的確なる第一位を占む
コデイン鹽類に比し約半量を以て
同等の効果を奏す
而も迅速にして長く持續す毒性絶無
にして小兒衰弱者に何等の顧慮な
く使用し得べき安全の藥劑なり

適應症 氣管支加答兒、加答兒性肺炎、大葉性肺炎
肋膜炎、咽喉加答兒、百日咳、流行性感胃
肺結核に於ける鎮咳

鎮咳鎮痛劑
アンチツツシン

緩和劑
カタリサチン

吾社獨特の方法によつて合成せる、デアセチル
ルピスオキソフェニール、イサチンにして白色
無臭無味の細微純粹なる結晶性粉末なり
極めて微量(0.05-0.03)によつてよく通
利の作用を全する無害の緩下劑なり
故に大人は勿論妊婦老人小兒によく
適應す
價格の極めて經濟なる事此の種新藥
中の第一位なり

用量 一回 0.100-0.101
▼純末 十倍散 錠劑の三種あり

東京市日本橋區本町
友田合資會社



醫學博士 大森 斌彦
醫學博士 緒方 清躬
醫學博士 高村 庄太郎
醫學博士 竹中 安彦
醫學博士 高見 亨
醫學博士 竹田 正次

醫學博士 野村 禎一
醫學博士 久慈 直太郎
醫學博士 松原 三郎
醫學博士 古賀 寅雄
醫學博士 小松 原謙三
醫學博士 木下 精次

各先生實驗推獎

動脈硬化症
腦溢血
狭心症
耳鳴症
血圧亢進症

治療・豫防

ヒポトニン

（皮下注射）
（内服錠剤）

贈文
呈献

▲本劑は Prof. Dr. H. H. Meyer, and Prof. Dr. R. Gollieb. 兩先生の推獎せる藥類を主劑とせる新劑なり。

▲特長 本劑は只局所的に非ずして血管擴張作用を有し注射後約五分時に始り長くも三十分時にして豫期以上の好果を認む副作用及蓄積作用絶無。

▲適應症 血圧亢進症、動脈硬化症、腦溢血、慢性腎臓炎等による血圧亢進せる場合及が狭心症、耳鳴症に危険なく應用せらる。

▲用法用量 通常の血圧亢進症、腦溢血豫防には 0.6-0.8cc を三-五日の間隔を置きて注射す、内服は毎食後一-二錠宛用ふ。

▲包裝 注射劑 6x11ccm 60x11ccm
内服錠劑 震錠入 三〇錠入 六〇錠入

發賣元 白鷺 井松新藥部
大坂市東區平野一丁目
關東代理店 鷺居商店
東京市日本橋區本町三丁目

鎮咳鎮痛劑

アンチツツシ

アンチツツシは醫學博士 高橋順太郎氏創製の燐酸デヒドロコデインにして品質の優秀効果の的確なる第一位を占むコデイン鹽類に比し約半量を以て同等の効果を奏す

而も迅速にして長く持續す毒性絶無にして小兒、衰弱者に何等の顧慮なく使用し得べき安全の藥劑なり

適應症 氣管支加答兒、加答兒性肺炎、大葉性肺炎、肋膜炎、咽喉加答兒、百日咳、流行性感胃、肺結核に於ける鎮咳

緩和劑

カタリサチン

吾社獨特の方法によつて合成せる、デアセチルピスオキシフェニールイサチンにして白色無臭無味の細微純粹なる結晶性粉末なり

極めて微量(0.05-0.01)によつてよく通利の作用を全する無害の緩下劑なり

故に大人は勿論妊婦老人小兒によく適應す

價格の極めて經濟なる事此の種新藥中の第一位なり

用量 一回 0.05-0.01
▼純末 十倍散 錠劑の三種あり

東京市日本橋區本町
友田合資會社

院病學大國帝京東

大阪帝國大學病院

最純

ミナポン「オオタ」

同一集成品中

品質優秀！
價格低廉！



MINIAPON

結核熱の最良劑として
各國醫藥界に賞用せら
るゝは勿論其他の熱性
病・流行性感冒・氣管
支加答兒・腸チフス・
病原不明の發熱に對し
適確なる治療劑にして
連用するも副作用なく
奏効確實なり。

各大學附屬病院、各病院
著名醫家の引續き多量の
御用命を拜受し誠に光榮
感銘す。

(供試見本御申越次第郵送仕候)

發賣元

大阪市東區道修町三丁目

太田安商店

京都帝國大學病院

品用採御院病字十赤各

藥學士石尾貞朝氏著

疾病と藥劑處方

本書は書名の如く各種疾病に對する帝大其他著名病院の卓越せる處方、さては古今名家の貴重なる秘方を網羅して居るのみならず、有ゆる藥劑の知識の集成であつて即ち一名藥劑實典であり、少くとも現代藥學の縮圖であり又馬鞍圖である。されは醫師、藥劑師には勿論最新藥學のエキスとして必携書であると共に、文化家庭にも是非共備へなければならぬ良書である。本文又簡明を旨とし、何人にも直ちに應用出来るやう極めて平易に叙述してある。醫師、藥劑師は云ふに及ばず一般の御家庭にも手軽に疾疑の手當や、あらゆる處方又は日新の藥劑に就て容易に見出し得る様便利と重寶を主眼として生れたものである。

！來出版正修

内容略目 Ⅱ 藥物療法・食餌療法・救急療法・鍼灸療法・臟器療法・民間療法・和漢藥
便覽篇・藥劑及處方便覽篇・衛生試驗篇・家庭藥療法・賣買及部外品篇・農用藥劑處方並
に家畜藥劑處方・附 錄・索引
(詳細内容目次進呈)

四六版特製本函入
紙數八三〇餘頁
定價金二圓八十錢
送料金三十三錢

最新養品製造化學
有機合成化學

石尾藥學士著
藥學士著

菊判函入 定價金八圓五十錢
八〇〇頁 送料金 四十五錢
菊判函入 上巻金二圓八十錢
第二册 下巻金八圓五十錢

岡鶴老田内

六四三二一京東替振
五〇八一花浪話電

區橋本日市京東
日丁二町馬傳大

院病學大國帝京東

大阪帝國大學病院

最純

ミナポン

同一集成品中

品質優秀!
價格低廉!

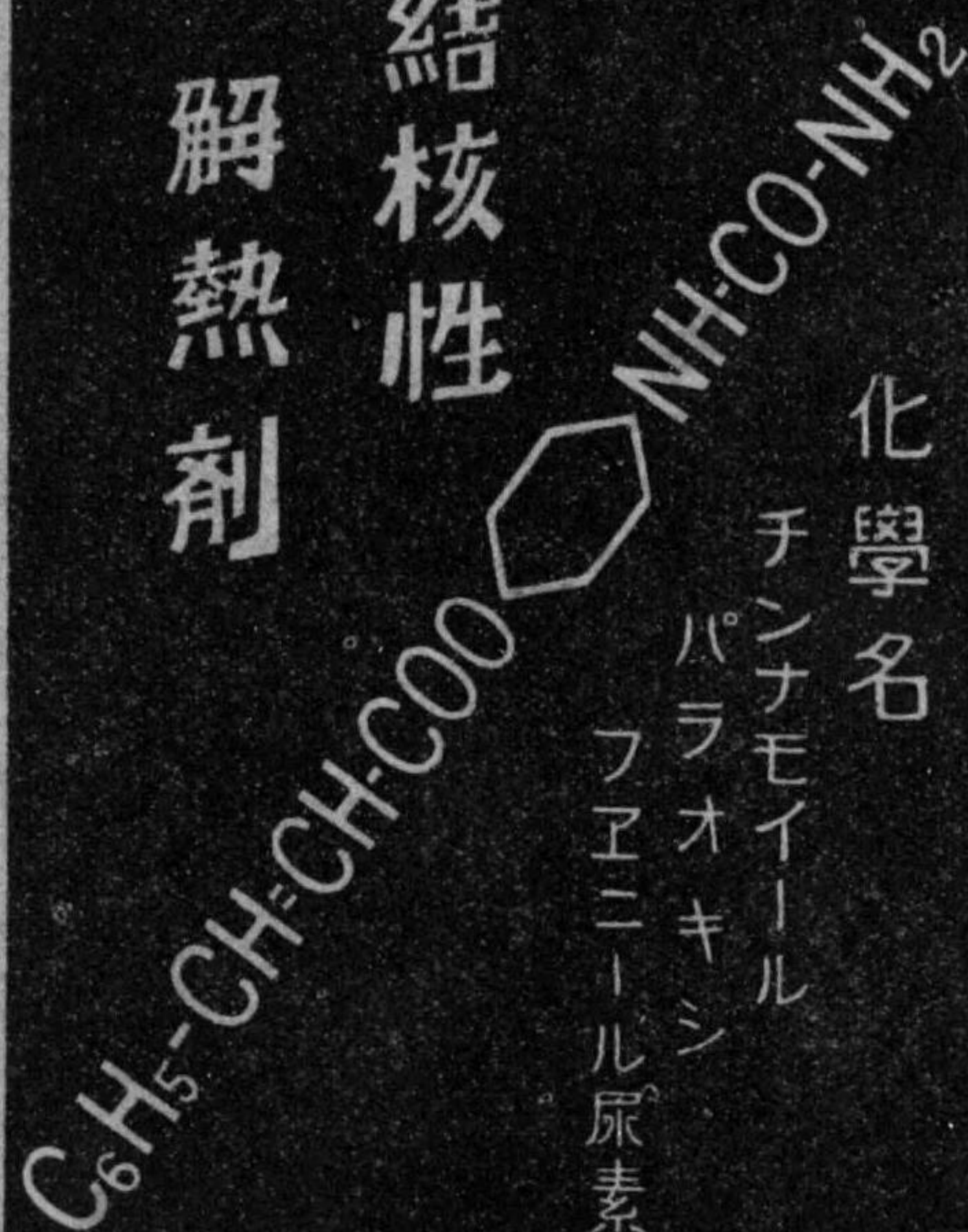
化學名

チンナモイル

パラオキシ

フエニール尿素

結核性
解熱劑



MINAPON

結核熱の最良劑として
各國醫藥界に賞用せら
るゝは勿論其他の熱性
病・流行性感胃・氣管
支加答兒・腸チフス・
病原不明の發熱に對し
適確なる治療劑にして
連用するも副作用なく
奏効確實なり。

各大學附屬病院、各病院
著名醫家の引續き多量の
御用命を拜受し誠に光榮
感銘す。

(供試見本御申越次第郵送仕候)

發賣元

大阪市東區道修町三丁目

太田安商店

京都帝國大學病院

品用採御院病字十赤各

藥學士 石尾貞朝氏著

疾病と藥劑處方

本書は書名の如く各種疾病に對する帝大其他著名病院の卓越せる處方、さては古今名家の貴重なる秘方を網羅して居るのみならず、有ゆる藥劑の知識の集成であつて即ち一名藥劑實典であり、少くとも現代藥學の縮圖であり又鳥瞰圖である。されば醫師、藥劑師には勿論最新藥學のエキスとして必携書であると共に、文化家庭にも是非具備へなければならぬ良書である。本文又簡明を旨とし、何人にも直ちに應用出来るやう極めて平易に叙述してある。醫師、藥劑師は云ふに及ばず一般の御家庭にも手軽に疾疑の手當や、あらゆる處方又は日新の藥劑に就て容易に見出し得る様便利と重寶を主眼として生れたものである。

内容略目 Ⅱ 藥物療法・食餌療法・救急療法・鑛泉溫泉療法・臟器療法・民間療法・和漢藥便覽篇・藥劑及處方便覽篇・衛生試驗篇・家庭藥療法・賣買及部外品篇・農用藥劑處方並に家畜藥劑處方・附錄・索引 (詳細内容目次進呈)

四六版特製本函入
紙數八三〇餘頁
定價金二圓八十錢
送料金三十三錢

! 來出版正修

最新藥養品製造化學

石尾藥學士著

驗實有機合成化學

森藥學士著

菊判函入 定價金八圓五十錢
八〇〇頁 送料金 四十五錢

菊判函入 上卷金二圓八十錢
全二册 下卷金八圓五十錢

圃鶴老田内

區橋本日市京東
目丁二町馬傳大

六四一二一京東替振
五六八一花浪話電

主幹 醫學博士 入澤達吉
醫學博士 木下正中
醫學博士 鹽田廣重
編輯 醫學博士 長尾美知
醫學博士 坂本恒雄
編輯主任 長尾折三

月刊 治療及處方

毎月一日發行

本誌は實地醫家の誠實なる相談相手となり、苟くも治療上に資すべき材料は細大漏らさず掲載し、他日治療學書完成の素地を作るの目的を以て編纂す。
本誌は當代第一流の學者大家の名編大作を網羅蒐集し、現代醫學の進歩程度に於て其趨勢を報ずるに急なること恰も大河の決するが如き理想を有するも、世の所謂新療法新發見と稱するものに向ては冷靜なる態度を以て徐に觀察し、輕佻浮華流俗を追ふが如き事斷じて之なし。
本誌は巻頭から巻末に至るまで何處を切ても血の出る様な編輯方針を未來永劫變ずることなる可し、通常醫學雜誌に免れざる乾燥無味なる寂寞を破り、活氣横溢、有興味な間に不知不識有益にして且實質に富める醫學的知識を供給するは本誌の大使命たる自覺を有す。

最權威治療專門雜誌

代價一冊金六十錢 郵税二錢
 每年二月 (二倍大號) 金一圓二十三錢
 半年前金 (二月倍大號) 金參圓四十八錢
 (六冊) (二月倍大號) 金四圓六錢
 壹年前金 (二月倍大號) 金七圓二十八錢
 (十二冊) (二月倍大號) 金一圓四十八錢

購讀申請所
 東京市本郷區龍岡町
 治療及處方社
 振替東京 八四七五
 小石川 四二七三
 電話 四七五七

◎ 文化的理想品として競ふて御採用の榮を賜りつゝある ◎

登録新案 大和式投薬壺



品質優良・體裁優美

- ◎ 蓋の内裏に彈力に富んだ扁平のコルクが入れてあつて螺旋で壺口の上縁に密着
- ◎ 固定されますから挿入み栓を要せず一回の操作で克く塞栓と覆蓋とを兼ねます
- ◎ 蓋はアルミニウム製と眞鍮製ニツケル鍍金と御座います

見本及値段表送呈

東京市日本橋區本石町一丁目八番地
 發賣元 大和屋 勝山醫科器械店

電話日本橋二六九七番
 振替東京一二三二二番

警視廳防疫課長 井口乘海著

痘瘡及種痘論

全一冊・四六倍判
 紙數 五百頁
 石版色圖三十六枚
 定價 金七圓
 送料 内地二十四錢
 領土六十五錢

著者は警視廳に奉職すること滿十五年、其の間毎回の痘瘡流行に直接豫防措置の任に當り體験を積むこと茲に年あり、加ふるに昨春内務省より痘瘡豫防に關する調査を命ぜられ、刻苦精勵其の責を完うしたる業績は實に本書なり、記する處五編三十二章五百頁(四六倍判)にして、痘瘡及種痘に關することは、古今東西を問はず普く網羅せるは勿論、痘毒及種痘に就いての幾多の實驗を記載し、配するに法令を以てし、苟も痘瘡及種痘については一も洩し剩す處なし、且つ精巧なる石版色圖三十六枚を加へ、錦上添花を添へたり、實に痘瘡豫防上、我國醫學界に未だ嘗てなき唯一の良書なりと謂ふべし、今や本書刊行の爲に痘瘡の豫防に、又種痘接種に關する幾多の懸案は總て解決を告げたりと云ふも過言にあらざるべし、苟も醫を業とせらるゝ各位殊に防疫の衝に當らるゝ人士は勿論種痘施行を行はるゝ國手は必ず一書を座右に置き、指針となし以て我國痘瘡豫防の爲に貢獻せられんことを切にお勧めする處なり。

東京市本郷區本富士町 文光堂書店

振替口座東京五七八番
 電話小石川 一三三七
 二七七〇番

醫學博士 杉井善雄 校訂
 醫學士 松本孝一 著
 最新刊

藥品滅菌法

全一冊 四六判本綴 挿入圖七十一圖 送料(内地)金六錢
 紙數百九十六頁 正價金貳圓 領上金十錢

注射藥の需要は日に多しと雖も、之が調製法に關し參考となる可き邦文の著書極めて尠し、之藥局に在りて實務に携はるる士の等しく遺憾とする處なり。著者は夙に此點に留意し東大藥局長杉井先生指導の下に本書を編纂せり。本書の内容は滅菌の意義、滅菌法の種類、滅菌器、容器、檢調劑用具類の滅菌、硝子質試驗、藥品滅菌、アムブレ、綿帶品の滅菌、細菌試驗法、の八章に分ち藥品滅菌の章に於ては別に注射液調製の項を設け、各藥品を注射液となす場合に適當なる溶媒、滅菌法、濃度、處方例等を記し、其他、等張溶液計算法、血清ワクタン法にツベルクリン稀釋法にても説明を施せり。尙附録として衛生消毒法を記載し日常生活に必要な可きもの六十餘種に就き其消毒方法を詳述したり。本書は四六判二百餘頁の小冊子なれども苟くも藥品滅菌に關しては盡く最新の研究を網羅し、圖譜七十餘を挿入して理解に便せり。本書は藥局或は醫局に於て比較的小規模に滅菌を行ふ者、及び調劑に志す學生諸君の爲に特に便宜ならんことを圖り其裝釘の如きも成るべく小型且つ簡潔なることに努めたり。

發售所 東京市本郷區 電話(三五五)一〇 振替東京 南江堂書店
 春木町三丁目 小石川(三九九)一四九
 京都市中京區 電話(上)二〇三〇 南江堂京都支店
 寺町通御池南 振替大阪 一一五〇五

露光量違いの為重複撮影

漢方大醫・因伯・淺田賀壽惠先生著 再版

●和漢醫籍學

●西洋より漢方へ

●和漢臨牀醫籍處方集

藥學博士神谷吉兵衛先生序 岡本幸一郎先生編

●最新和漢藥寶典

附處方集 藥學博士池口慶三先生序 岡本幸一郎先生編

●最新賣藥及部外品寶鑑

附處方集 慈惠醫大附屬病院前藥局長岡本幸一郎先生編

●最新看護藥物學

附傳染病消毒 附看護用字引

●最新藥種商試驗案內

附藥事法規 並ニ藥種商試驗問題答案集及書方

●最新製藥者試驗案內

附藥事法規

●最新賣藥業者案內

附賣藥法

●最新藥事諸屆案內

製藥者用語字典

●最新藥種商試驗及第秘訣

東京市本郷區龍岡町三六 (本郷區役所電停前區役所隣り)

發賣元

下田文榮堂醫藥書店 (振替東京二六二八七番)

正價金七十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

送料 正價金二十四圓

送料 正價金五十四圓

沖翁 小泉榮次郎撰 三三判半截洋裝極美背金文字入函入

最新刊

本日醫藥隨筆集成

全一冊

紙數七百餘頁・插圖壹百餘箇 正價金參圓五拾錢

口繪三色版一葉・寫眞版六葉 郵送料 市内金六錢 内地金六錢 海外金三十錢

醫學博士・藥學家・衛生學者・本草學者・食養家・實務家の社會常識寶典

記事面白く讀んで世渡りの要諦を會得する良書

醫學博士 久保 昂先生 編輯訂正第二版

最新實用處方集

川口二郎先生著

袖珍調劑術大意

東京市本郷區龍岡町卅六番地

發行元

富倉書店

電話小石川四二八番 振替東京一八〇一七番

實驗推獎

東京慶應大學醫學部產婦人科教授 川添正道博士
東京帝國大學醫學部產婦人科教授 安井修平博士
東京帝國大學分院產婦人科教授 篠田純廣博士
京都帝國大學醫學部產婦人科教授 佐野順吉博士
九州帝國大學醫學部產婦人科教授 增田純廣博士
熊本帝國大學醫學部產婦人科教授 谷口彌三郎博士
大阪帝國大學醫學部產婦人科教授 廣瀬一博博士
大阪新町緒方病院產婦人科部長 內野淺次郎博士
大阪回生病院產婦人科部長 柏原長弘博士
大阪土肥產婦人科病院院長 土肥直治博士
日赤大阪支部病院產婦人科 竹村直治博士
獨乙伯林アル・ヴォルフエンスタイン教授創製

子宮疾患新治療劑 (柔軟球)

【獨乙政府特許】

アセトナール・カプセル

(組成) 本品は一〇%トリクロロールブチルサリチル酸エステルD.R.P.と一〇%アルゾールとを特殊の基礎劑中に配伍せしめて其前者の特異なる鎮痛消炎性と後者の強大なる收斂菌作用とを極度に發揮せしめ以て迅速且つ的確なる著効を奏す

(適應症) 子宮及び子宮附屬器の慢性症、並に亞急性性炎症、白帶下、内膜炎、周圍炎、實質炎、癒着性子宮後屈症、頸管加答兒、尿道膀胱炎、腎炎、潰瘍及び糜爛等

(用量) 重症ノモノハ毎日一回一球、輕症は隔日一回又は一週二回は

(包装) 壹箱 拾貳球入 ¥2.70

アセトナール

ワギナール・ザルベ

(組成) アセトナール・カプセルと同一成分にして膠囊にて包被せざる軟膏

(用量) 一回 一瓦半乃至二瓦

(包装) 二百五十瓦 壺入 ¥5.00
五百瓦 壺入 ¥9.00

紛はしき内地製織造品此有り、アセトナールの名稱とエレキの商標に御注意を乞ふ。

無刺戟 收斂殺菌消毒劑

アルゾール

撒布用 バウダ
塗布用 クリム
洗滌用 50% 溶液



製造元 獨逸アテンステット製藥會社
發賣元 日本アテンス商會
大阪市西區北堀江通一ノ四

文献謹呈

露光量違いの為重複撮影

漢方大醫・因伯・淺田賀壽惠先生著 再版

● **和漢醫籍學** 正 價金 七
送 料 二 十 四 錢

● **西洋より漢方へ** 正 價金 五
送 料 二 十 錢

● **和漢臨牀醫籍處方集** 正 價金 二 十 四
送 料 十 錢

● **和漢藥寶典** 附 處 方 集 正 價金 二 十 三
送 料 十 錢

● **最新賣藥及部外品寶鑑** 附 處 方 集 正 價金 二 十 五
送 料 十 錢

● **最新看護藥物學** 附 藥 病 消 毒 附 處 方 集 正 價金 一 十 二
送 料 十 錢

● **最新藥種商試驗案內** 附 藥 事 法 規 正 價金 九
送 料 十 錢

● **最新製藥者試驗案內** 附 藥 事 法 規 正 價金 八
送 料 十 錢

● **最新賣藥業者案內** 附 賣 藥 法 正 價金 五
送 料 十 錢

● **最新藥事諸屆案內** 附 藥 事 法 規 正 價金 九
送 料 十 錢

● **最新藥種商試驗及第秘訣** 正 價金 六
送 料 十 錢

東京市本郷區龍岡町三六
(本郷區役所電停前區役所隣り)
下田文榮堂醫藥書店
(振替東京二六二八七番)

發賣元

最新刊

沖翁 小泉榮次郎撰 三三判半洋裝極
美背金文字入函入

本日醫藥隨筆集成

紙數七百餘頁・插圖壹百餘箇 正價金參圓五拾錢
口繪三色版一葉・寫眞版六葉
製送料 市內金六錢 內陸金八錢 郵費別金二錢

醫學博士 久保 昂先生 編訂 正第二版

醫學博士 川口二郎先生著

最新實用處方集

全紙數百七十頁
正價金壹圓也
送料一四 錢

珍袖 調劑術大意

發行元 **富倉書店**
東京市本郷區龍岡町卅六番地
電話小石川四二二八番
振替東京一八〇一七番

實驗 推 獎

東京慶應大學醫學部產婦人科教授 川添正道博士
東京帝國大學醫學部產婦人科教室 安井修平博士
東京帝國大學分院產婦人科教室 篠田純吉博士
京都帝國大學醫學部產婦人科教室 佐野順廣博士
九州帝國大學醫學部產婦人科教室 增田純三博士
熊本谷口產婦人科病院院長 廣瀬豐一郎博士
大阪醫科大學產婦人科講師 內野淺次郎博士
大阪新町緒方病院產婦人科長 柏原弘博博士
大阪回生病院產婦人科長 土肥直治博士
大阪土肥產婦人科病院院長 竹村直治博士
日赤大阪支部病院產婦人科 獨乙伯林アール・ヴォルフエンスタイン教授創製

子宮疾患新治療劑 (柔球)
〔獨乙政府特許〕

アセトナール・カプセル

(組成) 本品は一〇%トリクロロールブチルサリチル酸エステルD.R.P.と一〇%アルゾールとを特殊の基礎劑中に配伍せしめて其前者の特異なる鎮痛消炎性と後者の強大なる收斂菌作用とを極度に發揮せしめ以て迅速且つ的確なる著効を奏す

(適應症) 子宮及び子宮附屬器炎の慢性症、並に亞急性性炎症、白帶下、内膜炎、周圍炎、實質炎、癒着性子宮後屈症、頸管加答兒、尿道膀胱炎、膿炎、潰瘍及び糜爛等

(用量) 重症ノモノハ毎日一回一球、輕症は隔日一回又は一週二回

(包裝 定價) 壹箱 拾貳球入 ¥ 2.70

無刺戟 無毒 收斂殺菌消毒劑

アルゾール

撒布用 **パウダー**
塗布用 **クリーム**
洗滌用 **溶液**

(組成) アセトナール・カプセルと同一成分にして膠囊にて包被せざる軟膏

(用量) 一回 一瓦半乃至二瓦

(包裝 定價) 二百五十瓦 壺入 ¥ 5.00
五百瓦 壺入 ¥ 9.00

紛はしき内地製模造品此有り、アセトナールの名稱とアレキの商標に御注意を乞ふ。

製造元 獨逸アテンステット製藥會社
發賣元 日本アテンス商會
大阪市西區北堀江通一ノ四

文獻謹呈

脚氣 豫防— 榮養劑

山田博士 指導創製 **ビタニン**

本劑は最強力VitaminB1にして下記諸症に盛に應用せられつゝあり
脚氣の豫防及治療、一般榮養殊に重症經過中に來る
榮養障及び虚弱小兒、妊娠窓阻、便秘……

粉末 25g 225g 500g 1000g 10cc 5管 10管 50管
液劑 100g 500g 2500g 3.0cc 1管 10管 10管

大阪市道修町五 内外新藥社 東京市本石町三

母乳分泌催進新藥

ラクフォル

(2) 古來民間藥として賞用せる二種の植物より得たる同化性蛋白質にエンチームを合成せしめたる芳香微甘味の粉末にして服用容易、有害作用絶無、服用後早きは即日普通二三日にして分泌旺盛となり、水分のみならず脂肪蛋白質を増加す。

價格 30瓦 ¥1.30 100瓦 ¥4.00 450瓦 ¥17.00

大阪市東區道修町五 内外新藥社 東京市日本橋區本石町三

肺結核 特殊 刺戟體療法

世界的 特效藥 **ルニゲリチニン**

(特效作用) ●本劑は患體の選擇を要せず◎隨時注射による獨特の刺戟により○四六時にして百中の的確に產生發現する全抗體は◎菌毒素と結合中和し◎毒作用を頓挫驅逐進行を阻止し◎逐次益々増強せしめたる除菌免疫體は◎病竈の蒙る特殊の免疫的刺戟反應と相俟つて◎竈内に深達し菌體を破壊病原作用を徹底的喪失せしむ◎故に一般組織細胞を復活し◎而も敏速なる治療を完結するの特效作用を呈す

(驚異的作用) ●本劑の驚異的治療作用は眞に電光的なるを以て◎濃厚液一―二回の注射は些の疑義なく奇蹟的眞價を釋明せらる◎故に多療法效なき難症も回天的に奏效す多々瞭然

包裝並二價格 注射液

LUNGERIDIN		
No.1	6管入	¥ 4.80
	12管入	¥ 9.00
	36管入	¥ 24.50
	60管入	¥ 36.00
No.2	6管入	¥ 9.00
	12管入	¥ 18.30
	36管入	¥ 49.00
	60管入	¥ 72.00
No.3	6管入	¥ 14.40
	12管入	¥ 27.30
	36管入	¥ 73.40
	60管入	¥ 108.00

特選最濃厚液

頑固・重症—注射用
ネオルニゲリチニン
NEOLUNGERIDIN
6管入 21.00
12管入 37.50
36管入 100.00

適應症

◎肺結核(各期) ◎肺尖加答兒 ◎肺尖浸潤 ◎肺
◎胸膜炎 ◎肺膿瘍 ◎肋膜炎 ◎各種 ◎腹膜炎 ◎肺
◎胸の結核 ◎皮膚結核 ◎泌尿生殖器結核 ◎諸
◎肺炎 ◎喉症 ◎呼吸器(諸症) ◎肺萎(諸症)
◎小兒科(諸症) ◎淋病 ◎淋菌性關節炎 ◎肺萎(諸症)
◎呼吸器(諸症) ◎淋病 ◎淋菌性關節炎 ◎肺萎(諸症)

製造發賣元 **東京臟器藥院**

電話 振替東京四三二七二番
高輪三三三番

- | | | |
|-------------|---------|-------|
| 店商郎太市城岩 | 區橋本日市京東 | 店理代 |
| 番七四九〇三東京東替振 | 區橋本日市京東 | |
| 店商七井福 | 區東市阪大 | 店理代 |
| 番七六七二阪大替振 | 區東市阪大 | |
| 店商衛兵吉口山 | 區橋本日市京東 | 店約特東調 |
| 番五九一三東京東替振 | 區橋本日市京東 | |
| 店商林小 | 區東市屋吉名 | 店約持部中 |
| 番六〇〇二屋吉名替振 | 區東市屋吉名 | |

奇效文獻
贈呈
本院

確信と絶対責任を以て奨む



専賣特許
アストロ
喘息二分間治療器

ぜんそく 決定的治療器
九大教授小野寺醫學博士指導



特約店
東京市日本橋區本銀町四丁目
松吉合名會社
大阪市東區道修町二丁目
山口器械店
全國著名器械店藥店にあり

(文獻及説明書呈) (ニセモノ注意)

御試用を乞ふ。價六、八〇 送費三〇

賞讃狀二千有餘通を有し、一度試みられたる者必ずや推奨せらる。取扱簡易にして隨時隨所に使用せられ、一回の藥液使用量僅々半滴に充たす。

然も、中毒副作用絶無にして、漸時根治に導き現今喘息治療に最上の方法として、我國最高學府に於て發明せられてより今や、あまねく全國及び海外の官公私立病院院に使用せらる。

試みざる醫家又は患者ありや?

喘息にして未だアストロを

試みざる醫家又は患者ありや?

喘息發作による激烈なる苦悶の症狀も、二分間内の確に沈靜す、實に其效驚異的なり。

然も、中毒副作用絶無にして、漸時根治に導き現今喘息治療に最上の方法として、我國最高學府に於て發明せられてより今や、あまねく全國及び海外の官公私立病院院に使用せらる。

試みざる醫家又は患者ありや?

喘息にして未だアストロを

試みざる醫家又は患者ありや?

喘息發作による激烈なる苦悶の症狀も、二分間内の確に沈靜す、實に其效驚異的なり。

然も、中毒副作用絶無にして、漸時根治に導き現今喘息治療に最上の方法として、我國最高學府に於て發明せられてより今や、あまねく全國及び海外の官公私立病院院に使用せらる。

試みざる醫家又は患者ありや?

喘息にして未だアストロを

試みざる醫家又は患者ありや?

新藥
脚氣
ストロミン
(胚芽ビタミン)

田口勝太博士創製

適應症

脚氣・榮養障礙・消耗性疾患・妊娠浮腫・
一般ビタミンB缺乏症
包裝定價 { 注射 2c.c. 5管 ¥1.00 50管 ¥7.50
 { エキス 100瓦 ¥2.00 225瓦 ¥4.00 450瓦 ¥7.50
 { 粉末 100瓦 ¥1.90 225瓦 ¥3.80 450瓦 ¥7.10

試供品及
文獻贈呈

發賣元 東京・神田 株式會社 日新醫學社
特約店 東京鳥居商店・大阪武田商店

性慾障礙治療劑
プロクラミン
(鹽酸プロクラミン)

適應症

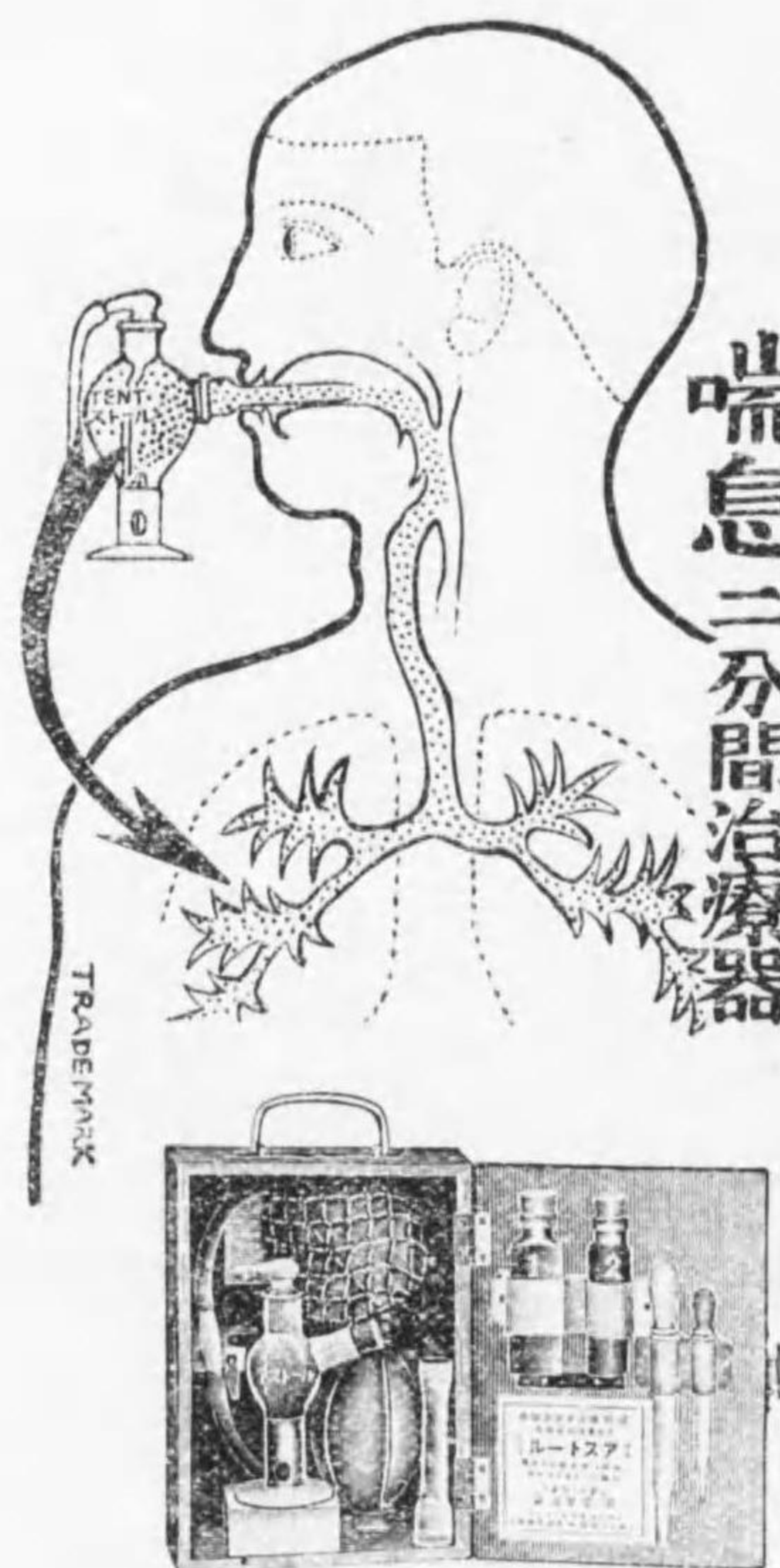
神經衰弱・生殖器障礙・老衰・生殖器發育不全・
動脈硬化症・攝膜腺炎・パセドウ氏病・喘息・攝
護腺甲狀腺官能不足等

試供品贈呈

包裝定價 { 注射 1.1c.c. 6管 ¥3.00
 { 錠劑 50錠 ¥2.00 100錠 ¥4.50 200錠 ¥8.50

發賣元 東京・神田 株式會社 日新醫學社
特約店 東京鳥居商店・大阪鹽野義商店

確信と絶対責任を以て奨む



専賣 特許
アストール

喘息二分間治療器

ぜんそく 決定的治療器
九大教授小野寺醫學博士指導

特約店
東京市日本橋區本町四丁目
松吉合名會社
大阪市東區道修町三丁目
山口器械店
全國著名器械店藥店にあり

(文獻及説明書呈) (ニセモノ注意)

賞讃狀二千有餘通を有し、一度試みられたる者必ずや推奨せらる。取扱簡易にして隨時隨所に使用せられ、一回の薬液使用量僅々半滴に充たず。

官公私立病院院に使用せらる。

然も、中毒副作用絶無にして、漸時根治に導き現今喘息治療に最上の方法として、我國最高學府に於て發明せられてより今や、あまねく全國及び海外の

喘息にして未だアストールを試みざる醫家又は患者ありや？

製造元 大日本東京千駄ヶ谷町三八四
東京 青光社研究所
發賣元 東京市日本橋區本町一ノ五
十三世 小泉御影堂本店

脚氣

田口勝太博士創製

ヌトリミン

(胚芽ビタミン)

新薬

適應症

脚氣・榮養障礙・消耗性疾患・妊娠浮腫・
一般ビタミンB缺乏症

包裝定價
注射 2cc. 5管 ¥1.00 50管 ¥7.50
エキス 100瓦 ¥2.00 225瓦 ¥4.00 450瓦 ¥7.50
粉末 100瓦 ¥1.90 225瓦 ¥3.80 450瓦 ¥7.10

試供品及
文獻贈呈

發賣元 東京・神田 株式會社 日新醫學社
特約店 東京 鳥居商店・大阪 武田商店

性慾障礙治療劑

プロクラミン

(鹽酸プロクラミン)

適應症

神經衰弱・生殖器障礙・老衰・生殖器發育不全・
動脈硬化症・攝腺炎・パセドウ氏病・喘息・攝
護腺甲状腺官能不足等

包裝定價
注射 1.1cc. 6管 ¥3.00
錠劑 50錠 ¥2.00 100錠 ¥4.50 200錠 ¥8.50

試供品贈呈

發賣元 東京・神田 株式會社 日新醫學社
特約店 東京 鳥居商店・大阪 野野義商店

萬有製藥株式會社主要發賣品一覽

效用品名	效用	效用品名	效用
驅微藥 ネオエーラミゾール	治淋利尿内服新藥	殺菌消毒劑「萬有」 ホモフラヴィン (注射用特製品)	肺結核新注射藥 クリゾタン
驅微新藥 ネオスチバルサン (專賣特許)	殺菌消毒劑「萬有」 ホモフラヴィン (注射用特製品)	深達性殺菌消毒注射新藥 ビオゲノール	止血劑 アドネフリン
驅微新藥(專賣特許) スルフォエーラミゾール (靜脈、筋肉注射併用最適品)	局所麻酔藥 パンカイン	不溶性局所麻酔藥 アナルゲシン	上皮形成催進劑 レレゲロート軟膏
驅微内服新藥 アメーバ赤痢特效藥 オスワルサン	不溶性局所麻酔藥 アナルゲシン	ロイマチス神経痛特效内服新藥 ギトーザン	日本住血吸蟲病アメーバ赤痢肝臟チストマ 肺チストマ特效注射藥 スチフナール
祛痰鎮咳内服新藥 シヤポニン 「萬有」	ロイマチス神経痛特效内服新藥 ギトーザン	結核治療強壯劑 ヌトローゲン「萬有」	
建胃強壯劑 パンキナチン			

其他各種新藥注射液滅菌蒸餾水等

型錄御申
越次第進呈

東京市日本橋區室町三丁目
萬有製藥株式會社
出張所 大阪市東區今橋三丁目二五
名古屋市東區京町四丁目一九

造血榮養肝臟製劑

パンリバ

貧血療法之新發見

本劑は米國のミノット、マーフキー及コトーン三氏發見の肝臟中の造血成分を巧に抽出したる強力無比の新製品にして他の類似品の追隨を許さざる優秀品なり且臭氣なく美味なるが故に服用容易なり本品は惡性貧血は勿論種々の續發性貧血に對して造血作用顯著にして僅に一二週間に於て既に血球二三百萬箇の増加を來し「ヘモグロビン」も亦二三十%の増量を來し更に數週乃至數ヶ月に亘り持續するときは益造血作用旺盛となり蒼白の皮膚は紅色を潮し病弱を變じて強健たらしむるに至る。

適應症 惡性貧血、種々の續發性貧血、内科的出血(肺、胃、腸出血)外科的出血(痔、鼻、外傷、手術等の出血)産婦人科的出血、産褥の貧血、小兒老人の貧血衰弱、種々の急性及慢性の疾患に因る貧血衰弱、十二指腸虫貧血に著効を奏す又肺結核(外科的結核にも)患者に常用せしむるときは貧血衰弱を治し榮養を佳良ならしむ其他脚氣、ネフローゼ、スコルブット、妊娠子癇に實用す。

尙本劑は免疫抗体產生臟器細胞を刺戟して抗体の產生を旺盛ならしむるの特性を有するが故にチフス、赤痢等の急性傳染病及結核患者に常用せしむるときは病原に對する抗体產生作用を促進し造血榮養作用と相待つて益々疾病の經過を佳良ならしむ。

用法 粉末ハ一回〇.七―一.五瓦 錠劑ハ一回三―六錠一日三回内服
種類 粉末 二五瓦、一〇〇瓦、五〇〇瓦、一、〇〇〇瓦、二、〇〇〇瓦、三、〇〇〇瓦、四、〇〇〇瓦、五、〇〇〇瓦、六、〇〇〇瓦、七、〇〇〇瓦、八、〇〇〇瓦、九、〇〇〇瓦、一〇、〇〇〇瓦、一〇〇瓦、五〇〇瓦、一、〇〇〇瓦、二、〇〇〇瓦、三、〇〇〇瓦、四、〇〇〇瓦、五、〇〇〇瓦、六、〇〇〇瓦、七、〇〇〇瓦、八、〇〇〇瓦、九、〇〇〇瓦、一〇、〇〇〇瓦

大阪市東區道徳町三丁目 發賣元 塩野義商店
 東京市日本橋區本町三丁目 發賣元 鳥居商店

萬有製藥株式會社主要發賣品一覽

效用品名	效用品名	效用品名
驅微藥 ネオエーラミゾール	治淋利尿内服新藥 ウワウルチン	ロイマチス神經痛特效注射藥 ギトーサン注射液
驅微新藥 ネオスチバルサン (專賣特許)	殺菌消毒劑「萬有」 ホモフラヴィン (注射用特製品)	肺結核新注射藥 クリゾタン
驅微新藥(專賣特許) スルフォエーラミゾール (靜脈、筋肉注射併用最適品)	深達性殺菌消毒注射新藥 ビオゲノール	止血劑 アドネフリン
驅微内服新藥 アミーバ赤痢特效藥 オスワルサン	局所麻醉藥 バンカイン	上皮形成催進劑 レゲロート軟膏
祛痰鎮咳内服新藥 シヤボニン 〔萬有〕	不溶性局所麻醉藥 アナルゲシン	日本住血吸蟲病アミーバ赤痢肝臟チストマ肺チストマ特效注射藥 スチブナール
建胃強壯劑 バンキナチン	ロイマチス神經痛特效内服新藥 ギトーサン	結核治療強壯劑 ヌトローゲン「萬有」

其他各種新藥注射液滅菌蒸餾水等

型錄御申
越次第進呈

東京市日本橋區室町三丁目

萬有製藥株式會社

出張所

大阪市東區今橋三丁目二五
名古屋市東區京町四丁目一九

造血營養肝臟製劑

貧血療法之新發見

パンリバ

本劑は米國のミノット、マールキー及コーン三氏發見の肝臟中の造血成分を巧に抽出したる強力無比の新製品にして他の類似品の追隨を許さざる優秀品なり且臭氣なく美味なるが故に服用容易なり本品は悪性貧血は勿論種々の續發性貧血に對して造血作用顯著にして僅に一二週間にして既に血球二三百萬箇の増加を來し「ヘモグロビン」も亦二三十%の増量を來し更に數週乃至數ヶ月に亘り持續するときは益造血作用旺盛となり蒼白の皮膚は紅色を潮し病弱を變じて強健たらしむるに至る。

適應症 惡性貧血、種々の續發性貧血、内科的出血(肺、胃、腸出血)外科的出血(痔、鼻、外傷、手術等の出血)産婦人科的出血、産褥の貧血、小兒老人の貧血衰弱、種々の急性及慢性の疾患に因る貧血衰弱、十二指腸虫貧血に著効を奏す又肺結核(外科的結核にも)患者に常用せしむるときは貧血衰弱を治し榮養を佳良ならしむ其他脚氣、ネフローゼ、スコルブット、妊娠子癩に賞用す。

尙本劑は免疫抗体産生臟器細胞を刺戟して抗体の産生を旺盛ならしむるの特性を有するが故にチフス、赤痢等の急性傳染病及結核患者に常用せしむるときは病原に對する抗体産生作用を促進し造血營養作用と相待つて益々疾病の経過を佳良ならしむ。

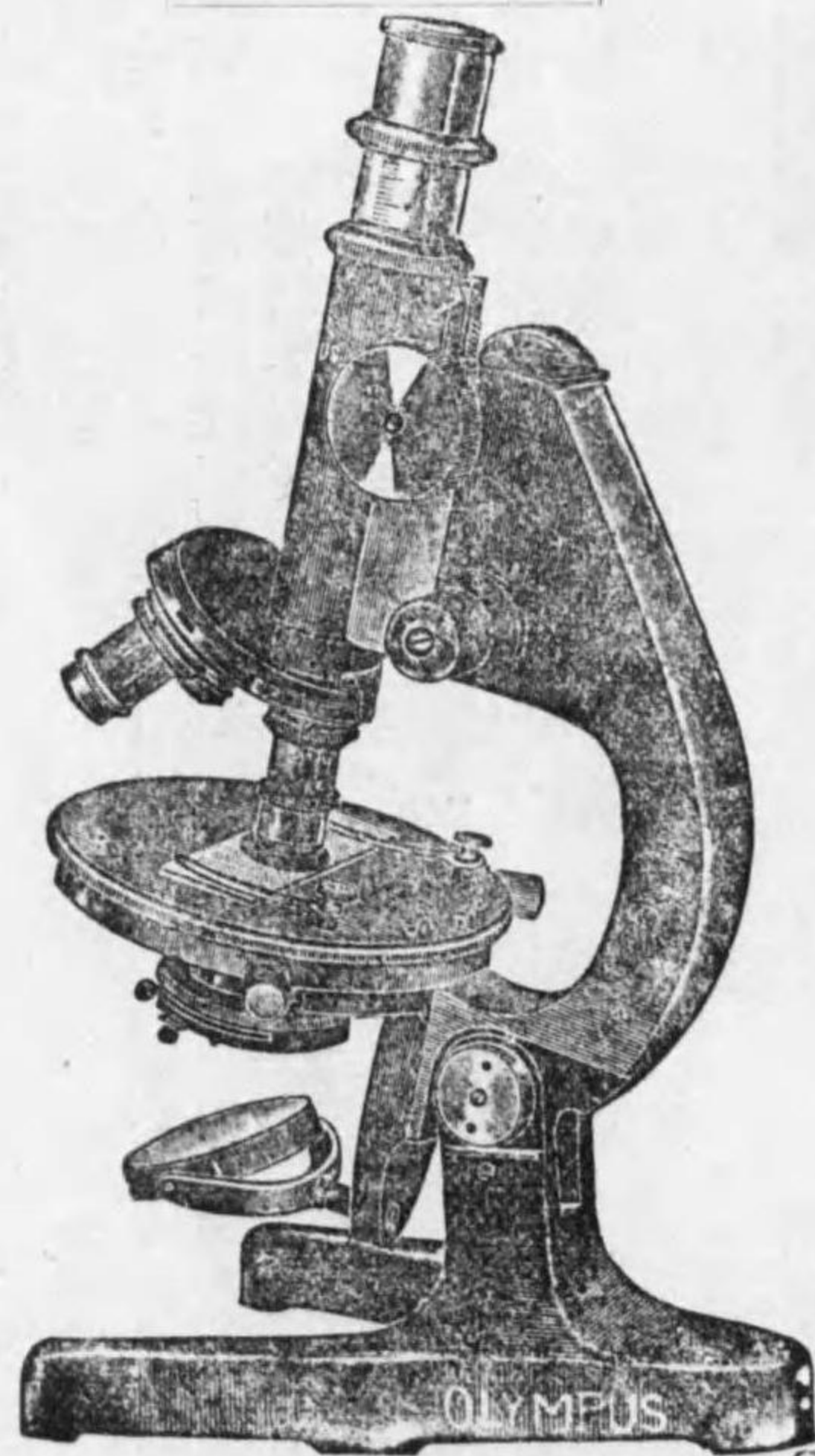
【用法】 粉末ハ一回〇、七一、五瓦 錠劑ハ一回三一六錠一日三回内服

【種類】 粉末 二五瓦二、三〇一〇〇瓦七、五〇二二五瓦一六、〇〇四五〇瓦三〇、〇〇〇
錠劑 五〇錠一、四〇一〇〇錠二、五〇三〇〇錠七、〇〇五〇〇錠一、〇〇〇

大阪市東區道徳町三丁目 發賣元 株式會社 塩野義商店
東京市日本橋區本町三丁目 發賣元 株式會社 鳥居商店

鏡微顯スパンリオ

商工省撰定
優良國産品



(壹圓) 置裝浸油
新型昭和高千穂製所
岩崎醫學器械店
東京市神田區松住町
角(前場留) 電話 三五五番
東京 九二〇番

商工省ヨリ顯微鏡研究費ノ御下賜並ニ工作機械ノ御貸與ヲ辱フシ研鑽ノ結果舶來品ニ毫モ遜色無キ優良品ノ製出ニ成功シ得タルハ竊ニ弊社ノ誇リトスル所ニ候。
本邦經濟界ノ重大時機ニ際會シ、機構ノ精良ト價格ノ低廉トヲ目標トシ外國品輸入防遏ニ努力シ來リタル功茲ニ顯レ今回優良國産品トシテ商工省撰定品タルノ名譽ヲ博シ、聲價頓ミニ高キヲ加ヘ候。而モ左記ノ廉價ヲ以テ提供仕リ候ヘバ奮テ御愛用希上候。

新型と千五
百倍提供す

昭和號
接物鏡 3, 7, 15
接眼鏡 I, III, VI
接眼鏡 3, 7, 15
接眼鏡 I, III, VI
五十倍乃至
千五百倍
五十倍乃至
九百卅倍

新特價 百七拾八圓
新特價 百二十五圓
(各送料金三圓五十錢)

動脈硬化血壓亢進治療劑

HIPOTOBERY

ヒポトベリ

【用法】
毎日一管宛を皮下に注射す
血壓下降につれ隔日となす
時により一回二ccを注射す
るも差支なし。血壓亢進
溢血等の豫防の目的にも一
回一cc宛を注射す。

【内容】
琥珀酸エチレンチア
ミン亞硝酸鹽にテオ
イルリン有機酸鹽とし
よる無色透明の注射劑
にして絶對無痛となし
たるものなり。

【價格】
注射 1.1cc 1管 (1,000)
1.1cc 1管 (1,000)

【特徴】
本品は單なる亞硝
酸鹽の如き一時
の效果に非ず
動脈硬化血圧亢
進の連用して心
腦溢血等症を
等に連用して心
確に連用して心
用なし。

目下二町修道市阪大
店商衛兵長田武 社會式株 店約特

目下三町崎三區田神市京東
社學醫新日 社會式株 元賣發

パストリジン

肺炎・結核消炎鎮痛

前々北大學醫學專 溝口龍三氏創製
門部 藥物學教授

——適應症——

肺炎加答兒・肺結核・肋膜炎

ロイマチス・腹膜炎等

包裝定價 20c.c. 10管 ¥ 2.60

試供品及文獻贈呈

發賣元 株式會社 日新醫學社
特約店 東京 鳥居商店・大阪 武田商店

オトギニン

神經痛並ロイマチス特效劑

本劑は日本アルプス山麓一帶の高原地方の原産 Gutt'fera 屬植物の葉莖中に存する一種のグリコシードを有効成分として抽出分離精製し、肩凝・腰痛・帶狀皰疹等に對し有效的に作用し其效果確實なり。

包裝定價 1c.c. 5管 ¥ 1.20 50管 ¥ 10.00

〔試供品贈呈〕

發賣元 株式會社 日新醫學社
特約店 東京 鳥居商店・大阪 武田商店

CHLOCAFRAVIN

殺菌消炎新劑

クロカラフラザイン

〔組成〕

本品は國産アクリチン系の色素即ち三・六チアミノ、一〇メチール、アクリチニウムクロリッド（フラグイノール）を滅菌クロールカルチウム溶液に特殊の操作により溶解せる注射薬にして、本品二〇ccアンブル中フラグイノール〇・五%五cc及び二%のクロールカルチウムを含有す。

〔特徴〕

本劑は組織滲透性強烈にして病原菌發育抑制作用著しきフラグイノール（掲前）とクロールカルチウムの共同作用により一般淋毒性疾患及びフラグイノールの適應症に卓效あり

〔適應症〕

本品は淋毒性疾患に對し、未だ嘗て他劑に見ざる治療的價値を認められ、淋病、尿道炎、大腸菌性傳染疾患、敗血症、産褥熱、肺炎、化膿性淋巴腺炎、膿瘍炎、流行性感胃、丹毒、猩紅熱、フィラリア病、肺壞疽、腦膜炎、流行性腦脊髄膜炎、嗜眠性腦炎、關節ロイマチス等其の他一般カルチウムの適應症に應ずる等範圍極めて廣汎なり。

〔包裝及價格〕 100cc 二管入 二〇〇
50cc 五管入 九〇〇

發賣元 東京市神田區三崎町三丁目
株式會社 日新醫學社
特約店 大阪市東區道修町二丁目
株式會社 武田長兵衛商店



國產・犬印分析用證明付⇒

化學用藥品

目錄贈呈

營業科目

化學用藥品
 分析用藥品
 顯微鏡用色素
 一般工藝用藥品
 鑛業用藥品
 寫真及製版用藥品
 釀造用藥品
 農藝用藥品
 製紙用藥品
 窯業用藥品
 試藥並規定規液
 醫藥及最新藥
 化學器械度量衡

海外特約直輸入

獨逸メルク會社
 獨逸カールバウム會社
 獨逸グリユベル會社
 英國ジョンソン會社

東京市日本橋區本町三丁目十四・五番地

會社資小西宗七商店

電話日本橋(24)〇八二五番 三六八三番 三七四一番

昭和七年六月二十七日印
昭和七年七月一日發行

定價壹圓九拾錢

發行者 朝陽會長 杉

精三

東京市麴町區大手町一丁目五番地
內閣印刷局內朝陽會

發行所 朝陽會

會

東京市麴町區大手町一丁目五番地
內閣印刷局內
振替口座東京四三六〇五番

印刷所

中屋三間印刷株式會社

東京市京橋區築地四丁目四番地

販賣所

株式會社

日新醫學社

東京市神田區三崎町三丁目七十四番地
電話九段(33)三三三一四番
振替口座東京參參貳壹番

50
224八

終